

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）
研究開発領域「犯罪からの子どもの安全」
研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」
研究開発プロジェクト「犯罪から子どもを守る司法面
接法の開発と訓練」

研究開発実施終了報告書

研究開発期間 平成20年10月～平成24年9月

研究代表者氏名 仲真紀子
所属、役職（北海道大学大学員文学研究科、教授）

目次

1. 研究開発プロジェクト	2
2. 研究開発実施の要約	2
2-1. 研究開発目標	2
2-2. 実施項目・内容	2
2-3. 主な結果・成果	3
2-4. 研究開発実施体制	10
3. 研究開発実施の具体的な異様	11
3-1. 研究開発目標	11
3-2. 実施項目	12
3-3. 研究開発結果・成果	13
3-4. 今後の成果の活用・展開に向けた状況	60
3-5. プロジェクトを終了して	61
4. 研究開発実施体制	63
4-1. 体制	63
4-2. 研究開発実施者	65
4-3. 研究開発の協力者	66
5. 成果の発信やアウトリーチ活動など	66
5-1. ワークショップ等	66
5-2. 社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など	73
5-3. 論文発表	78
5-4. 口頭発表	80
5-5. 新聞報道・投稿、受賞等	86

1. 研究開発プロジェクト

- (1)研究開発領域：犯罪からの子どもの安全
- (2)領域総括　　：片山恒雄
- (3)研究代表者　：仲真紀子
- (4)研究開発プロジェクト名：犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練
- (5)研究開発期間： 平成20年10月～平成24年9月

2. 研究開発実施の要約

2-1. 研究開発目標

2000年に児童虐待防止法が制定され、子どもに対する虐待を発見し、対処しようとする動きが高まってきた。厚生労働省によれば、2000年には17725件であった児童相談所への相談件数は、2012年では59862件である(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002fxos.html>)。事件や事故のみならず、家庭内の虐待から子どもを守ることは緊急の課題である。

子どもの安全を確保し、問題の解決を目指すには、子どもから出来事や状況について正確に話してもらうことが重要である。しかし、大人に比べ記憶、コミュニケーションなどの認知能力が十分に発達しておらず、被暗示性（他者の言葉を受け入れ、誘導される傾向性）の強い子どもにおいては、事実を確認することは容易ではない。このことを踏まえ、欧米では1980年代頃から証拠的な価値の高い情報を収集することを目指す面接法（司法面接法：forensic interviews, investigative interviews）が工夫され、用いられてきた。しかしながら日本においては、日本の事情に適した司法面接法の開発、そして実際に用いるためのトレーニング（研修）は十分に行われてこなかった。

そこで本プロジェクトでは、基礎的研究にもとづき司法面接法およびその訓練プログラムを開発すること、そして専門家に対する研修を提供することを目標とした。具体的には、以下の3点の達成を目指した。

- (1) 基礎研究の成果にもとづき、司法面接法とその訓練プログラムを開発する。
- (2) 4年間の期間中に、年延べ少なくとも36人、計144人以上の専門家を対象に面接法の研修を実施し、効果を測定する。
- (3) (1) (2)、および下記の(4)の成果をもとに面接法と訓練プログラムのパッケージを作成し、社会に提供する。

2-2. 実施項目・内容

以下、実施項目・内容を簡潔に示す。

- (1) 基礎研究の成果にもとづき、司法面接法とその訓練プログラムを開発する。

日本の子どもに適用できる司法面接法を開発するには、認知心理学・発達心理学の研究により、子どもの認知機能に明らかにすることが重要である。そこで主に以下の3つの側面から基礎研究を行った。

- ① 幼児・児童による出来事の報告の特性：いつ（時間表現）、どうした（出来事の報告）、どう感じた（感情表現）
＊出来事の報告のうち「だれ」（人物識別）については杉村グループが担当した。杉村グループの実施項目を⑤にまとめる。
- ② 幼児・児童から報告を求める方法：面接法、補助物の使用
- ③ 幼児・児童の報告に対する専門家・非専門家の意識：子どもの証言に関する意識調査、録画の仕方の効果
- ④ 幼児・児童による目撃証言に関する国外調査ならびに文献研究
- ⑤ 【杉村グループ】幼児による人物同定の正確性に影響を及ぼす要因、ならびに人物識別に

用いられる情報の特徴の解明：文献研究，現実的な場面に即した実験的研究，眼球運動測定装置を用いた分析的な研究

- (2) 4年間の期間中に，年延べ少なくとも36人，計144人以上の専門家を対象に面接法の研修を実施し，効果を測定する。

以下の2種類の研修を実施し，効果を測定した。

- ① 道内研修：北海道児童相談所，札幌市児童相談所職員を対象とし，4年間に計107人（年延べ107人，延べ428人）の専門家に研修を行った。
- ② 道外の研修：他機関とも連携し，道外の児童相談所，検察庁，警察，家庭裁判所，弁護士会等の専門家831人を対象に1-3日間の研修を行った。

- (3) (1) (2) の成果をもとに面接法と訓練プログラムのパッケージを作成し，社会に提供する。

道内研修，道外研修のための資料を作成し，使用・配布している。これは2013年度中に公刊し，社会により広く提供できるように図る。

2-3. 主な結果・成果

主な結果・成果を，項目ごとに示す。

- (1) -1：仲グループ基礎研究の成果にもとづき，司法面接法とその訓練プログラムを開発する。

司法面接法の開発や研修の基盤となる知見を得るために，認知心理学，発達心理学の観点から，①幼児・児童による出来事の報告特性，②幼児・児童から報告を求める方法，③幼児・児童の報告に対する専門家・非専門家の意識を行い，また，④幼児・児童による目撃証言に関する国外調査ならびに文献研究を行った。それぞれの内容と成果を示す。

① 幼児・児童による出来事の報告の特性

子どもの記憶，コミュニケーション，被暗示性などについて基礎的な能力の調査を行った。これらの知見は，研修における講義や，何をどこまで聞くかの目安として利用した。

1) いつ：時間表現

事実確認においては時間の特定は必須事項である。しかし，幼児，児童がどのような時間概念をもち，時間を表す言葉をどの程度正確に使用できるのかについての知見は限られている。そこで，本研究では109人の幼児および児童に対し，母親を介して調査を行った。課題は，子どもに今日，昨日，おとといにあったことを話してもらうこと（その正確性を母親に推定してもらう），および母親に，子どもが時間を表す概念（曜日，時刻等）をどの程度理解出来ているか，産出できているかを調べるものであった。本データは，現在分析中である。

2) どうした：出来事の報告（トピック，発話量）（尾山・仲，印刷中）

子どもがどのように出来事を語るかは，事実確認の中核となる重要な課題である。特に，ポジティブな出来事のみならず，ネガティブな出来事についての報告の態様を明らかにすることは，司法面接で量・質的にどのような報告を期待できるかに関する目安を与えてくれる。本研究では50人の幼児を対象とし，5つの報告を求めた。すなわち，

(i) 日常のルーチン，(ii) 親がトピックを選んだポジティブな出来事，(iii) 親がトピックを選んだネガティブな出来事，(iv) 子どもがトピックを選んだポジティブな出来事，(v) 子どもがトピックを選んだネガティブな出来事であった。その結果，子どもは親の選んだトピックについて，また，ポジティブな出来事についてより多く，詳細を報告すること，年中児から年長児になると，発話量や発話の内容が増加することが示された。

3) どう感じた：感情語彙（仲，2010）

気持ちや感情は出来事の重要な要素であり、司法場面においても有用な情報である。本研究では、子どもの安全、保護という観点から、子どもが気持ちをどのように表現するのかを発達的に調査した。幼児、小学校1年、2年、4年、6年の計127人に、10の人形劇(なくした眼鏡を見つける、無理矢理遊びに誘われる、理不尽にどなられる等)を示し、登場する人形の気持ちについて質問した。その結果、幼児においては1/3の反応が“分からない”であったが、年齢発達とともに、内的状態(悲しい等)や、行動(～している)、期待(～したい)、疑問(どうして～になったのか)などに言及することで、人形の気持ちを表現するようになった。全体として、ポジティブな気持ちよりもネガティブな気持ちを表す語彙の方が豊かであり、また、性差が見られた。

② 幼児・児童から報告を求める方法

1) 面接法：自由再生、イメージ化、質問、オープン面接（仲、印刷中）

出来事の報告を求める際、どのような方法を用いれば、より正確な情報をより多く聴取できるのか。ここでは249人の児童(8歳と10歳)を対象に、(i)自由再生、(ii)文脈復元(イメージ化)を伴う自由再生、(iii)誘導的な情報を含む質問、(iv)オープン質問による個別面接(オープン面接)の効果を検討した。方法は、児童に動画を提示し、4つの条件のいずれかにより、出来事の想起を求めるというものであった。また、その後、再認テストを行い、5-6日後に再度、自由再生と再認テストを行った。その結果、オープン面接は他の条件に比べ、より多くの正確な情報を引き出すこと、文脈復元を伴う自由再生は、高学年の児童においては自由再生と質問条件よりも誤りを増やすことなく正確な情報を引き出しが、低学年の児童においては、後の再認が不正確になることが示された。これらの結果から、正確な情報を引き出すのみならず、後の記憶を比較的正確に保つには、オープン面接が適切であることが示された。

2) 補助物の使用：ドール、描画（上宮・仲、2010）

司法面接において補助具(例えは性器を備えたアナトミカル・ドール等)を用いることについては、有用だとする説、誘導となるという説が混在している。補助具の利点や問題を、日本の幼児を対象に検討しておくことは重要である。本研究では(性的なトピックへの誘導の可能性が低い)一般的な人形を用い、こういった人形が子どもによる出来事の報告にどのような影響を及ぼすのかを検討した。幼児26人に動画を提示し、その内容について、人形を用いて報告させる人形条件と、言語のみで報告させる言語条件とを比較した。その結果、人形を用いると代名詞が増加し、言語報告が少なくなること、空間的位置、順序などの特定については、人形条件でより正確な情報が得られることが示された。人形を用いることの有効性と危険性について議論した。

③ 幼児・児童の報告に対する専門家・非専門家の意識

1) 「子どもの証言は信用できるか」(Naka et al., 2011)

司法面接法は、「子どもは被暗示性が高い」「子どもの供述は正確性が低い」という認識の上に立っている。そうであるからこそ、誘導や暗示のない面接を行うことが重要となる。一般成人が子どもの供述・証言の信用性についてどのような意識をもっているかは、司法面接を用いるかどうかの選択や、子どもの供述・証言の評価に大きな影響を及ぼすだろう。本研究ではより大きな調査の一環として、子どもの証言の正確性や子どもの被暗示性について検討した。調査1では294人の社会人に対し、調査2では90人の社会人に対し、目撃証言に関する様々な命題とともに(i)「幼児の証人は、成人の証人に比べ、正確さの度合いが低い」(ii)「幼児は大人よりも、事情聴取時における暗示や、他者からの圧力、その他の社会的影響を受けやすい」について検討した。先行研究によれば、法と心理学の専門家は、(i)については62%、(ii)については93%が同意している(Kassinらによる)。しかし、一般社会人の判断は(i)への同意は31%でむしろ反対の反応が多かった。(ii)についても同意は79%である。全体として、子どもの証言は信用できるとする判断が多く、その脆弱性を指摘することの重要性が示唆された。

2) 質問法、録画法が証言の信用性判断に及ぼす効果（仲, 2012）

司法面接は録画することが多い。録画という媒体で示される子どもへの面接は、どのように評価されるのだろうか。本研究では、録画における面接の方法と記録の方法が、子どもの供述の評価に及ぼす効果を (i) 面接方法（オープン質問による面接かクローズド質問による面接か）、(ii) 録画方法（被面接者を重点的に録画するか、面接者と被面接者の両方を録画するか）の観点から検討した。「おじさんが妹のおなかを蹴った」という架空の供述を、面接法（オープン／クローズド）×録画方法（録画なし／子ども中心／子どもと面接者）の6バージョンで記録し、刺激材料として大学生に提示し、評定（信頼性、自発性、説得力、面接の適切性、感情を動かされたか、面接者の発話か子どもの発話かで混乱が生じたか、子どもの証言能力）を求めた。また、「おじさん」が有罪である可能性、（有罪の場合は）量刑、加えて「子どもは一般に何歳くらいから証言できると思うか」について回答を求めた。その結果、オープン質問による面接の方が全体的に評価が高く、有罪判断が多かった。録画方法の効果は「一般に何歳くらいから証言できると思うか」の判断においてのみ見られ、子どもを重点的に写した映像を見た参加者は、他の映像を見た参加者よりも、証言できる年齢を低く想定していた（7歳v10歳）。面接の評価には、録画方法よりも面接方法のほうが影響力が大きいといえる。

④ 司法面接に関する国外調査ならびに文献研究

1) 国外調査(Newsletter, 司法面接通信)

以下の調査を行った。

- アメリカ・オレゴン州ケアズノースウェスト：司法面接とワンストップセンターの開設について（Newsletter 1, p. 6）
- 韓国・ソウル市ワンストップサポートセンター：司法面接と多職種連携について（Newsletter 1, p. 6）
- アメリカ・ワシントン州アメリカ虐待児童対応専門家協会APSAC：司法面接研修について（Newsletter 2, p. 6）
- アメリカ・ユタ州子ども司法センター：司法面接研修について（Newsletter 3, p. 5-6）
- アメリカミネソタ州コーナーハウス：司法面接研修について
- イスラエル・ハイファ大学・ハーシュコヴィツ教授より：NICHD司法面接の開発、使用、効果、研究について（Newsletter 4, p. 4-5）
- オーストラリア・メルボルン・ワンストップセンター：被害児童と被疑少年への対応について
- イギリス・サセックス州スラッファムマナー警察研修所：被疑者面接研修について（Newsletter 7, p. 7）
- プエルトリコ・プエルトリコ医科大学・ミラバル教授より：ワンストップセンターの立ち上げと維持について

2) 子どもの証言と面接法（仲, 2012）

司法面接は子どもから出来事の報告ができるだけ正確な情報をより多く引き出すこと、また、面接の繰り返しによる二次被害から子どもを守ることを目指している。2012年に、この10-20年の間に著しく発達してきた司法面接に関わる研究に焦点を当てて文献レビューを行った。特に、司法面接を構成する要素について、そのエビデンスとなる研究を概観した。

⑤ 幼児による人物同定の正確性に影響を及ぼす要因、ならびに人物識別に用いられる情報の特徴を明らかにする。

ここでは基礎研究の一環として杉村グループが行った、幼児による人物同定に関する研究をまとめて示す。

1) 文献研究

子どもの目撃証言時における言語供述や人物同定に関する国内外の学術研究等の文献

資料の収集・整理・分析を行った。そして、この研究領域における3つの問題点、すなわち、人物識別における言語供述との視知覚判断との競合についての研究の不足、変装等による人物の外観の変化の影響に関する研究の不足、目撃記憶と直結する子どもの視覚情報処理・注意研究の欠落を指摘した。

2) 現実的な場面に即した実験的研究

子どもによる人物同定の正確性に影響する要因を明らかにするために、子どもに出来事を目撃させ、人物の写真識別を行わせるという研究手法で、4つの実験研究を行った。

2-1) 顔再認の正確性に及ぼす言語供述の影響 (Sugimura)

写真識別の前に言語による人物描写を行うと再認成績が低下する傾向（言語陰蔽効果）について、幼児を対象に検討した。また、日本の幼児の言語記述の特長についても調べた。幼児37人を、顔再認の前に顔の特徴について言語供述を行わせる「言語化群」と、行わせない「なし群」に分け、8分間程度の実際の出来事を提示し、翌日出来事の再生、登場人物の特長の言語供述（言語群のみ）、顔再認テストを行った。顔再認テストでは、出来事に登場した人物の写真とディストラクタ5枚の計6枚のラインナップを同時提示し、その中に出来事に登場した人物が「いる」か「いない」か「わからない」かを判断させ、「いる」と答えた者にのみ写真選択を行わせた。その結果、ラインナップの中に登場人物がいると答えた者では言語化群の方が再認成績が低い傾向があり、言語化が写真による顔の再認に妨害的に働くことが示唆された。登場人物の顔を言語化しようとして、言語情報に変換が可能なおまかなかんがい情報が喚起され、言語化できない些細な情報の弁別が阻害されたと解釈できる。出来事の再生に、人物情報を含めた者はほとんどおらず、幼児から自発的に人物の情報が含まれているような供述を得ることは難しいことが示唆された。登場人物の特徴の言語供述については、性別以外の情報で信憑性のある情報は得られず、人物の形態的特徴を述べた者は髪の毛の長さに言及した1名（0.05%）のみであった。また、どんな顔だったかという質問に対しては、人物同定の手掛かりにはならない「かわいい」などの主観的な印象を述べる傾向が強かった。

2-2) 顔再認の正確性に及ぼす変装等による人物の外観の変化の影響 (Sugimura, 2010)

変装の有無が顔再認の正確さに及ぼす影響、ならびに（事件では主要な役割を果たさない）周辺人物の存在の認識について検討した。幼児76名を、目撃時とラインナップ時で同じ顔の人物を再認する「普通群」と、ラインナップとは異なり、髪型を変え眼鏡をかけた人物を目撃する「変装群」と変に分けた。紙芝居を読む女性（主要人物）と紙芝居を手渡すのみの男性（周辺人物）が登場する約8分間の実際の出来事を目撃させ、翌日主要人物と周辺人物に関するテストを行った。主要人物の顔再認1)の手続きと同様である。周辺人物の存在の認識と顔再認では、周辺人物の存在について、紙芝居をしてくれた人の他に部屋に誰かいたかいなかったかを尋ね、「いた」と答えた場合にのみ主要人物と同様の手続きで顔再認を行わせた。その結果、主要人物の再認では、普通群ではラインナップに主要人物がいると答えた者が多く（54.1%）、変装群ではいないもしくはわからないと答えたものが多かった（71.8%）。また、変装群での顔再認正答者はわずかであり（5.1%）、目撃時のターゲットの髪型や眼鏡の有無などの容貌が再認時の写真と異なる場合には、写真による人物同定の信憑性はほとんどないことが示唆された。周辺人物の存在認識については、いなかった、わからないと答える者が31.6%であり、これらの幼児は周辺人物に注目していなかったか、「紙芝居をした人の他に誰かいたか」という質問の意味を、質問者の意図と異なった解釈をした可能性がある。質問者は、紙芝居を実演した人物は主要人物のみで周辺人物は紙芝居をした人物ではない、という意図で質問を行ったが、周辺人物も紙芝居をした人物だと解釈した幼児がいたため、誤反応が多くなったと推察された。

2-3) 顔再認に及ぼす繰り返し質問の影響 (Sugimura, 2011)

同一人物について時間間隔をおき複数回の顔再認テストを行った場合、幼児の反応が変化するかどうかを検討した。幼児75名に、2名の人物が登場する8分間程度の実際の出来事を提示し、翌日ならびに約1ヶ月後の2回、同一の方法で顔再認テストを行った。再認手続きは1)と同様である。その結果、再認では75名中26名(34.7%)の反応が変化し、とくに、1日後にはわからないと判断したが1ヶ月後には、ラインアップにいる／いないと何らかの判断をする者が多い傾向にあった。写真選択については、41名中30名(73.2%)の反応が変化し、とくに、1日後と1ヶ月後で異なる人物の写真を選択する者、また、1日後にはわからないと判断したが1ヶ月後には誰かの写真を選択する者が多い傾向にあった。これらの結果から、時間をおいた複数回の顔再認を行わせると、「わからない」という正しい自己のモニタができなくなり、何らかの（自己の記憶を反映しない）判断をしてしまう可能性が高くなることが示唆された。

2-4) 顔再認に及ぼすラインナップの方法の影響 (Sugimura)

幼児は成人と比較すると、誤再認（提示された写真の中に犯人がいないにもかかわらず誰かを犯人として選択してしまう）をする傾向が高いことが示されている。本研究では、近年、欧米の研究で考案されている子どもの誤再認を減らす人物識別のラインアップの方法（消失提示法）の有効性について検討した。幼児84名、成人83人に、パソコンの画面で男性と女性が登場する80秒間のビデオを見せた後、男性の写真6枚を提示して、先ほどビデオで見た男性の写真を以下の2つの方法のいずれかで選択させた。なお、6枚の中に登場人物が含まれているプレゼント条件と、含まれていないアブセント条件を設けた。(i) 同時提示法では、6枚の写真を同時に提示して、写真の中にさっき見たと思う男の人が「いる」か「いない」か「わからない」かを判断させ、「いる」と答えた場合に、どの写真かを選択させる。(ii) 消失提示法では、6枚の写真を同時に提示して、さっき見たと思う男の人と一番似ていると思う人を一人選択させ、その人の写真のみを再び提示（残りの5人の写真は消す）して、もう一度その人がさっき見た男の人と同じかどうかを判断させる。その結果、プレゼント条件では、幼児も成人も、正再認率と誤再認率に提示方法による差は見られなかった。しかし、幼児、成人ともに、消失提示において誤棄却（誤って登場人物はラインアップに含まれないと判断する）をした者が少なかった。アブセント条件では正棄却と誤再認いずれにおいても提示方法による差はみられなかった。プレゼント条件で、幼児と成人の正再認率を比較したところ、消失提示において成人の方が正再認をした者が多かったが同時提示では差はなかった。また、成人は幼児よりも同時提示において誤棄却を行った者が多かった。アブセント条件では、同時提示と消失提示とも、幼児よりも成人の方が正棄却を行った者が多かったが、誤再認については両者の差はみられなかった。これらの結果から、消失提示には誤棄却を減らす効果はあるものの、幼児の正再認率を高めたり誤再認を減らす効果は見られないことが示唆される。また、従来の研究と同様、成人と比較すると幼児は、ラインアップに登場人物がいない場合に「いない」と正しく判断できない傾向が確認された。

3) 眼球運動測定装置を用いた分析的な研究

子どもと成人が人物識別を行う際の情報処理の特徴を明らかにするために、人物識別の際の目の動きを眼球運動測定装置で記録・分析する研究手法で、2つの実験研究を行った。

3-1) 顔の性別判断時の視線分析 (Sugimura)

幼児が行う顔の性別判断は、（顔の内部情報ではなく）髪型等の不適切な情報に左右されやすく、成人と比較すると正確ではないことが知られている。本研究では、性別判断の正確さと性別判断時の視線データにおいて、幼児と成人とでどのような違いがあるかを検討した幼児28人、成人31人を対象に、パソコンで髪の毛を合成した、短い男性髪をした男性と女性、長い女性髪をした男性と女性、髪を隠した男性と女性の写真を計12枚、1枚ずつ提示し、写真の性別判断を行わせた。その際の視線情報を眼球運動測定装置で記録し、刺激への注視時間と注視回数を測定したところ、幼児は成人に比べ

顔への注視時間と回数が長く、長髪の男性と短髪の女性に対する性別判断を誤る傾向にあった。幼児は、成人と同じように顔の内部を注視する割合が多かったが、性別判断では髪型に準拠した判断を行う傾向にあった。これらの結果から、幼児は顔の内部情報を注視するが、周辺視野からの髪型の情報を抑制できないために判断を誤る傾向にあることが示唆された。

3-2) 顔の同一性判断時の視線分析 (Sugimura, 2011)

幼児による顔の同一性判断は、髪型等の不適切な情報に左右されやすく、成人と比較すると正確ではないことが知られている。本研究では、髪型を変化させた2つの顔の同一性を判断させる課題遂行時の視線データを分析し、幼児と成人の判断の正確性と注視情報の違いを検討した。まず、成人の顔写真を2つ並べた4種類の刺激、2つの顔が同一人物で同じ髪型(SS), 同一人物で違う髪型(SD), 異なる人物で同じ髪型(DS), 異なる人物で違う髪型(DD)を、それぞれ3刺激ずつ、計12刺激作成した。幼児28人、成人31人に対し、モニタにこれらの顔刺激を提示し、2つの顔が同一人物の顔か、異なる人物の顔かを判断させ、この間の視線情報を記録した。その際、髪型ではなく顔の内部をよく見て判断すること、各自のペースで判断してよいことを教示した。その結果、成人は課題の種類にかかわらず、2つの顔の同一性を容易に判断できた。幼児も顔と髪型の同一性が一致するSSと DDについては満点の者が多かったが、顔と髪型の同一性が不一致である SDとDSに対する得点が低く、特にSDの得点が低かった。このことから、幼児は、髪型ではなく顔の内部で判断するように教示されても、髪型の違いで顔の同一性を判断する傾向があることが明らかになった。しかし、視線情報については、幼児も成人も髪の毛には注目せず、顔の内部を注視していた。また、鼻>目>ほほ=口=あご、の順に停留時間と回数が長い傾向は幼児も成人も同様であった。これらの結果から、幼児は顔の内部情報を成人と同じパターンで注視するが、周辺視野からの髪型の情報を抑制できないために判断を誤る傾向にあることが示唆された。

(2) 4年間の期間中に、年延べ少なくとも36人、計144人以上の専門家を対象に面接法の研修を実施し、効果を測定する。

① 道内研修

1) 道内研修

- 北海道児童相談所、札幌市児童相談所職員を対象とし、4年間に計107人（年延べ107人、延べ428人）の専門家に研修を行った。効果測定を行い、3つのサンプルにつき効果測定を行った。
- 研修は、例年第一クールは10月と11月の各月2日（ただし1日目は午後始まり）、計4日間、第二クールは12月と1月の各月2日（同上）、計4日間行った。各クールは北海道児童相談所（8児相+1分室）より9人、札幌市児相より1-2人、および外部より1-14人の参加を得て、計12-24人で実施した。
- 20年度は英国のMemorandum of Good Practice（「子どもの面接法：司法場面における子どものケア・ガイド」として翻訳）にもとづき、21年度以降は、M. Lambらが開発したNICHDプロトコルにもとづき研修を行った。22年度に北大ガイドライン暫定版ならびにNICHDプロトコルの最小限の手続き（A4、2枚に手続きをまとめた）ものを使用して行った。
- 研修プログラムは、下記の活動を含む。講義としては、(i) 導入講義、(ii) 面接法の説明、(iii) 面接の流れと計画、(iv) 補強証拠、(v) 話したがらない子ども、演習としては、(vi) 自由報告の体験、(vii) DVDを見てのロールプレイとその振り返り、(viii) 面接の計画のグループワークとその振り返り、(ix) 面接のロールプレイとその振り返り、(x) 会話分析などである。21年度より、4人から成るチーム（つまり、1クール3-6グループ）で演習を行なうようになった。面接のロールプレイではシナリオを用いて面接を行い、それを録画して全員で振り返る。研修時間に応じて、複数回行う。なお、22年度より、関与者がコメントーターとして入るようになった。

2) 道外の研修

- 他機関の研究者らと連携し、道外の児童相談所で2-3日の研修を行うようになった。特に日本子ども家庭総合研究所等の他機関の山本恒雄氏、カウンセリングルームまるやまの丸山恭子氏と共同で研修を開催し、ほぼ全国の児童相談所をカバーした。山本恒雄氏、丸山恭子氏には、ロールプレイの振り返り、質疑応答に加わっていただいた。
- この他、依頼を受け、検察庁、警察、家庭裁判所、弁護士会等で1-2日の研修を行った。期間中、計専門家831人を対象に1-3日間の研修を行い、アンケートにより効果を測定した。研修内容は、パソコンを用いる会話分析と、子どもを対象とした面接演習以外は北大での研修と同じである。

3) 国外講師による研修

- 2009年9月、米国ソルトレーク市子ども司法センターから講師を招き、3日間にわたり、研究者、カウンセラー等を対象に研修を実施した。

4) 司法面接支援・個別事例の検討

- 道内ならびに道外での実事例に関し、(i) 面接を行い、報告書／意見書を書く、(ii) 面接計画の支援を行う、(iii) バックスタッフ支援を行う、(iv) 機材の貸し出しを行う、(iii) すでに行われた司法面接の分析を行い、フィードバックを返す等の活動を行った。
- また、2事例（子どもがよく話したケースと話さなかったケース）に関し、会話分析を行い、研究紀要の作成に協力した。

5) 事前事後面接を行い、効果測定を行った（仲、2010）

司法面接研修の効果を調べるため、事前／事後に収集された模擬面接資料を分析した。20年度、21年度についても行ったが、22年度の結果を仲（2010）として公刊している。

仲（2010）では、面接や研修の効果における性差、年齢差、経験月数差や、どのような発話タイプが被面接者からより多くの情報を引き出すのか、事前事後では発話タイプにどのような変化が生じるのかについても検討した。独立変数は、研修の事前、事後であり、従属変数は被面接者の発話量（発話文字数）と面接者の発話タイプ（質問の種類）であった。分析の結果、面接者の発話量は事前に比べ事後で減少すること、被面接者の発話量は事前よりも事後で増加すること、このような変化は面接者の性、年齢、経験月数とは関わりなく生じることが示された。面接者の発話タイプは、事前に比べ事後においてYN質問、WH質問が減少し、手がかり質問や時間分割（オープン質問）が増加した。面接者の発話タイプの変化が被面接者の発話量の増加をもたらしたものと考えられる。

(3) (1) (2) (4) の成果をもとに面接法と訓練プログラムのパッケージを作成し、社会に提供する。

道内研修、道外研修のための資料を作成し、使用、配布している。これは2013年度中に公刊し、社会により広く提供できるようにする予定である。

- 北大司法面接ガイドライン
- NICHDプロトコルの最小限の手続き（下記に示す）
- パワーポイントファイル
- スケジュール
- その他の資料（NICHDプロトコル2007年版、計画シート、会話分析シート、ジンジャーブレッドマン（人の図）等）

【NICHDプロトコルにもとづく最小限の手続き】

NICHIDプロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き (2010. 10) 北海道大学大学院文学研究科 仲真紀子	
【導入】 1. 今日は _____年_____月_____日で、時刻は_____時_____分です。私は _____さん【被面接者】に、 <u>【場所】</u> で面接をします。 ここにちは、私の名前は _____です。私の仕事は子どもからお話を聞くことです。この会話は録画します。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためです。他の人が見ることもありますが、○さんに迷惑がかかることはありません。	
2. 面接を始める前にお約束があります。 ① (本当) 今日は、本当のことだけを話すのがとても大切です。本当にあったことだけを話さなければなりません。 ② (わからない) もしも私の質問が分からなかつたら、『分からない』と言ってください。 ③ (知らない) もしも私の質問の答えを知らなかつたら、『知らない』と言ってください。 ④ (間違い) もしも私が間違ったことを言つたら、間違ってるよと言ってください。 ⑤ (その場にいない) 私はその場にいなかつたので、何があつたか分かりません。どんなことでも、あつたことを話してください。	
3. ラポール：○さんのことをもう少し知りたいので聞きます。○さんは何をするのが好きですか。 4. 出来事を思い出す練習：それでは前のことを思い出してお話する練習をしましょう。今日あつたことを話してください。今日、朝起きてからここに来るまでにあつたことを全部話してください。	
【自由報告】 5. それでは、こんどは○さんがどうして／ここにいるか／ここに来たか／、話してください。 (出てこなかつたら次のような文言を行う) ① ○さんが[いつ、どこで]、[お医者さん、先生、児相の先生、その他の専門家]に話をしたと聞いています。その出来事について話してください。 ② ○さんの_____【体の場所】に[跡、傷、あざ]があるけれど[あると聞いた]けれど、そのことについて、全部話してください。	
【質問】 6. それは1回だけですか、それとも1回よりも多かったですか? ⇒ yesならば、それでは／一番最後について／一番最初について／一番よく覚えているときについて／話してください。 7. オープン質問 ① 何があつたか全部話してください。 ② ○してから△までのことを_____, 全部話してください。 ③ さっき○○って言っていたけれど_____, そのことについてもっと話してください。 ④ それから？ そして？ あとは？ ⑥ エコーイング (子どもの言葉を繰り返すのみ) ⑦ ふん、 ふん	
8. WH質問 9. ブレイク	
10. クローズド質問 11. 暗示質問・誘導質問・開示に関する質問 ① その人は何か言いましたか／他に誰かいましたか。 ② このことを知っている人は他に誰かいますか／その人はどうしてこのことを知っていますか。 ③ ～されたことはありますか。	
【クロージング】 12. たくさんのこと話をしてくれました。助けてくれて、どうもありがとうございます。 ① (知つておいた方がよいこと) 他に、私が知つておいた方がよいことは、ありますか。 ② (話しておきたいこと) 他に、○さんが私に話しておきたいことは、ありますか。 ③ (質問) ○さんからは、何か質問はありますか。 ④ (連絡先) また何か話したくなつたら、この電話番号に電話をかけてください。	
13. 今は[時、分]です。これで面接を終わります。	
本手続きはLamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHID Investigative Interview Protocol. <i>Child Abuse and Neglect</i> , 31, 1201-1231. にもとづいている。	

2-4. 研究開発実施体制

(1) 仲グループ

- ① 仲真紀子（北海道大学大学院文学研究科、教授）
- ② 実施項目：司法面接法の開発と訓練

1) 基礎研究にもとづき、司法面接と訓練プログラムを開発し、2) 専門家への訓練を行い、3) 最終的には面接法と訓練プログラムのパッケージを作成する。

(2) 杉村グループ

- ① 杉村智子（福岡教育大学福岡教育大学学校教育講座、教授）
- ② 実施項目：幼児、児童による人物同定

基礎研究の一環として1) 幼児、児童による顔、人物の識別に関する文献研究、実験研究を行い、2) 子どもによる適切な人物同定の方法や教示及び留意事項等を作成し、3) 面接法と訓練プログラムのパッケージに含める。

3. 研究開発実施の具体的な内容

3-1. 研究開発目標

2000年に児童虐待防止法が制定され、子どもに対する虐待を発見し、対処しようとする動きが高まってきた。厚生労働省によれば、2000年には17725件であった相談件数が、プロジェクトを開始した2008年には42662件、2011年は59862件となっている。

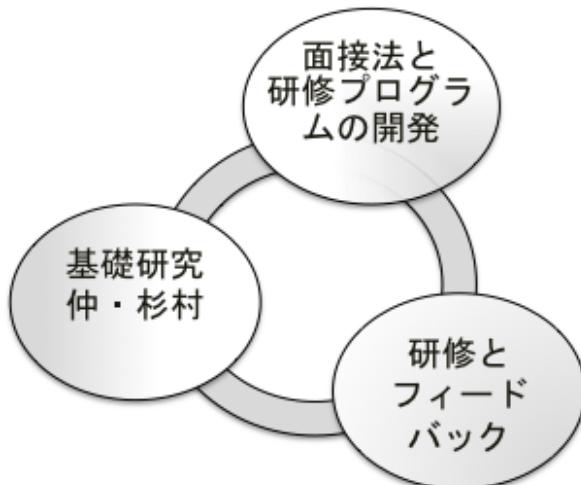
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002fxos.html>)。事件や事故のみならず、家庭内の虐待から子どもを守ることは緊急の課題である。

子どもの安全を確保し、問題の解決を目指すには、子どもに出来事や状況につき、正確に話してもらうことが重要である。しかし、大人に比べ記憶、コミュニケーションなどの認知能力が十分発達しておらず、被暗示性（他者の言葉を受け入れ、誘導される傾向性）の強い幼児・児童においては、事実を確認することは容易ではない。このことを踏まえ、欧米では、1980年代より、証拠的な価値の高い情報を収集するための面接法（司法面接法：forensic interviews, investigative interviews）が工夫され、用いられてきた。しかしながら、日本においては、日本の事情に適した司法面接法の開発、そして実際に用いるためのトレーニング（研修）は十分に行われていなかった。

そこで、本プロジェクトでは、まず、基礎的研究にもとづき、司法面接法およびその訓練プログラムを開発すること、そして専門家に対するトレーニングを提供することを目標とした。

- (1) 基礎研究の成果にもとづき、司法面接法とその訓練プログラムを開発する。
- (2) 4年間の期間中に、年延べ少なくとも36人、計144人以上の専門家を対象に面接法の研修を実施し、効果を測定する。
- (3) (1) (2)、および下記の(4)の成果をもとに面接法と訓練プログラムのパッケージを作成し、社会に提供する。

なお、開発は、右図に示されるように、(1)基礎研究を(2)研修（訓練）に投入し、(2)研修で得られた実務家からのフィードバックを(1)基礎研究や面接法・研修プログラムの開発に再投入し、社会実装にも活かすというサイクルで行った。このサイクルを繰り返すことにより、活動を進めた。



3-2. 実施項目

実施項目は以下の通りである。(1) 基礎研究を(2) 研修に活かし、(2) で得られた成果を(1)に再投入し、そこで得られた知見を(2)に返していく・・・というプロセスを→で示した。

項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1)基礎研究（仲グループ）					
① 幼児・児童による出来事の報告の特性 ・いつ（時間概念） ・どうした（出来事の報告） ・どう感じた（感情語意）	■	■■■	■■■	■■■	■
② 幼児・児童から報告を求める方法 ・面接の方法 ・補助物の使用	■	■■■	■■■	■■■	■
③ 幼児・児童の証言に対する専門家・非専門家の意識 ・意識調査 ・録画の仕方の効果	■	■■■	■■■	■■■	■
④ 司法面接に関する国外調査ならびに文献研究 ・国外調査 ・文献研究		■	■	■	■
(2)研修とフィードバック（仲グループ）					
①道内研修	■	■■■	■■■	■■■	■
②道外研修			■■■	■■■	■
③国外講師による研修			■		
④効果測定	■	■■■	■■■	■■■	
(3)面接法とプログラムの開発（パッケージ・社会実装）（仲・杉村グループ）	↑		■■■	■■■	■■■
(4)基礎研究（杉村グループ）				■■	■
① 文献研究					
② 現実的な場面に即した実験的研究 ・言語供述の影響 ・変装等による人物の外観の変化の影響 ・繰り返し質問の影響 ・ラインナップの方法の影響	■	■■■	■■■	■■■	■
③ 眼球運動測定装置による分析的研究 ・顔の性別判断時の視線分析 ・顔の同一性判断時の視線分析	↑	■■■	■■■	■■■	■

3-3. 研究開発結果・成果

以下、成司法面接法と研修プログラムの開発

- (1) 面接法・研修プログラムの開発過程（「計画」⇒「実施」⇒「評価」のサイクル）
- (2) 20-23年度の研修プログラムの開発過程
- (3) 研修プログラムの内容
- (4) その効果測定
- (5) 司法面接法（北大司法面接ガイドライン）
を示す。（5）は、2013年度中に印刷物として公刊する予定である。

(1) 面接法・研修プログラムの開発（「計画」⇒「実施」⇒「評価」のサイクル）

面接法・研修プログラムの開発は「計画」⇒「実施」⇒「評価」のサイクルにより、実施した。4年間に約30回の研修を行ったので、約30回のサイクルを回したことになる。これらのサイクルや、国外調査等の成果により、面接法・研修プログラムに修正を行った。各修正は微細であり、多岐にわたるので、年度ごとの研修や研究活動で得られた成果を、下記の表に示す。そこで得られた成果は、その後の面接法・研修プログラムに反映された。

以下の表は、それぞれの年度に行った①活動の種類、②活動の内容、③活動の成果を示している。③の成果は当該、または次の年度のプログラムに活かされた。

なお、本プロジェクトは20年度から開始されたが、面接法や研修プログラムはそれ以前の成果にも基づいているので最小限の情報を19年度の欄に記入してある。『』内は、実際に研修プログラムの項目として用いた内容である。■は本プロジェクトで行った研究、および研修を示す。

【各年度の活動と面接法および研修プログラムへの投入事項】

年度	①活動の種類	②活動の内容⇒	④ 活動の成果 (その後の面接法・研修プログラムに投入された)
19年度	研修	英国・ロンドン警察(ジョイント捜査、被害者面接)	MOGP(英國面接法)の実際を知る。 『自由報告』をプログラムに入れる。 『グループワーク・面接の計画』をプログラムに入れる。 『ロールプレイ』をプログラムに入れる。 『難しい質問』をプログラムに入れる。
	■研究	英国面接法(MOGP)の翻訳と出版	MOGPを日本語化した。
20年度	教育	大学院演習	シナリオを作成した。 『DVDを見ての練習』を考案した。
	研究	アメリカ・サンディエゴ国際会議(San Diego international conference on child and family maltreatment)	『話したがらない子ども』についての情報を得、プログラムの資料とした。
	訪問	韓国・ワンストップサポートセンター	面接室について情報を収集した。 多職種連携について情報を収集した。
	研究	韓国・被害児童のアセスメント国際会議	司法制度での使用について情報を収集した。
	訪問	アメリカ Cares North West(ワンストップセンター)	多職種連携のあり方について、情報収集した。 医療の重要性を確認した。
	■基礎研究	文献研究 感情を表す語彙 道具の効果	面接を支える基礎研究の成果をプログラムに入れる。
	■研修	北海道児相職員(定例) 弁護士 児相職員・児童自立支援施設職員	20年度プログラム・資料を作成した。 時間配分の検討を行った。 項目の順序について検討を行った。
21年度	研修	アメリカ APSAC研修	『補強証拠』をプログラムに入れる。 『カウンセリングとの違い』をプログラムに入れる。 『ロールプレイの録画と振り返り』を充実させる。
	研究	京都 Society for Applied Research in Memory and Cognition	面接を支える基礎研究を発表、情報交換した。
	研究	アメリカ Psychonomic Society	面接を支える基礎研究を発表、情報交換した。
	研修	米国 NICHD研修	NICHDプロトコルについての情報収集を行った。 『北大司法面接ガイドライン』を作成した。 『NICHDプロトコルにもとづく最小限の手続き』を作成した。
	■基礎研究	感情表現 反対尋問演習 道具	面接を支える基礎研究をプログラムに投入した。

		面接の繰り返し 情動刺激の有無 カメラアングル 反対尋問	
	■研修	北海道児相職員（定例） 東京児相職員ほか 福岡児相職員ほか 奈良児相職員	2009年度プログラム・資料を作成した。 時間配分を工夫した。 性虐待の重要性を再確認した。 研修での『4人チームでの研修』を実質化した。 研修での『振り返り』を強化した。すなわち、3組に分けて実務家がコメントを行うこととした。
22年度	研究	イスラエル・ハイファ大学	NICHD 司法面接の実際について情報を収集した。 『会話分析』の簡易化を行った。
	訪問	イスラエル・ワンストップサポートセンター	面接室の運営について情報収集した。
	研修	アメリカ ConerHouse 研修	補助物の使用について情報収集を行う。 ロールプレイの録画と振り返りの強化を図る。
	研修	アメリカ NICHD 研修	振り返りの仕方について情報収集をした。
	研究	スエーデン Internationa Investigative Interviewing Research Group	面接を支える基礎研究を発表、情報交換した。
	訪問	オーストラリア SECASA: South East Centre Against Sexual Assault（ワンストップサポートセンター）	面接室の運営について情報収集をした。 被疑少年への適用も可能であることを確認し、研修資料に含めたた。
	研究	オーストラリア・国際応用会議	面接を支える基礎研究を発表、情報交換した。
	研究	神戸・国際犯罪学会	面接を支える基礎研究を発表、情報交換した。
	■基礎研究	文献研究 感情を表す語彙 反対尋問 カメラアングル	面接を支える基礎研究をプログラムに投入した。
	■研修	北海道児相職員（定例） 関東圏児相職員1 関東圏児相職員2 静岡児相職員ほか 奈良児相職員 島根児相職員ほか 盛岡児相職員	性虐待の重要性について確認した。 道内においても『振り返り』を強化した。すなわち、3組に分けて実務家がコメントを行うこととした。
23年度	研究	ニュージーランドオーストラリア・アジア人間発達会議	面接を支える基礎研究を発表し、情報交換した。
	研修	英国・サセックス州・スラッファムマナー（被疑者面接研修）	被疑者面接法について情報収集した。 『チェックできる情報（Checkable Facts）』の重要性を確認し、プログラムに入れた。 R. Griffiths 博士による発話記録表を参考に、『会話分析シート』を作成し、研修で用いることとした。 E. Shepherd 博士による 3SER を参考に『出来事の記録シート』を作成し、研修で用いることとした。
	研究	アメリカ・サンディエゴ会議	多職種連携の重要性を確認した。
	訪問	ペルトリコ・ペルトリコ医科大学	性虐待への対応について情報収集した。 面接室の運営の困難について情報収集した。
	■研究	被疑者への接見 出来事の報告 面接の繰り返し カメラアングル 顔の再認 文献研究	面接を支える基礎研究をプログラムに投入した。
	■研修	北海道児相職員（定例） 大分児相職員 岡山児相職員 千葉児相職員 青森児相職員 島根児相職員	時間配分を工夫し、演習の直後に休憩を入れることとした。 追加資料として、『面接の計画』『補強証拠チェックブルファクト』のスライドを作成した。 多職種となるようチームの構成を工夫した。

		長野児相職員 埼玉児相職員 青森県警察 福島県警察	シナリオの内容を吟味し、教示をより明確にした。
24年度	研究	南アフリカ・国際心理学会議	面接を支える基礎研究を発表し、情報交換した。
	■研究	時間を表す語彙 出来事の報告 面接の繰り返し 自由報告が面接評価に及ぼす効果 顔の再認	面接を支える基礎研究をプログラムに投入した。
	■研修	北海道多職種連携(児相・警察・検事・家裁調査官) 栃木児相職員 兵庫児相職員 広島児相職員 広島検察庁検事・警察官ほか 北海道警察官 福島県警察 東京児相職員 関東圏児相職員・警察官ほか	追加資料として『医療的証拠』を加えた。 多職種連携の重要性を強調することとした。 チームの構成を工夫した。 面接の構造について強調することとした。 『質問票』を導入し、質疑がより活発になるように図った。



韓国・ソウル市・警察病院に併設されたワンストップサポートセンター（20年度）



アメリカ・オレゴン州・Cares North West（ワンストップセンター）（20年度）



アメリカ・ワシントン州・APSAC 研修（20年度）



アメリカ・ユタ州・NICHD 研修（21年度）



イスラエル・ミルマンセンター（自閉症児のためのセンター）（22年度）



アメリカ・NICHD 研修（22年度 北海道大学） ニュージーランド・オタゴ大・ニュージーランドオーストラリア・アジア人間発達会議（22年度）



（2）20-23年度の研修プログラムの開発過程

20-23 年度にかけて加わった、あるいは変化した研修プログラムの主たる内容は以下の通りである。

- **MOGP から NICHD に**：20 年度は英国の面接法(MOGP : Memorandum of Good Practice)を用いたが、21 年度より Lamb, M. らがか NICHD プロトコルを使用するようになった。両者はよく似ているが、後者のほうがどのような発話を用いるのがよいか、具体的な指示がある。
- **オープン質問の明示化**：20 年度は会話分析とグラウンドルールに多くの時間を用いていた（これは、質問の形態が明示的でなく、オープン質問を自己の努力で作らなければならなかったためである）。しかし、NICHD のプロトコルで示される 6 種類の質問（「話してください」「A についてもっと話してください」「A と B の間にあったことをもっと話してください」「そ

して、それで」「ふむ、ふむ」エコーイング)を導入したことで、より迅速に、面接の要点を伝えることができるようになった。

- **補助物から言葉へ**: 20年度は補助物(描画)の使用法にも時間をかけたが、文献調査、基礎的研究から、まずは言葉で説明を求めることが重要であることを再確認し、補助物よりも自発的な報告を得ることに重点を置くようになった。
- **振り返りの重視**: 22年度からロールプレイの振り返りをより重視するようになった。可能な場合には、チームごとにより少人数で質疑を行う。例えば、コメント役となることができる実務家／関与者が3人(ABC)いたとするならば、チーム1の研修者はAの、チーム2の研修者はBの、チーム3の研修者はCのいる部屋に行き、振り返りを行い、コメントを受ける。次のロールプレイの後は、チーム1の研修者はBの、チーム2の研修者はCの、チーム3の研修者はAの部屋に行き、振り返りを行う。こうすることにより、研修者はすべてのコメントの意見を聞くことができる。
- **研修チームの構成**: 多職種の専門家が連携し、異なる視点から子どもの供述を聴取し、評価するには、チームワークが重要である。年度が進むにつれ、チームの構成やチームによるグループワーク、バックスタッフの役割をより重視するようになった。
- **時間配分**: ともすれば研修は時間が押し気味になる。その一つの要因は、ロールプレイにかかる時間が(20分厳守という教示はあるものの)チームごとに異なることである。しかし、ロールプレイの演習直後の休憩を入れることにより、時間調整がより容易になった。そのため、20年度に比べ、23年度のプログラムでは休憩の回数が増えている。

以下の表に、20年度から23年度にかけて、変更のあった内容を示す。数字はプログラム内でその活動が行われる頻度を示す。

【20-23年度のプログラムとその内容の推移】

研修項目	20年度	21年度	22年度	23年度	内容
今日の予定		3	3	4	当日の見通しについて述べる。
講義：導入講義	1	1	1	1	子どもから事実確認が困難であることや、現実の事例を提示し、司法面接の必要性について述べる。
演習：自由報告の体験・振り返り	1	1	1	1	2人一組で「誘いかけ」(オープン質問)で話を聞く練習を行う。
演習：NICHDの説明		1	1	1	21年度より導入。NICHDプロトコルについて説明する。
ミニロールプレイ(DVDを見て)	2	1	1	1	「子ども役」がDVDを見る。面接者はその内容を「子ども」から聴き取る。
会話分析	4	1	1	1	面接での発話を分析し、グラフで提示する(Excel使用)
話したがらない子ども	1	1	1	1	話したがらない理由、対応についての講義。
補強証拠			1	1	事実か否かをチェックできる情報を収集する。23年度よりさらに重視。
面接室と機材の操作				1	録画に慣れてもらうように機材の説明をより詳しく行う。
面接までの道のり				1	面接を実施する際の現実的な問題に触れる。
面接の計画	1	1	1	1	すでにある情報、明らかでないことを明確にし、面接の目標を考える。
グループワーク：面接の計画	1	1	1	1	複数の仮説にもとづき面接の計画を立てる。より短時間で行うようになった。

待機・面接の計画	2		2	3	待機時間に面接計画を立てる。
面接ロールプレイ	3	3	4	5	22年度より、シナリオの説明や教示をより詳しく行うようになった。
子どもへの面接	1	4	4	2	子どもへの面接は前後に時間を要するため23年度は1度のみとした
振り返り		11	9	10	20年度は面接と振り返りを区別しなかった。
難しい言葉とその演習	1	1	1	1	
質疑・アンケート	2	2	2	2	23年度より質問票を導入
1ヶ月の宿題・復習	1	1	1	1	
休憩	8	8	10	13	録画をパソコンに送る時間を休憩としたことにした。こうすることで、チームの面接時間が伸びても対応できる。
発達の諸相			1		参考資料として示す
障害について		1			参考資料として示す
グラウンドルール	2				NICHDに統合
シンジャーブレッドマシン	1				補助具よりもまず言葉を重視する。
facilitative drawing	1				補助具よりもまず言葉を重視する。

以下、実際のプログラムの内容を示す。

【20-23年度のプログラムとその内容の推移】

() 内は時間配分を分で示している。

20年度		21年度		22年度		23年度			
1回目：第一日目		1回目：第一日目		1回目：第一日目		1回目：第一日目			
13:30-14:45	1. 講義(75)	1:30-3:00	今日の予定	13:30~15:00	今日の予定, 講義, 自由報告の練習	1:30	-		今日のスケジュール
14:45-15:00	2. 自由報告を体験する(30)	(90)	講義1：司法面接の必要性				-		導入講義
			自由報告の体験①②				-	3:00	自由報告の体験
			振り返り						
(休憩)		(休憩)		(休憩)		(休憩)			
15:15-15:30	3. 準備と導入(15)	3:10-5:00	講義2:NICHDの概要	15:10~16:40	NICHDプロトコル, 面接演習①と振り返り, 面接の計画	3:10			自由報告の振り返り
15:30-16:40	4. 面接の計画(70)	(110)	面接演習:DVDを見て③				-		NICHDの説明
16:45-17:00	5. 解説:面接の計画(20)		振り返り				-		面接室と機材の操作
			全体での振り返り				-	4:40	ミニロールプレイ(DVDを見て)
			グループワーク:説明	(休憩)		(休憩)			
			グループワーク:面接の計画	16:50~17:30	面接の計画	4:50	-		面接までの道のり

		5:00-5:30	プラスの時間			-	5:30	グループワーク：面接の計画
1回目：第二日目		1回目：第二日目		1回目：第二日目		1回目：第二日目		
9:30-11:00	6. ロールプレイ面接 1:DVDを見て(90)	(80)	グループワーク：報告	9:30-10:00	今日の予定, 面接の計画	9:30	-	9:40 今日のスケジュール
		全体	面接の準備	10:00-10:30	面接演習②	9:40	-	10:20 面接 1
			移動④	10:30-11:15	面接演習②の振り返り			
			面接演習: 計画にもとづいて					
			各グループ振り返り					
(休憩)		(休憩)		(休憩)		(休憩)		
11:15-12:00	7. ロールプレイ面接 2:DVDを見て(続き)(45)	11:00-12:30	大部屋に集合	11:25-11:40	講義, 補強証拠	10:30	-	振り返り
		(90)	面接演習: 録画を見て振り返り	11:40-12:10	面接演習③		-	11:40 振り返り
			コメント, 質疑			11:40	-	12:00 補強証拠
			全体での振り返り					
(昼食)		(昼食)		(昼食)		(昼食)		
13:00-14:30	8. ロールプレイ面接 2(続き): 事件性のある面接(90)	1:30-3:00	各部屋に集合	13:00-13:45	面接演習③の振り返り	1:00	-	1:30 面接 2
		(90)	講義 3: 話したがらない子ども⑤	13:45-14:15	面接演習④	1:30	-	2:05 振り返り
			面接演習 3: 全体での面接	14:15-15:00	面接演習④の振り返り			
(休憩)		(休憩)		(休憩)		(休憩)		
14:45-16:30	9. ロールプレイ面接 3: 子どもへの面接(90)	3:10-5:00	大部屋に集合, 課題説明, 配布	15:10-16:50	子どもへの面接①15:25-15:50 ②16:25-16:50	2:15	-	2:45 面接 3
16:30-17:00	10. いくつかの難問と振り返り(30)	(110)	移動, 課題	16:50-17:00	振り返り, アンケートへの記入	2:45	-	3:20 振り返り
			子どもへの面接⑥			(休憩)		
			振り返り, 課題(うち適宜休憩)			3:30	-	4:00 面接 4
			子どもへの面接⑦			4:00	-	4:35 振り返り
			大部屋に集合・アンケート提出			4:35	-	5:00 質疑・アンケート
2回目：第一日目		2回目：第一日目		2回目：第一日目		2回目：第一日目		
1:30-1:45	1. 今日の予定・1ヶ月の感想(15)	1:30-3:00	今日の予定	13:30~15:00	講義, 話したがらない子どもとその演習, 発達の諸相	1:30	-	今日のスケジュール
1:45-2:25	2. 確認テスト(40)	(90) 全体	宿題, 子どもとの会話の振り返り				-	1:50 NICHD プロトコルの復習
2:25-2:45	3. 解説(20)		5分×14人=70分			1:50	-	2:00 面接の計画

2:45-3:0 0	4. 会話分析における発話の種類 (15)					2:00	-	2:35	面接
(休憩)		(休憩)		(休憩)		(休憩)			
3:15-3:4 5	5. 会話起こし (30)	3:10-5 : 00	講義：自由報告の意義と会話分析	15 : 10～ 16 : 50	子どもへの面接①15 : 25～ 15 : 50 ②16 : 25～16 : 50	2:50	-	4:00	振り返り
3:45-4:0 0	6. 分析の説明 (15)	(110)	書き起こし	16 : 50～ 17 : 30	振り返り (あ)	(休憩)			
4:00-5:0 0	7. 会話分析 (60)		分類, カウント			4:05			待機・面接の計画
		5:00-5:3 0	プラスの時間			4:15	-	4:40	子どもへの面接①
						5:05	-		待機・面接の計画
						5:15	-	5:40	子どもへの面接②
2回目：第二日目		2回目：第二日目		2回目：第二日目		2回目：第二日目			
9:30-9:4 0	1. 今日の予定 (10)	9 : 30～ 11 : 00	今日の予定	9 : 30-11 : 00	今日の予定, 会話分析	9:30	-	9:40	今日のスケジュール
9:40-11: 00	2. 会話分析の続き (50), 報告・補足説明 (30)	(80)	面接演習の説明			9:40	-	11:00	会話分析
			移動 (409-1-2, 415, 511) ⑦						
			面接演習⑥						
			各グループ振り返り						
			大部屋に集合, 振り返り						
(休憩)		(休憩)		(休憩)		(休憩)			
11:15-11: 25	3. いくつかの補足に関する説明 (10)	11 : 00～ 12 : 30	大部屋に集合	11 : 10-11 : 55	振り返り(い), 集合して質疑	11:15	-	12:00	話したがらない子ども
	・ グラウンドルールをきべきとやる	(90)	面接演習：録画を見ての振り返り						
	・ 難しい質問		移動 (409-1-2, 415, 511) ⑧						
	・ 話したがらない子ども・リカント		面接演習⑦						
11:25-11: 45	4. グラウンドルールをよりきべきと(計画, ロールプレイ) (20)		各グループ振り返り						
11:45-12: 30	5. 難しい質問 (4 5)		全体での振り返り						
	説明[5], グループワーク, 質疑[20], ロールプレイ[20]								
(昼食)		(昼食)		(昼食)		(昼食)			

1:30-2:30	6. 話したがらない子ども・リカント(60)	1:30-3:00	大部屋に集合	13:00-13:30	難しい言葉とその演習	1:00	-	1:30	難しい言葉とその演習
	説明[20], 話したがらない子どものロールプレイ[20]	(90)	振り返り			1:30	-	2:05	振り返り
	リカントのロールプレイ[20]		難しい質問			2:05	-	2:40	振り返り
2:30-2:45	7. 子どもへの面接の説明(15)		質疑, 補足, 傷害について		(休憩)				<休憩>
	面接の概要, ファシリティティブドローリング, ポディマップ,		配布物	13:40-14:25	振り返り(う)	2:55	-	3:30	振り返り
	ジンジャー・ブレッドマン, 準備。			14:25-15:10	振り返り(え)	3:00	-	4:05	振り返り
(休憩)		(休憩)		(休憩)		(休憩)			
3:00-4:00	ロールプレイ5(子どもへの面接)(20分計画, 40分面接)	3:10-5:00	大部屋に集合, 課題説明	15:20-16:20	プロトコルに沿った演習	4:20	-	5:00	質疑・アンケート
4:00-5:00	フィードバック, 質疑応答, 振り返り	(110)	移動, 課題	16:30-17:00	質疑, アンケートへの記入, 修了証				
			子どもへの面接⑨						
			振り返り, 課題(うち適宜休憩)						
			子どもへの面接⑩						
			大部屋に集合・アンケート提出						

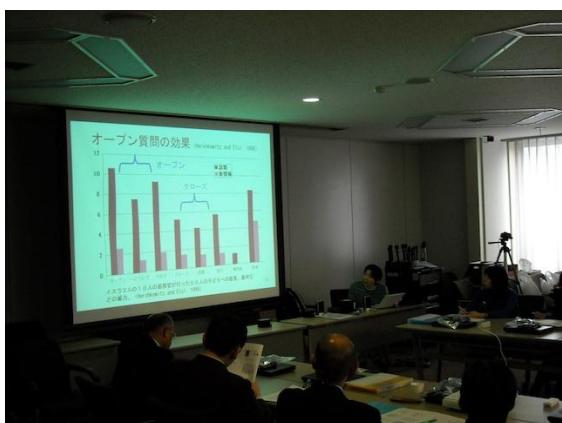
(3) 研修の内容

以下、研修で用いるパワーポイントのスライドを示しながら、研修の概要について述べる。ただし、特殊な内容のスライドは省略してある。()内のp.は下記のパワーポイントのページ数を示している。

研修は4人チームで行い、各研修者はチームの番号と自分のIDをもつことになる（例えば3チームのBなど）。チーム名とIDは、演習を行う際に用いる（Bが面接者、Cが子ども役、等）。

- ① **導入講義**：1. 研修の概要では本プロジェクトを紹介し、2. 司法面接の意義について述べる。特に、子どもは被暗示性が高いこと、また面接を繰り返すことにより精神的な二次被害を与えてしまう可能性があることを示す。その上で、3. 司法面接の概要において、自由報告により、誘導せずに情報を得ることの重要性について述べ、具体的なオープン質問と（p.5）、オープン質問を用いての自由報告の練習も行う（p.6）。また、いくつかのガイドラインについても紹介する（p.7）。
- ② **NICHD の説明**：オープン質問の意義を伝えた上で、4. NICHD プロトコルの説明に入る。司法面接は「エピソード記憶」の聴取を目標としていることを示した上で、プロトコルの内容を説明する（p.8）。この際、「最小限の手続き」（本報告書 p.10）を示し、これをの手続きに沿って話を聞く練習を行う。具体的には、Bが子ども役となり、1分程度のDVD映像を見る。チームの他のメンバーは見ない。その後、チームのAが面接者としてBから話を聞く。C、Dはバックスタッフとして面接を支援する（p.9）。

- ③ **面接の計画**：面接の手続きが理解されたならば、**6. 面接の流れ**（実質的にどのような流れで面接を行うか）とその計画の演習に入る。具体的な事例を示し（ここでは省略する）すでにわかっていることからと、わかっていないことからを分離し、どのような情報が得られたならば、**checkable facts**（裏がとれる可能性のある情報）の手がかりになるかをチームで検討する。例えば、「どんな人？」に対し、「きれいな人」という応答が得られても、「きれい」かどうかは主観的であるので、**checkable facts**を得る手がかりにはならない。氏名を得ることができれば、それは**checkable facts**を得る手がかりとなる。また、オープン質問で尋ねたところ、子どもが「わかんない」などと答える場合があるが、その際、次の問い合わせをどうするかについてチームで検討する。その後、全体で振り返りを行う。
- ④ **面接室と機材の検査**：面接計画が立てられたならば、モニターなどを配置した面接室の様子を再現し、**7. 面接キットの説明**を行う。面接キット（箱形フォルダー）には面接に必要な用具（時計、IC レコーダー、「最小限の手続き」、用紙、ペン等）が入っている。また、機材の説明を行い、ロールプレイ面接を行う。p.10 の「**面接演習：オープンマインド**」にあるように、1 度目の面接では A が面接者、B が子ども役、C と D がバックスタッフ、2 度目の面接では B が面接者、C が子ども役、D と A がバックスタッフというように、ロールを交替しながら、4 つのシナリオについて演習を行う。
- ⑤ **話さない子ども・難しい質問**：上記の 4 つのシナリオの間に、**9. 話さない子ども**（話さない理由と対応について）、**10. 難しい質問**（面接者が出逢う可能性のある困難な質問）についてのミニ講義と演習を行う。
- ⑥ **子どもへの面接**：子ども協力者の予定を調整した上で、第一回目の 2 日目ないし第二回目の 1 日目に、子どもへの面接を実施する。これは子どもが北大に訪れ、何らかの活動（ゲーム、散歩等）を行ったのち、面接室に訪れ、面接者が子どもから話を聞く、というものである。これについても振り返りを行う。
- ⑦ **会話分析**：会話分析では、子どもへの面接、それがない場合にはロールプレイによる面接を書き起こし（司法面接支援室で開発した書き起こしツール NARTOS を用いる），それぞれの発話がどのような質問か（p.11）分類する。エクセルに入力すると（司法面接室で開発した分析シートを用いる），自分の面接にどの程度オープン質問が含まれているかが一目でわかる。
- ⑧ **質疑・アンケート**：上記の活動を終え、アンケートに答えてもらい、質疑を行い、修了証を出す。子どもの発達過程や認知能力、面接、その他に関する質問については参考資料を示しながら（下記のパワポでは省略している）解説する。
- ⑨ **DVD**：研修者には、研修で行われたロールプレイの映像を DVD として後日お送りし、フィードバックに役立てていただく。



導入講義（20 年度）



導入講義（23 年度）



面接の計画（20年度）



面接の計画（23年度）



面接の機材と操作（20年度）



面接演習（22年度）



面接演習の振り返り（23年度）



面接演習の振り返り（23年度）



難しい質問の演習（20年度）



難しい質問の演習（24年度）



子どもへの面接演習（23年度）



子どもへの面接演習（23年度）



子どもへの面接の振り返り（23年度）



子どもへの面接の振り返り（23年度）



会話分析（20年度）



会話分析（23年度）



研修者に送るDVD（22年度）



研修者に送るDVD（23年度）

【研修で用いるパワーポイントファイル】
事例、シナリオ、特殊な内容は省いてある。

2012年度 北海道大学

司法面接研修

北海道大学 大学院文学研究科
仲真紀子
<http://child.let.hokudai.ac.jp/>

1

1. 研修の概要

2

JST : 犯罪から子どもを守る
司法面接法の開発と訓練

- 道8児相と札幌市児相
- 福岡教育大
- 英国レスター大
- 開発研究と研修（8日間）

北大研修の内容 (12時間, 24時間)

- 講義
 - » 司法面接の意義
 - » 司法面接の概要
 - » NICHHDプロトコル
 - » 捕強証拠
 - » 話さない子ども
 - » 難しい質問
- 自由報告の練習
- DVDを見ての練習
- 面接の計画
- ロールプレイ
- 振り返り

3

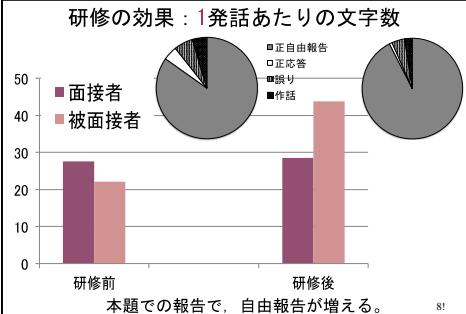
1

研修の手続き

- 事前面接：お子さんにDVDを見せ（研修者は見ない），その内容を研修者が聞き取る。ICレコーダーを送付してもらう。
- 面接研修
- 事後面接



研修の効果：1発話あたりの文字数



研修前	研修後
面接者 正自由報告	面接者 正自由報告
被面接者 正応答	被面接者 正応答
面接者 語り	面接者 語り
被面接者 作話	被面接者 作話

本題での報告で、自由報告が増える。
8!

2. 司法面接の意義

司法面接の必要性

- 必要性
 - » 問題：司法の場面でも、福祉の場面でも
 - » 被暗示性と精神的二次被害
 - » 厚生労働省「子ども虐待対応の手引きの改正について」と国連勧告
- 司法面接の概要
- 研修
 - » 「子どもを犯罪から守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトのNICHD研修と効果

2

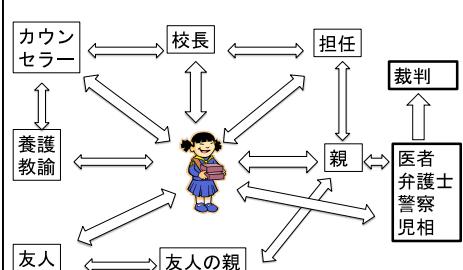
猥亵行為の被害・目撲: 当時6歳◆

私（母親）が「それはいつのことか」と聞くと「今朝のことだ」と（Kが）言った。私が「今朝はそんなおじちゃん来ていないじゃないか」と言うと（Kは）「私が今朝起きて戸を開けてやったとき来たおじちゃんだ」と言った。それで「それなら今朝じゃなくて昨日の朝だったよ」と私が言った。Kは考えていた様子でしたが「ああそう。昨日の朝やったね」と自分も納得したようであった。

六歳児の加害者識別に関する証言の偽悪性に疑問があるとされた事例。[\[裁判文書\]](#) 748、126-131。

13!

典型的なプロセス：繰り返し何度も尋ねられる



14!

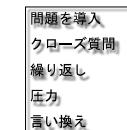
種々の圧力 (Ceci, 1995)

- 仮説の確認：仮説に基づく質問、仮説に合わない答えの無視。
- 重大化：「大事なことだから答えてほしい」「答えてくれないと大変なことになる」
- 優柔寡斷：「たいした問題ではないから答えてほしい」
- 補強証拠：「○○も言ってる」「証拠がある」
- 取り引き：「答えてくれたら、すぐに終わる」
- ステレオタイプ：「○○は悪いやつだ」
- 答えるまで尋ねる。繰り返し尋ねる。

15!

典型的な事例

- ××に叩かれたことある？
- …
- ○○さんから聞いたんだけど。怒らないからちゃんとお話しして。××、叩くの？
- …
- ××叩くの？
- （小さくて聞き取れない）が当たった。
- どこ叩かれたの？
- 肩。
- いつも××が叩いたの。
- …
- お話ししてくれないと、たいへんなことになるから。もう一回聞くよ。××が叩いたのね。
- （小さな声で）うん。



16!

子どもにとっての質問 (Siegal)

- 聞かれたことは実際にあった事に違いない。
- 質問には「答え」がある。
- 大人は「答え」を知っている。
- 答えるまで質問される。
- 質問が終わるのは、正解を言ったからだ。
- 質問の繰り返しは、「前の答えは間違っている」ということだ。
- 答えると褒められる。
- 「知らない」「分からない」と言うと協力的でない、ばかだと思われる。

17!

被暗示性とその源泉

- ビネー (Binet)
- ヴァーレンドンク (Varendonck)
- シシ (Ceci)
 - » おいもほり遠足
 - » サクランボ狩り遠足

18!

中学生と大学生の目撃証言 (伸・杉浦・西田・西尾)

- 参加者：中学生15人、大学生20人
- 手続：「裁判員制度の調査」のために法律事務所に来てもらう。
- » 調査への回答中に「事件」が起きる。
- » 責任者が、中学生1人ずつに面接を行う。⇒誘導の効果
- » 面接についてのアンケートに答えてもらう。⇒誘導への気づき
- ✓ 事実でないことを言ったか
- ✓ 誘導されたか？
- ✓ 面接者の言葉の影響を受けたか？

19!

質問事項

●弁護士は何という名前だった？	小石川
●弁護士は来たとき何と言った？	子ども相談
●受付の人は何と言った？	6時から
●弁護士は何をした？	電話
●弁護士は来たときはどうだった？	怒ってた
●弁護士のネクタイは何色だった？	紺
●弁護士のスーツは何色だった？	紺
●弁護士はどんな顔だった？	色黒
●弁護士は電話で誰を出せと言った？	山田
●他に弁護士は何をした？	投げつけた
●それで受付の人は何と言った？	すみません
●それで受付の人はどうした？	頭を下げた

20!

【スーツ】
誘導率:大人24%, 中学22%
誘導への気付き大人20%, 中学0

【スーツ】

- 何色のスーツ着てたっけー灰色か。
- 紺ではなかったっけ？→わからんないですけど、あ、紺かな。
- 紺かもしれない？→はい。

【スーツ】

- 何色のスーツ着てたっけー灰色の薄かった。
- 紺ではなかった？→あ、紺かもしれない

【顔色】

- 色黒？→そんなに色黒でもない。色白でもなくて。
- 浅黒いって感じ？→はい、そんな感じ。

21!

【担当の人】

- 担当の人は？→あー。
- 山田って言ってたかな？→ああ。

【担当の人】

- 山田さんて言ってた？→確か山田さん。

【担当の人】

- 担当の人は？→大島さん
- 山田って言ってなかつた？→あ、山田さんです！

22!

中学生のメタ認知

- 面接する人の言葉の影響を受けた。
- » はい：2人　いいえ：11人
- 誘導されてしまった（相手の言う通りに答えてしまった）。
- » はい：0人　いいえ：13人
- 実際とは違う内容のことも話してしまった。
- » はい：1人　いいえ：13人

23!

結果

反応%	大学生の気づき	中学生の気づき
いいえ	24%	10%
どちらでも	40%	100%
はい	22%	100%
合計	100%	100%

24!

厚生労働省「子ども虐待対応の手引きの改正について」13章p.248
(7) 司法面接技法を用いた司法面接の留意点

（7）司法面接技法を用いた司法面接の留意点

（7）司法面接技法を用いた司法面接の留意点
【注】司法面接技法を用いた司法面接の留意点について（以下「本項」といいます）等と
書かれています。本項は、子どもが訴える虐待問題の審査過程をめぐって対応する方
式を示すものでなく、虐待問題を扱う場合の審査方針等を示すものではありません。

×子どもが嘘をついている
として対立する事例。

×性的虐待を理由に28条
による措置を求める事例。
が増加している。

×法的な証拠として活用で
きる調査面接、証明資料
の作成・提出が必要。

×司法面接は、子どもの負
担を減らし、誘導の疑惑
を排除し、正確な情報を
得ることを目指す。

精神的な問題

- ① 時間や回数：被害が多いと回数も時間も長くなる。だいじょうぶだと思われても、回を重ねるごとに精神的に不安定になる。

- ② 話を聞かれる事：「被害者がなぜあれこれ聞かれるのか」「被害を受けていない人には苦しみはわからない」。

- ③ 事実確認 v 心理ケア：詳細に聴かなければ解決できない。しかし、詳細に聴くと被害者は苦しむ。⇒事実確認と心理ケアを分ける事の必要性。

26!

国連勧告にもある司法面接

- V 被害を受けた子どもの権利及び利益を保護するため
にとられた措置

- 39. 委員会は締約国が以下のような措置をとるよう勧告す
る。

» (a) 繰り返し証言することによって子どもがさらなるトラウ
マを受けることがないようにするために、この分野の専門家と
協議しながら、証人となる被害者の子どもに支援および援助
を提供するための手続きを緊急に見直すとともに、その目的
のため、当該手続きにおいて口頭での証言ではなく録画によ
る証言を活用することを検討すること

子どもの権利に関する条約子どもの権利委員会第54会期2010年5月25~6月1日「子ども
の売買、子どもを売春および子どもボルノグランジーに関する子どもの権利条約の選択議
定書第12条第1項にもとづいて締約国が提出した報告書の検討 総括所見：日本」IV(a)
2010. 6月（仮訳：子どもの権利条約N0レポート連絡会議） 27!

3. 司法面接の概要

世界の司法面接と自由報告

28!

司法面接の目的

- 早い時期に、自由報告を重視した面接
を1度だけ行い、ビデオで録画する。
- 必要な情報を客観的に聴取する/カウン
セリングではない。
- 供述の変遷と二次被害を防ぐ。

29!

司法面接の要

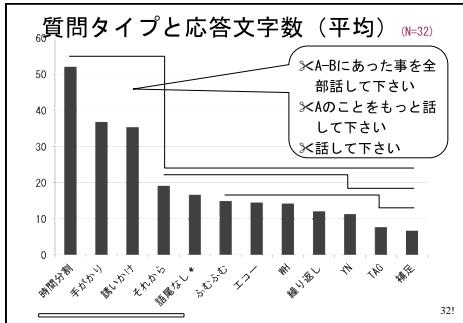
- 面接者から情報を出さない：子どもの「言葉」で
聞く。
- 子どもの言葉を解釈しない：子どもの「言葉」で
聞く。
- コメント、評価しない：特に出来事の内容は
■割がオープン質問になるよう目指す。
» ①誘いかけ：何があったか話してください
» ②時間の分割：最初から終わりまで／○～△まで全部話
してください
» ③手がかり質問：さっき言った□□についてもっと話
してください
» ④それから質問：そして、それで、あとは
» ⑤うん、うん

30!

●お家には誰がいるの？	●お家にいる人のことお話しして
●お母さん	●お母さん ←目標
●お母さんだけ？ ←一般	●それから
●うん。	●おじさん
●おじさんもいるの？	●それから
●うん。	●それだけ
●おじさん、何か嫌なことするのかな	●じゃ、おじさんのことお話しして
●うん	●おじさんは、時々嫌なことをする
●どんなことするの？	●うん、それで
●いたいたりする。	●いたいたりする。それから
●そうか。どこたたくの？	●らつねつたりする。お母さんがいないときはいつもお酒のんで・・・
●..	
●そのときお母さんはどこにいるの？	
●いない。	

- お家にいる人のことお話しして
- お母さん ←目標
- それから
- おじさん
- それから
- それだけ
- じゃ、おじさんのことお話しして
- おじさんは、時々嫌なことをする
- うん、それで
- いたいたりする。それから
- らつねつたりする。お母さんがいないときはいつもお酒のんで・・・

31!



32!

自由報告の体験

- 【方法】3分間自由報告を求めて、「質問をしない」練習、「自由報告で話す」練習をする。
» 「今日家を出てからここに来るまでのこと／最近した買い物について、お話ししてください」
» オープン質問で聞く（①お話しして、②時間の分割、③さつき言ってた、④そして・それから）
» ⑤うん、うん
- 【面接者】
» 十分な間をとる（思い出すのには時間が必要）
» コメントをしない、勝手に解釈しない
- 【被面接者】
自分はどのようなときに話しやすいか

33!

ディスカッション（感想）

- 面接者
●質問をしたくなる
●質問をし始めると、次を考えるのが難しい
●話題がずれたらどうすればよいか
●何を、どこまで聞けばよいのか、目的がわからない
●ふんふんと聞いてくれると、気持よく話せる
被面接者
●即座にふんふんといわれると、話しにくい
●話しているうちに思い出すことがある
●何を、どこまで話せばよいのかわからない

34!

- 話し手は中心的なことをまず話したい
●まず大枠を聞いて、それから個別に
» 道筋：おおまかな道筋、ランドマーク
» セクションに区切る：家ーバス停、バス、地下鉄
» 登場人物：家族、客、コンビニの店員
» 位置・場所：立ち位置、配置
●感情移入の問題
» あなたかく、たんたんと中立に。* それはたいへんでしたね。
●間は問題ない。頻繁なうなづきは話しにくい。

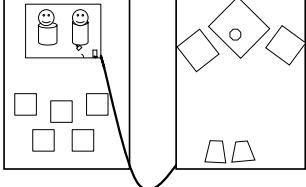
35!

項目	司法面接（事実確認）	カウンセリング（ケア）
時間	できるだけ初期に	被面接者の準備ができたときに
面接室	暖かいが、簡素。	暖かく、心地なごませる。
面接者	司法面接の訓練を受けた人	カウンセラー、臨床心理士
背景知識	認知・発達心理学、福祉、法	臨床心理学、福祉
関係性	暖かいが、中立、たんたんと	親密で、時に濃厚、受容的
態度、表情	中立、たんたんと、姿勢変えず	親密、受容、共感、感情表出
うなづき	しない	大きくうなづくも
面接の方法	手續きが決まっている	自由度が高い
質問や言葉かけ	情報提供や誘導をしない、オーラ言葉を代弁したり、話しかけた うん質問を主体にプロトコルで、対話し方に誘導も 決められた質問を用いる	情報提供や誘導をしない、オーラ言葉を代弁したり、話しかけた うん質問を主体にプロトコルで、対話し方に誘導も 決められた質問を用いる
扱う情報	事実	主観的な体験
ファンタジー	扱わない	受け入れる。ふり、つもりも
道具	使用しない	使用することもある
イメージ	イメージではなく、事実が重要	イメージも重要
面接回数	原則として1回	数回～多教回
記録方法	面接をすべて録画、録音	面接終了後、筆記も可

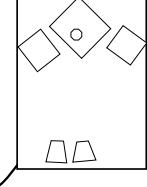
36!

面接の実際

- ×じやまなものがな
い静かな部屋で
- ×1対1で
- ×5分×年齢くらいの
時間で
- ×ノートはパックス
タップがとる
- ×補助物は使わない



パックスタッ
フが観察



ブラインドは閉める
時計は見えない位置に

37!



様相アプローチ (MOGP, 1992)

- 第1段階：ラボール
- 第2段階：自由報告（今日は何をお話しに来ましたか）
- 第3段階：質問
 - » A段階：オープン質問（もっとお話ししてください、
そして、それから）
 - » B段階：WH質問（いつ、どこで、誰が）
 - » C段階：クローズ質問（クリスマスよりも前、後、覚
えてない？）
 - » D段階：誘導質問「叩かれたことがありますか」
- 第4段階：クロージング

39!

NICHDプロトコル
(National Institute of Child Health and Human Development)

× 1) グラウンドルール	<u>ラボール</u>
× 2) ラボール	
× 3) エピソード記憶の練習	
× 4) 自由報告（本題への移行）	<u>自由報告</u>
× 678) オープン質問、WH質問（出来事の調査）	<u>質問</u>
× 【9】ブレイク】	
× 10) クローズド質問	
× 11) 暗示・誘導・開示（脅し、目撃者、開示）	
× 12) クロージング	<u>クロージング</u>
× 13) 中立の話題	40!

NICHDプロトコル・北大ガイドライン

- ×情報収集アプローチの一般的な形式
- ×構造化されており、比較的簡便
- ×フィールド研究、実験室研究が多い
- ×米、英、イスラエル、北欧、オセアニア、韓
国、日本等で使用・情報交換の機会が多い
- ×障害をもつ大人、被疑少年、障害をもつ被疑
者等にも適用

41!

4. NICHDガイドライン

42!

7

31

手続性的知識

やればできる

宣言的知識

ことばで説明できる

意味記憶

いわゆる「知識」

エピソード記憶

いつ、どこでがたりありと目に浮かぶ

43!

1. 日付・名前・録画

① 今日は____年____月____日で時刻は____時____分です。私は【被面接者】さんに【場所】で面接をします。

② こんにちは。私の名前は_____です。私の仕事は子どもからお話を聞くことです。この会話は録画します。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためにです。他の人が見ることもありますが、○さんに迷惑がかかることはありません。（機材を示す）

2. グラウンドルール

面接を始める前に約束があります。

① 本当：今日は本当のことだけを話すのがとても大切です。本当にあったことを話してください

② わからない：私の質問が分からなかったら『分からない』と言ってください

③ 知らない：知らないことは『知らない』と言ってください

④ 間違え：もしも私が間違ったことを言ったら、間違ってるよと言ってください

⑤ その場にいない（何でも話す）：私はそこにいなかったので何があったかわかりません。あつたことをどんなことでも全部話してください。

44!

3. ラポール

» ○さんのことをもう少し知りたいので聞きます。
○さんは何をするのが好きですか。<そして、
それで>

4. 出来事を思い出す練習（エピソード記憶の練習）

» それでは前のことを思い出してお話しする練習をしましょう。今日あったことを話してください。今日、朝起きてからここに来るまでにあったことを全部話してください。<6つの質問>

45!

5. 自由報告（本題への移行）

それでは、こんどは○さんがどうしてここにいるか／ここに来たか、話してください。

① ○さんが[いつ、どこで]、[お医者さん、先生、児相の先生、その他の専門家]に話をしたと聞いています。その出来事について話してください。

② ○さんの【体の場所】に[跡、傷、あざ]があるけれど[あると聞いた]けれど、そのことについて、全部話してください。

●そのことについて、全部お話ししてください。

46!

6. 質問（出来事の調査）

それは1回だけですか、それとも1回よりも多かったですか？
⇒ yes それでは一番最後／一番最初／一番よく覚えていたときにについて話してください。

7. オープン質問

① 誘いかけ：何があったか全部話してください。
② 手がかり質問：最初から終わりまで／〇～△までのことを、全部話してください。
③ 出来事の分割：さっき〇〇って言っていたけれど、そのことについてもっと話してください。
④ それから質問：それから？そして？あとは？
⑤ エコーリング：（子どもの言葉を繰り返すのみ）
⑥ あいづち：ふん、ふん

8. WH質問 子どもが話したことのみ！

47!

9. ブレイク

① 私がちゃんと聞いているかどうか、向こうの部屋で待っている人に聞いてきますね。少し待っていてください。
② パックスタッフは、メモをもとに必要項目を迅速に伝えます。
③ どうもありがとうございます。あと少し質問します。

10. クローズド質問（誘導質問となるので注意）

さっき〇〇と言ったけれど、それはA、B、それとも覚えていませんか。

11. 暗示質問・誘導質問・開示に関する質問

① 口止め・目撃者：その人は何か言いましたか／他に誰かいりましたか。
② 開示：このことを知っている人は他に誰かいますか／その人はどうしてこのことを知っていますか。
③ 確認：～されたことはありますか

48!

8

12. クロージング

たくさん話してくれて、どうもありがとうございます。

- ① 知っておいた方がよいこと：他に、私が知っておいた方がよいことは、ありますか。
- ② 話しておきたいこと：他に、○さんが私に話しておきたいことは、ありますか。
- ③ 質問：○さんからは、何か質問はありますか。
- ④ 連絡先：また何か話したくなったら、この電話番号に電話をかけてください。

13. 中立な話題

- これが終わったら、今日は何をしますか／今度はいつ〇〇しますか[中立的な話題]

●退出後：今は[時、分]です。これで面接を終わります。

49!

5. DVDを見ての ミニ面接

50!

そろそろ
ブレイク

あと
3分

あと
5分

あと
1分

51!

面接演習:DVDを見て

- 4人組になる（表を参照）

A: 面接官

B: 子ども：協力的に演じる

C: バックスタッフ（内容の記録、補足質問）

D: バックスタッフ（椅子の配置、機材、時間チェック、タイムカード使用）

●面接

» 子どもがDVDを見る。

» 導入（グラウンドルール、ラポール、エピソード記憶の練習）2-3分、聞き取り4-5分。7分でブレイク。ブレイク1-2分。終了10分（厳守！）

52!

6. 面接の流れと計画



53!

7. 面接キット

54!

9

8. 補強証拠



9. 話さない子ども

56!

10. 難しい質問



面接演習: オープンマインド

- A: 主たる面接官
B: 子ども：協力的に演じる
C: バックスタッフ：内容の記録、補足質問
D: バックスタッフ：椅子の配置、機材、時間チェック、タイムカード使用
●面接
» 子どもは前に来て指示を受ける。
» 導入：グラウンドルール、ラポール、エピソード記憶の練習を5分程度。聞き取り10分程度。15分でブレイク。ブレイク2分。残り3分。終了20分。厳守！
●終了したら、カメラのみ講義室へ。

58!

面接演習: オープンマインド

- B: 主たる面接官
C: 子ども：協力的に演じる
D: バックスタッフ：内容の記録、補足質問
A: バックスタッフ：椅子の配置、機材、時間チェック、タイムカード使用
●面接
» 子どもは前に来て指示を受ける。
» 導入：グラウンドルール、ラポール、エピソード記憶の練習を5分程度。聞き取り10分程度。15分でブレイク。ブレイク2分。残り3分。終了20分。厳守！
●終了したら、カメラのみ講義室へ。

59!

面接演習: オープンマインド

- C: 主たる面接官
D: 子ども：協力的に演じる
A: バックスタッフ：内容の記録、補足質問
B: バックスタッフ：椅子の配置、機材、時間チェック、タイムカード使用
●面接
» 子どもは前に来て指示を受ける。
» 導入：グラウンドルール、ラポール、エピソード記憶の練習を5分程度。聞き取り10分程度。15分でブレイク。ブレイク2分。残り3分。終了20分。厳守！
●終了したら、カメラのみ講義室へ。

60!

面接演習: オープンマインド

- D: 主たる面接官
A: 子ども: 協力的に演じる
B: パックスタッフ: 内容の記録、補足質問)
C: パックスタッフ: 椅子の配置、機材、時間チェック、
タイムカード使用
●面接
» 子どもは前に来て指示を受ける。
» 導入: グラウンドルール、ラボール、エピソード記憶の練習を5分程度。聴き取り10分程度。15分でブレイク。ブレイク2分。残り3分。終了20分。厳守!
●終了したら、カメラのみ講義室へ。

61!

Tips 1: 確認ではなく情報を得る

- レーチンでなく、過去のエピソードを。
- 全体を聞いてから、より詳しい情報を得る
- 繰り返して聞いても同じ情報が出てくる。
「もっとお話しして」「詳しくお話しして」も難しい。「AからBの間について」
- Checkable factsを集める。
- 対立しない「～がよくわからなかったので、もっと詳しく」。

62!

Tips 2: WH質問の功罪

- 知りたい情報を、情報を出さずに尋ねることができます。会話をコントロールができる。
- ⇒ 一問一答になる、限られた情報しか出てこない。
- オープンと組み合わせる!
» 何日/何曜日でしたか? ⇒ どうしてそうだと思いますか?
» 場所はどこですか? ⇒ 場所について説明してください。
» そこには何がありましたか? ⇒ (ソファ)について、もっと話してください。
» 何人いましたか? ⇒ 一人一人について、もっと説明してください。
» その人はどんな服装をしていましたか? ⇒ その服装についてもっと話してください。
- 時間分割、手がかり質問でも会話をコントロール可

63!

参考. 発話タイプの分析

64!

発話タイプ

- 誘いかけ(Invitation)
» 「何／どんなことがあったか話してください」「何／どんなことがありましたか」等、会話を制約しない質問。「どんなDVD／お話をでしたか」等の、内容を特定しない質問も含める。「どんな服でしたか」などはWH質問として分類する。また、「話して／教えて／言ってくれますか／もらいますか／くれませんか／もらえませんか／覚えていますか／いませんか」等は、YN質問とも捉えられるが、もうう、くるるは要求として機能することが多いので(仲・無藤・藤谷, 1993), INVとした。
- 手がかり質問(CUED question)
» 被面接者が述べたことについて、より多くの情報を得るために質問。「(さっき話していた)～について話してください／教えてください／言ってください」等。
- 時間分割(Time Segmentation: TS)
» 時間の分割(A～Bまでの間等)を含む質問。「その人が来てから帰るまでの間のことを、全部話してください」等。

65!

それから質問(THEN)

- » それから質問。「あとは／そして／それから／それで／ほかには」等。「それから何がありましたか、それからどうしましたか、あとは何がありましたか、他に何があつたか覚えていませんか」等。その他のことを尋ねるオープンな質問も、ここに含められる。
- 返事(RESpone)
» うん、うん、などの返事。
- エコーリング(ECHOing)
» 完全な繰り返し。被面接者「家です」-面接者「家です」等。

66!

●WH質問 (WH)

» 制約のない「何／どんなこと／どうか」を除くいつ、誰、どこ、なぜ、どんな、どのように、何歳、何人、何色等を削とした。INVも参照のこと。「何人いたか覚えていましたか」等もWHとした。NICHDガイドラインでは指示的質問(directive)と呼ぶこともある。

●YN質問 (YN)

» 具体的な内容につき「はい、いいえ」での応答を求める質問。「何があつたか話してくれますか」「何色か覚えていましたか」等はYNとも言えるが、「何があつたか」を問う前者はINVに、「何色か」を問う後者はWHとした。ただし、「赤あつたか覚えていましたか」は、具体的な内容を含むため、YNと分類した。ただし、「何か(something)したか」「誰か(someone)いたか」等はYNとした。NICHDガイドラインでは下記のBとともに合わせて選択質問(option posing)と呼ぶ。

●選択式の質問 (AB)

» AかBか(か)の複数の選択肢を含む質問。

●タグ質問 (TAG)

» ~したのね。~でしょう。を語尾とする限定的な質問(仲, 2001)^{67!}

●語尾なし (NOGOBI)

» 語尾のない質問。「～については？」等、YN(「それは家？」), AB(「家？外？」), WH(「誰？」)等の省略として分類のできない発話を語尾なしとする。

●補足 (HOSOKU)

» 面接者が被面接者の言葉を捕つたり、言い足す発話。被面接者「家」-面接者「があつた」等。

●情報提供 (INFormation)

» 情報提供。

●コメント (COMment)

» コメント。「ほんと、すごいね、～なんだ」等。

●繰り返し (REPeat)

» 被面接者の言葉を繰り返す発話。完全な繰り返しはECHOとし、それ以外をREPとした。

●その他 (OTHER)

» 説明、関連のない発話、教示等。

参考・言葉の問題

参考・面接研究

ニュースレター・通信・面接支援

年	国内実施	国外実施	合計
2008	10	10	20
2009	15	15	30
2010	20	20	40

<http://child.let.hokudai.ac.jp/>

参考文献

- アルドリック・ウッド（著）仲真紀子（翻訳）（2004）。子どもの面接法：司法における子どものケア・ガイド。北大路書房。
- 英国内務省・保健省・仲真紀子（翻訳）（原）（2004）。子どもの刑法基礎、ビデオ録画面接ガイドライン、誠信書房。
- ブルーノ・クルツ（著）、カトリーナ・J. ハーパー、J. ミルズ、J. クラントン、T. (著) 仲真紀子(監訳) (2010)。犯人の心を読むガイド～事件の調査・鑑定・取扱い方の基礎知識～、有斐閣。
- Fisher, B. P., & Geiselman, R. E. (1992). Memory-enhancing techniques for investigative interviewing: The Cognitive Interview. Springfield: Charles Thomas.
- Hershenovitz, I., Oberholzer, Y., Lamb, M. E., Steinberg, K. J., & Horowitz, D. (2006). Dynamics of forensic interviews with child witnesses: video analysis of disclosure agents. Child Abuse & Neglect, 30, 759-768.
- New Office (2000). Achieving the best evidence in criminal proceedings: Guidance for vulnerable and intimidated witnesses, including children. Home Office Communication Directorate.
- 法との心理学ガイドライン作成委員会（編）（2005）。日警法連・調査手続に関するガイドライン。法と人文学。
- Lamb, M. E., Oberholzer, Y., Hershenovitz, I., Esolin, P. V., & Horowitz, D. (2007). A structured forensic interview protocol for the investigation and interview of children. A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. Child Abuse & Neglect, 31, 1201-1216.
- 仲真紀子（2005）。子どもは出来事をどのように記憶し想起するか、仲真紀子（編）「心理学における不思議を解き明かす」、光文社、p.13-158。
- 仲真紀子・上田洋子（2005）。子どもの記憶能力と記憶を支える要因、心理学評論、43, 343-361。
- 仲真紀子（2006）。子どもの記憶力と記憶を支える要因、心理学評論、44, 1-15。
- 仲真紀子（2006）。司法面接～事件の再現をめぐる面接の基礎と実際、ケーカ学術、299, 3-54。
- 仲真紀子（2011）。法と心理学の心臓～心心理学の知識を裁判に活かす。日経法商、法律の最前線、子どもの証言、地風景。
- Poole, D. A., & Lamb, M. E. (1998). Investigative interviews of children: A guide for helping professionals. Washington, D.C.: American Psychological Association.
- 技能者本（1998）。自殺者に対するインタビュー手法-操作ガイドライン-研究の動向-、犯罪心理研究会、36, 49-64。
- ニードルス・フライ、R.・エーデン、D.・L・フロドリック、S・ケリー、D.W.（著）藤川洋子・小沢真理（翻訳）（2000）。子どもが面接ガイドブック-通訳を聞くくわん法-、日本出版社。
- Waller, A. S. (1993). Questioning Young Children in Court: A Linguistic Case Study. Law and Human Behavior, 17(1), 59-72.

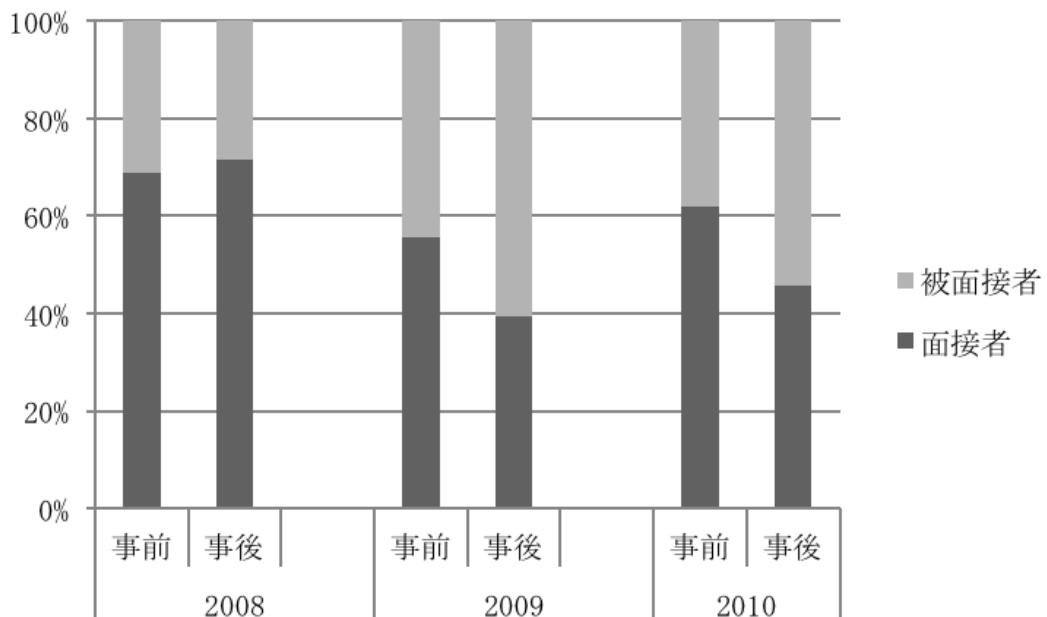
(4) 研修の効果

研修の効果を事前・事後の模擬面接により検討した結果を下記の図に示す。2008年は12人（事前、事後計24面接）、2009年は36人（事前、事後計72面接）、2010年は32人（事前、事

後計64面接) のデータを用いた。いずれも面接を書き起こし、面接者と被面接者の発話文字数をカウントした。図は、面接者と被面接者の平均発話文字数を合わせて100とした場合の、面接者と被面接者の発話文字数の占める割合を示している。ただし、2008年は面接全体を、2009年は本題部分のみを、2010年はラポールと本題をカウントしているため、年度間で比較することは適切ではない。

2008年は、被面接者による「自由報告」の文字数は事前よりも事後で多かったが、平均値には差は表れなかった(Nが小さく、また、分析にグラウンドルール部分を含めているためかもしれない)。2008年、2009年のより大きいサンプルでは、事前に比べ事後において面接者の発話文字数が減少し、被面接者の発話文字数が増加することが確認された(2009年のデータについては仲(2010)を参照のこと)。

2009年のデータのより詳細な分析によれば、被面接者の発話文字数の増加は、クローズド質問(Yes-No質問や選択式の質問)や、一問一答となりやすいWH質問が減少し、「話してください」「そして、それで」などのオープン質問が増加することによって生じていると考えられる。オープン質問の使用に焦点を当てたトレーニングを行えば、より効果が増すと推定される。



(5) 司法面接法（北大司法面接ガイドライン）

上記の(1) - (3)を経て作成した司法面接ガイドラインを下記に示す。本ガイドラインには、杉村班による研究成果も反映されている。本ガイドラインはパッケージとして、2013年度中に公刊することを目指している。

=====

北大司法面接ガイドライン(仲真紀子) 2010. 10

第1 子どもの供述の特徴と課題

1. 子どもの供述の問題

(1) はじめに

犯罪を解決し、将来の犯罪を予防するには子どもからでの事情聴取が重要である。しかし、子どもから情報を正確に聞き出すことは容易ではない。ここでは、子どもの供述の信用性を下げるいくつかの要因について説明する。一般的な認知発達、特に被暗示性等の子どもの側の問題、面接までの時間や面接者、質問の質などの大人の側の問題、そして面接の繰り返しという組織的問題について述べる。

(2) 供述の信用性に関する問題

ア 子どもの認知発達

正確な供述には、出来事を正確に知覚する力、記憶し保持する力、そして伝達する力が重要である。このいずれにおいても、幼児は児童よりも劣っている。例えば、私たちは、知識がありよく知っているものであれば、よくよく知覚し記憶することができる。カフスが何をするもので、一般にどのような役目を果たすものか知識がある方が、ない場合よりも、カフスの存在を認め、カフスとして記憶することが容易であるだろう。子どもは生活年齢が短く知識が少ないため、知覚し記憶するための手がかりが少ない。そのために効率よく知覚し、記憶することができない。

伝達する力も年齢を追って向上する。幼児は1歳を過ぎたころから言葉を話すようになるが、出来事を報告するようになるのは3、4歳である。しかし、4歳であってもファンタジーと現実が一緒になつたり、別の出来事が一つになつたりする(上原,)。また、一般に出来事は「いつ、どこで、誰が、何を、どうした」から成るが、これらの情報の理解や産出には発達的な順序がある。「何をした、どうした」という「活動」については4、5歳児でもかなり産出することができる。「誰」「どこ」は、自發的には報告されにくいか、質問すればある程度は報告することができる。しかし、「いつ」「なぜ」「どのように」は難しく、尋ねられても正確に答えられないことが多い。特に、「いつ」という時間情報が答えられるようになるのは7、8歳以降である。大人であっても手帳やメモなどを見なければ正確な日付を思い出すのは困難であり、児童ではその傾向はさらに強い。

イ 被暗示性の問題

加えて、子どもの認知発達における大きな特徴として「被暗示性」がある。被暗示性は、他者・他所から得られた情報を自らの考え・体験であるかのように思いこんでしまう傾向性である。被暗示性が高い原因としては、①認知能力の発達が十分でなく、体験したことや目撃したことを正確に記憶にとどめておくことができない(エピソード記憶が確立していない), ②自己の発達が十分でないため、自分の体験に由来する情報と他者から与えられた情報の区別がつきにくい(情報源の混乱が生じやすい), ③常に大人の庇護のもとで生活しているため、大人の言うことはきくべきだ、あるいは大人を喜ばせたいという態度をとりがちである(迎合性がある)などが挙げられる(仲・上宮, 2005)。

幼児、児童の被暗示性が高いことを示す実験研究は数多く行われている。例えば、菊野(1993)は小学校2年生と5年生を対象に、チューリップが咲いている公園などの画像を提示した後、「ひまわりが咲いた公園は暖かそうでしたか」等の質問を行った。その後、記憶テストを行い、何を見たかを思い出してもらい、さらに「思い出したこと」は、画像で見たのか質問に含まれていただけかという情報源の判断課題も行った。その結果、2年生、5年生の両方において情報源の混乱が認められた。

ウ 面接の質と子どもの供述の信用性

子どもの認知能力は大人に比べ低いが、暗示の少ない問い合わせがなされれば、子どもからも正確な情報を引き出すことができる。古くは、知能テストを開発したビネーが、以下のような実験を行った(Ceci, 1995の紹介による)。ビネーは、板にボタンを糊で貼りつけた装置を10秒間子どもに見せ、様々な質問を行った。ある条件の子どもにはボタンがどのようについていたか自由に報告してもらい(自由再生), 別の条件の子どもには「ボタンはどのようにボードについていたか」、「糸でつけられていたのではないか」、「糸は何色だったか」などの質問を行った。その結果、子どもが最も正確に答えられるのは自由再生であり、質問が暗示的になるほど答えが不正確になること、答えの真偽によらず子どもは自信をもって答えること、質問によって記憶が変容し、修正がきかなくなること等を示している。

事情聴取に関して、子どもの供述の信用性に影響を及ぼす要因を以下に示す。

- 出来事から事情聴取までの時間：記憶は、指數関数で減衰する。このことは、出来事があつてから1日に失われる情報の量は、出来事の1月後の1日に失われる量の数倍、数十倍にもなることを意味している。したがって、事情聴取はできるだけ早く行わなければならない。
- 面接者：一般には、厳格で権威的な面接者よりも、柔軟な面接者に対し、子どもはより多くの情報を提供できる(ミルン・ブル, 2003)。しかし、極度に親和的な面接者も子どもの迎合性を高め、誘導する可能性がある。例えばBruckらは、親和的なペペットが誘導要因となることを示している(Bruck, Ceci & Hembrooke, 2002)。
- 質問の種類：オープン質問(「話してください」「それから?」等), WH質問(「いつ」「どこで」「何が」等)に対する報告は比較的正確である。これに対し、クローズ質問(選択肢型の質問等), 付加疑問文(～でしょう, ～ですね)は子どもの答えを誘導しやすい(Lepore & Sesco, 1994)。これは、クローズ質問に含まれる特定の情報「白でしたか、黒でしたか」に含まれる、白、黒といった情報)が暗示情報となるからである。

また、文法的に複雑な長い質問、否定形が含まれる質問、指示名詞（それ、あれ、これ等）が含まれる質問、難しい言葉を用いての質問（被疑者、状況、現場等）は不適切な回答を促したり、迎合性を高めたりする（Perry, McAuliff, Tam, Claycomb, Dostal & Flanagan 1995）。例えばウォーターマンらは、「タンポポは机よりも親切ですか？」など、意味の通らない質問に対しても、子どもが答えてしまうことを示している（Waterman, Blades, & Spencer, 2000）。

- ・質問の繰り返し：質問を繰り返すことにより、子どもの供述は変遷しやすくなる。学校での会話に慣れている子どもは、質問が繰り返されると「前の答えは違っているのだ」と考え、答えを変えてしまう可能性がある（Seagal, 1996）。
- ・言い換え：面接者による言い換え（「あたった」を「触った」、「下のほう」を「性器」等）も誘導として機能する。面接官は、語彙の少ない子どもを代弁し、助けるために言い換えたのかもしれないが、こういった言い換えが子どもの供述を不正確にする。
- ・圧力・誘導：①仮説に沿った質問をし、仮説に合わない答えは無視する、②取引する（「話してくれたら遊んでもいいよ」）、③よい結果を述べる（「話してくれれば助けてあげられる」）、④悪い結果を述べる（「話してくれないと助けてあげられない」「話してくれないと大変なことになる」）、⑤矮小化する（「たいした事ではないから話してほしい」）、⑥被疑者のことを悪く言う（「あの人はそういうことやりそうだ」「悪い人は捕まえよう」）、⑦補強証拠に言及する（「みんなそう言ってるよ」「証拠がある」）、⑧対立する（「だったらこの怪我はどう説明するの」）、⑨子どもに対し否定的なことを言う（「ちゃんと話してくれないと」「もっとはつきり言って」）等は圧力・誘導として機能する（Ceci, Leichtman, & Gordon, 1995）。

エ 面接の繰り返し

子どもが被害をほのめかす言動をとると、周囲の大人は心配や不安を駆り立てられ、あれこれと質問する。例えば、学校で教師に被害をほのめかした児童に対し、担任の教員が尋ね、校長が尋ね、カウンセラーや養護教諭が尋ね、さらに母親が尋ね、父親が尋ねるといったことも一般的である。事件化されれば、警察官が数回にわたって事情聴取を行い、検事や裁判官も質問を行うだろう。こういった過程は下記のような問題をはらんでいる。

- ・供述の変遷：子どもの記憶は減衰しやすく、また子どもは誘導を受けやすい。よって面接を繰り返すほど、記憶が汚染されたり、誘導が生じる可能性は高くなる。
- ・精神的二次被害：つらい出来事についての情報を繰り返し求められることにより、精神的被害が悪化したり、身体的不調を訴えるようになる。

こういった問題を避けるためには、面接の回数を最小限（原則として1回）とし、これを客観的方法で記録しておく（録画する）ことが望ましい。2010年6月、国連子どもの権利委員会は、司法手続きにおける子どもの面接の繰り返しを懸念し、日本に対し、ビデオ録画を取り入れるようを勧告している。

オ 事情聴取と精神的サポート

日本では、被害者に対する面接を行う際は、被害者の心理に寄り添い、共感しながら事情を聞くというのが一般的であるかもしれない。しかし、精神的外傷の回復を目指す心理的サポートと、侵入的でもある事実確認では目指す方向が明らかに異なり、これらを同一の人が同時にすることは不適切である。これらを同一の人が行おうとすると、被害者にとっては「共感してくれる人に、話したくない話をするよう求められ、苦しい」ということになり、面接官にとっては「事件を解決するためには詳しく聞きたい、しかし詳しく聞こうとするほど被害者は苦しむ」ことになる。

そのため、事実確認と精神的サポートとは分離させ、異なる人物が行うことが望ましい。また、事実確認は、精神的サポートと明確に区別し、両者を混同しないという認識をもつことが重要である（表1を参照のこと）。

表1：司法面接とカウンセリングの違い（APSACによる資料を参考にした）

項目	司法面接	カウンセリング、一般の面接
目的	事実確認、調査、捜査	カウンセリング
時間	できるだけ初期に	被面接者の準備ができたときに
面接室	暖かいが、簡素。おもちゃ等のディストラクター（注意をそらすもの）がない	暖かく、心をなごませる。おもちゃなども可。
面接者	司法面接の訓練を受けた人。心理	カウンセラー、臨床心理士

	司, 福祉司	
面接者に必要な背景知識	認知心理学, 発達心理学（記憶, 言語, 知覚の発達）, 福祉, 法	臨床心理学, 福祉
面接者と被面接者の関係性	暖かいが, 中立, たんたんと	親密で, 時に濃厚, 受容的
面接者の声, 姿勢	中立, たんたんと, 姿勢を変えずに行う	トーンを合わせる, 身をのりだすことも
面接者の表情	中立, たんたんと	親密, 受容的, 共感的, 感情を表出することも
面接者のうなずき	しない	大きくうなずくもあることもある
面接の方法	手続きが決まっている	自由度が高い
質問や言葉かけ	情報を与えない, 誘導しない, オープン質問を主体に, プロトコルで決められた質問を用いる	情報提供や誘導も可能, 子どもの言葉を代弁したり, 話しかけたり, 好ましい方に誘導することも
扱う情報	事実が重要	主観的な体験が重要
ファンタジー	扱わない。事実のみに焦点化	ファンタジーも受け入れる。「ふり」や「つもり」を取り入れることも
ドール, フィギュア, おもちゃ, 箱庭等	使用しない	使用することもある
イメージ	イメージではなく, 事実が重要	イメージも重要
面接回数	原則として1回	数回～多数回
記録方法	面接をすべて録画, 録音	面接終了後, 筆記するのも可。
報告書	書き起こし資料, 事件があった可能性の査定	簡潔な報告書の場合もある。心が傷ついているかどうかの査定

2. 司法面接の概要

上記の理由に鑑みれば, 子どもから情報を得るには, できるだけ初期に誘導のかからない方法で聴取し, 録音, 録画しておくことが望ましい。そのために考案されたのが司法面接であり, アメリカ, イギリス, イスラエル, カナダ, ドイツなどに加え (アルドリッジ・ウッド, 2004; ボーグほか, 2003; 英国内務省, 2007; 法と心理学会, 2005; Poole & Lamb, 1998; Lamb, et al. 2007; 仲, 2001a, 2001b, 2009), 韓国, ノルウェーなどでも, 司法面接が子どもの被害者・目撃者から情報を得るための標準的な方法となっている。

この面接法は「特定の出来事」, 「事実」を聞き取る事に焦点を当てている。そのため, 臨床的な面接とは明確に異なる。また, 誘導を極力排するために, 面接者は暖かいがたんたんとした態度で臨み, 以下のようなコミュニケーションパターンを守る（表1を参照のこと）。

- ・面接者からは極力情報を出さずに, 子どもの話を聞く。
- ・コメントをしない。
- ・クローズド質問をしない。
- ・安易な応答をしたり, 子どもの答えを言い換えたりしない。
- ・表情, 態度を中立（ニュートラル）に保つ。

具体的な面接手続きは, 次節において述べる。

第2. 被害を受けた子どもからの事情聴取の手続き

1. 客観的聴取技法の概要

司法面接では, 体験ができるだけ初期に, 誘導のかからない方法（オープン質問やWH質問）で一度だけ聴取し, 録画する。そうすることで正確な情報を確保するとともに, 子どもが何度も面接を受けなくて済むように図る。

面接は, 静かな部屋で, 面接官と子どもが一対一で行う。面接は原則としてビデオとICレコーダで記録する。面接手続きは, ①導入（自己紹介, グラウンドルール（面接の約束事）, ラポール, 出来事を思い出す練習）, ②自由報告, ③質問（オープン質問, WH質問, クローズド質問, 暗示質問）と進み, ④クロージングで終結する。以下, まず聴取準備について述べ, 次に面接の過程について述べる。

2. 聽取準備

(1) 面接時期

ア 面接の時期

出来事の記憶は、体験直後から指數関数で減衰する。そのために、できるだけ早く効果的な面接を行うことが必要である。

原則としては、通告より3日以内に、面接体制を組み、面接計画を立て、1週間以内に面接を行うことが望ましい。ただし、被面接者の身体的・精神的状況により、遅延が生じることもやむを得ない。基本は、子どもに最大限の利益があるように考える、ということである。

イ 他の措置とのタイミング

事案によっては、医療、福祉、心理療法等が関わることがある。司法面接は、原則として、福祉と協働しつつ、医療的検診の後、心理療法の前に行うことが望ましい。医療的証拠は失われることが多いため、最優先で行う。心理療法は、精神的回復のために、誘導的技法を用いることも多いため、司法面接より先に行うべきではない。

ウ 面接の回数

司法面接の目的は、子どもの記憶の変遷を防ぎ、また複数回の取り調べによる精神的二次被害を防ぐことである。したがって、面接は原則として1回とし、複数回行う場合も2回以内に抑える。面接の間隔は長くとも1週間とする。

エ 面接時間

子どもが注意を集中できる時間は、経験的に5分×年齢と言われる。したがって、面接時間の目安は以下のようになるだろう。

- ・4, 5歳：20-25分
- ・6, 7歳：30-35分
- ・8, 9歳：40-45分
- ・10, 11歳：50-60分

中学生以上になれば1時間半でも可能かもしれないが、長くても1時間半で終了するように計画を立てておくことが必要である。いずれにせよ、子どもの様子を見て、極端な疲労、解離（あくび、居眠りなどに現れる）などが生じないように実施しなければならない。

(3) 面接の場所

ア 施設

子どもの被害確認ができる別個の施設があることが望ましい。出入口に配慮する、出入口に近い、しかし静かな目立たない部屋を選ぶ等、子どもが静穏な気持ちで来られるように工夫する。

イ 面接室

面接には、静かで心地よい小部屋を用いるのがよい。ワンウェイミラーを介して隣室から観察ができる部屋を用いることもあるが、そのままで声が聞き取りにくい。また、マイクで広い、隣室で拡大すると、その声が、面接室に聞こえてしまうことがある。そのため、図のような面接室とモニター室（一般の部屋をしつらえるのでよい）を設け、ビデオ機材を用いて、別室に映像を送り、そこでモニターすることが望ましい。

面接室の詳細は、以下の通りである。

- ・部屋の広さ：7.5畳程度の部屋でよい。広すぎると、子どもが歩き回ったり、走り回ったりすることとなる。
- ・照度：適度な照度の部屋を用いるのがよい。コンビニエンスストアのように明るすぎても落ち着かず、薄暗くては気持ちが落ち込んでしまう。
- ・壁・窓：できればクリーム色の壁で、窓はないか、ワンウェイミラーが備えられているのがよい。窓があると、外の様子が気になるからである。
- ・調度：ソファ二つと小さいテーブルのみとするのがよい。おもちゃ、時計、カレンダーなどは子どもの注意をそらすことになるので置かない。また、キュッキュッ、カタカタなどの音がする調度は、録音の妨げになるので用いない。
- ・その他：靴をはいたまま入る部屋か、靴をぬいで入る部屋とする。スリッパは「おもちゃ」となり得るので使わない。
- ・子どもが泣いてしまった場合のために、ティッシュの箱を用意しておくことは差し支えない。

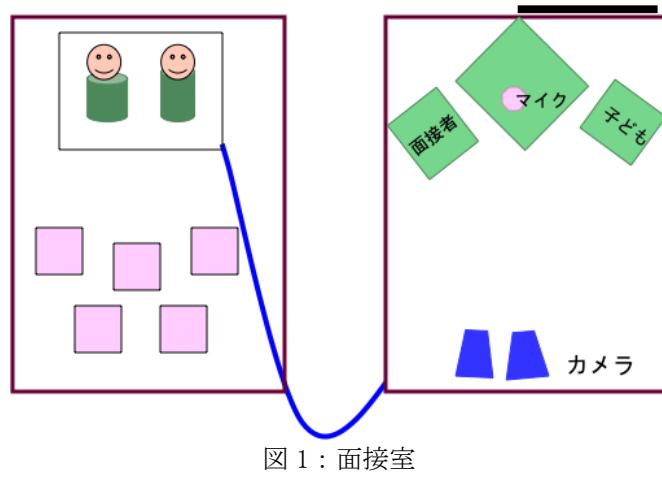


図 1：面接室

(4) 実施体制・面接者

ア 実施体制

子どもへの司法面接と子どもの心理的ケアは分離する必要がある。したがって、司法面接は、面接官（A）が行い、モニター（またはスーパーバイザー）（B）がこれを助ける。また、別の職員（C）が子どもの心理的なサポートに当たるのがよい。

Aは、司法面接の訓練を受けた者がなる。Aは種々の事件の司法面接だけを行う専門職員であることが望ましい。

B, Cは、事件ごとの担当者が務めるのがよい。やむを得ない場合は、BがCを兼ねることも可能である。ただし、心理的なサポートをしている人がモニターをしていることを知ると、子どもがBの期待に応えようしたり、逆に恥ずかしがって話さなくなることもあるので、注意が必要である。

イ 面接者

資質：面接は、司法面接の訓練を受けた人が行う。原則としては、充分な訓練があれば、子どもが特に要請をしたり、あるいは、拒否したりする事がない限り、男性であっても女性であってもよい。しかし、子どもへの負担を軽減するため、できれば被疑者の性と重ならないようにする、被疑者と似た人物は避ける等の配慮を行うのが望ましい。以下、個別の配慮を示す。

- ・ 服装：形式張らない、明るい色（クリーム色、薄い水色、薄い緑色など）の私服で面接を行うのがよい。また、イニシャル、キャラクターない、また、目立つアクセサリーなどのない服装をすることが必要である。子どもはこういったものに反応し、注意がそがれてしまうことがあるからである。

ウ 立ち会いの可否

立ち会いは認めない。複数の大人が面接室に入ることで、子どもの注意がそがれたり、一方の人に話したことを、別の人はどう思っているのだろうか等の、複雑な心理過程が生じたりする可能性があるからである。

ただし、幼児（概ね4歳程度）までの子どもで、極度の不安、多動等の理由により、一人で話しができない場合は、中立の立場にあって、子どもが信頼をおいている人を、同室させることもやむをえない。この場合は、中立の人物は、中立の表情をたもち、子どもの背後にいて、動いたり声を発したりすることのないようにしてもらう。被害児童の親や親族などは「中立な立場」の人とはみなせないので、立ち会わせない。

(5) 記録

ア 記録

子どもは言葉のみでなく、表情や動作で多くのことを語ってくれる。これらをすべてノートで記録することは困難である（ノートでとれる情報は4-5割程度であるという研究もある）（Lamb, Orbach, Sternberg, Hershkowitz, & Horowitz, 2000）。録画を見直すことで、面接中には聞き取れなかった情報を拾いだせることも稀ではない。したがって、可能である場合には、面接を録画により記録しておくことが有用である。その場合は、機材のところで説明した通り、無線ないし有線のマイク、ならびにICレコーダーを併用するとよい。

イ 機材

原則として、ビデオカメラを用いる。2台あれば、1台は近景（子どもないし、子どもと面接官を中心）に、もう1台は遠景（部屋全体が入るように）撮影する。ビデオカメラは部屋に設置されていればよいが、なければ三脚に載せて用いる。近景の録画をモニター室に有線で送る。

ビデオカメラだけでは声を記録しにくいので、無線マイク等を用いる。またICレコーダーも併用するのがよい参考となる構成は、以下の通りである。

- ・ SONY ビデオカメラ
- ・ SONY ワイアレスマイク（別売）
- ・ 三脚
- ・ 有線ケーブル
- ・ モニター（モニター室用）
- ・ IC レコーダー

モニター室が面接室に隣接している場合等、モニター室の声が面接室に漏れる場合がある。これを防ぐためには、ヘッドフォンをモニターにつける。

ウ ノート・メモ

ノートはモニターがとり、面接官は原則としてとらない。面接官の注意が分散してしまう可能性があり、また、子どもは面接者が書き留めたことを「重要だ」と思うかもしれないからである。ただし、子どもが告げた氏名がたくさんあるなどの場合は、「たくさん名前がでてきたから、忘れないように、ここにメモしておくね」などと言って、メモをすることは差し支えない。

エ 録音・録画資料の保存

録音、録画は同時に2枚のテープないしDVD／CDに焼き、一枚は封印し、鍵のかかる場所に保存する。これは、改ざん等が問題になったときに、改ざんの有無について検証できるようにするためである。改ざん等が問題に成った場合は、封印した資料を法廷で開封し、検証する。もう一枚は、ワーキング用として、使用する。

（6）面接の計画と補強証拠

ア 面接の計画

面接に当たっては、面接の計画を作成しなければならない。面接に含まれる内容としては、

- ・ 日時、場所の計画（子どもの都合を最優先とする）
- ・ ラポールの取り方
- ・ 出来事を思い出す練習の仕方
- ・ 自由報告を求める文言
- ・ 子どもが協力的でない場合の対処法

また、疑われる事件の構成要件を書き出し、何についてどこまでの情報を得るか、得られない場合はどうするかを決めておく。（付録3：強姦（強制わいせつ）被害者供述調書作成のポイントを参照のこと）。

イ 補強証拠

子どもの供述だけでは十分な証拠とは言えない。子どもからできるだけ多くの情報を得るとともに、以下のような情報により補強することが重要である。

- ・ 医療的証拠：ただし、性被害は治癒が早く、また性器については個人差も大きいため、医療的な証拠はあまり多くは得られないことを留意しておく。医療検査は、むしろ「性病にかかっていない」「妊娠していない」「性器には異常がない」「将来、無事に赤ちゃんを生むことができますよ」という安心を与えるためのものだと考えておく。
- ・ 被疑者からの情報：被疑者が（もしも犯人であれば）証拠を隠滅することのないように、できるだけ初期に情報を得る。自白がなくとも、その他の点で子どもの供述を補強できるかもしれない。
- ・ 生物額的・物理証拠：精液、体毛等。
- ・ 中立な目撃者による情報：子どもの様子、状況等。
- ・ （虐待の場合）非加害親からの情報：子どもの様子、被疑者が非加害親に与る行動等。
- ・ 状況的な証拠：学校の成績（特定の時期から落ち込んでいるかもしれない）、出欠、病院の受診歴（説明のつかない腹痛などにより、通院しているかもしれない）、日記、携帯電話、メール等、徘徊・非行歴（家にいるのが嫌で、徘徊を始めた可能性がある）。
- ・ 性化行動：服装、性的行動・性的働きかけ。

3. 事情聴取の手続きと留意点¹

司法面接の手続きは、①導入（自己紹介、グラウンドルール（面接の約束事）、ラポール、出来事を思い出す練習）、②自由報告、③質問（オープン質問、WH質問、クローズ質問、暗示質問）と進み、④クロージングから成る。以下、標準的な手続きについて述べる。

（1）導入

ア 目的

会話は、二人の話者による双方向の共同作業であり、一人だけが話すことはない。また、会話の多くは互いが共有しているテーマ（学校、勉強、友人）に関するものであり、両者に一定の知識があるのが普通である。また、大人と子どもの会話の多くは、子どもの行動を管理したり（「勉強したの？」）、知識を確認したり（「今日は体育の授業、あったんでしょう？」）するために行われる。

司法面接は日常生活における会話とは大きく異なる。その目的は、大人の知らないことを、子どもに話してもらう、ということである。そのため、面接での会話は日常での会話ではないこと、特定のルールに則って行われること、大人が質問するのではなく子どもが話さなければならないことを理解してもらう必要がある。

導入は、「紹介とグラウンドルール」「ラポールの形成」「出来事の記憶の練習」から成る。これらを行うことは、上記の目的を子どもに伝える上で、たいへん重要である。

ただし、導入で時間をとりすぎると、子どもは疲れてしまう。したがって、7、8分で導入を終わらせるのがよい。

イ 紹介とグラウンドルール

ここでは、自己紹介、カメラの紹介を行い、グラウンドルール（面接での約束事）を示す。グラウンドルールの元の意味は「『球場』ごとに定められたルール」である。個々の球場ごとに約束事ごとがあるように、面接室では、日常生活の会話にはない約束事があることを示す。具体的な文言は、以下の通りである。

【録画する場合は、子どもが来る前に以下の文言を告げておく】

①今日は〇年〇月〇日です。私は__（機関名）__の_____です。これから_____さんに____で、面接をします。

【子どもが入室したなら、席に座らせ、次のように開始する】

②こんにちは。私の名前は_____です。

今日はたくさん話をしてもらいますが、ここで話は録画します。それは、私が_____さんの話を忘れないように、また、_____さんが何度も話さなくてもよいようにするためです。この面接は、一番良い方法を考えるために、他の人が見ることもあります。いいですか。

③私の仕事は子どもから何があったか、話を聞くことです。たくさんの子どもと会って、何があったか、本当のことを話してもらいます。お話をしてもう前に、5つお約束があります。

④今日は本当にあったことを話すのがとても大事です。考えたこととか、人から聞いたことではなく、本当にあったことだけを話してください。【靴課題】そうですね。今日は、本当にあったことだけを話すのが大切です。本当にあったことだけを話してください。

⑤質問が分からなかったら、分からないと言ってください。もしも_____さんの話がわからなかったら、私も、もっと説明して、と言います。

⑥質問の答えを知らないければ、知らないと言ってください。【犬の名前】そうですね。知らないときは、知らないと言ってください。

⑦私が間違ったことを言ったら、間違っているよと教えてください。【2歳】そうですね、私が間違

¹ 本ガイドラインで用いるプロトコルは Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. Child Abuse and Neglect, 31, 1201-1231.の末尾にあるプロトコルを、Lamb 氏の承諾のもとに、仲真紀子（北海道大学）が翻訳したものにもとづいている。翻訳したものを、北大での司法面接研修で用い、より使いやすいと思われるかたちに改変した。なお、これらの作業にあたっては、JST 研究プロジェクト「子どもを犯罪から守る私法面接法の開発と訓練」（代表：仲真紀子）の支援を受けた。

- ったことを言つたら、間違つてゐるよと教えてください。
- ⑧ 私はそこにいなかつたので、どんなことがあつたのかわからません。どんなことでも、あつたことを全部話してください。

ウ ラポール

一般の会話は、大人が質問し、こどもが応える「一問一答」の形式をとりがちである。しかし、事件においては情報をもつているのは子どもであり、子どもに話してもらうことが重要である。そこで、子どもが話しやすい関係性（ラポール）を築く。ここでいうラポールは、カウンセリングなどで用いられる親密な関係性ではない。

ラポールでは、子どもが話しやすいこと（子どもが好きな活動）を話してもらう。子どもに報告してもらいたいのは知識ではなく、出来事であるので、好きな番組／TV ゲーム／学科などではなく、何をするのが好きかを話してもらう。具体的な文言は以下の通りである。

- ① _____さんのことをもう少し教えてください。何をするのが好きか、話してください。
- ② （サッカーなどの答えが返ってきたら）では、サッカーのことを話してください。
- ③ （答えが少なかったら、子どもが述べたことについて）もっとたくさん話してください。

なお、場合によっては、面接者から、特定の事柄を話してもらう必要があるかもしれない。その場合は、話題にする事柄に関する配慮が必要である。学校でのいじめが問題となっているときに「学校のことを話して」と言う、ペットがいないのに「ペットのことを話して」などということがないようにしなければならない。

エ 出来事の報告の練習

いつも起きることで、いわば「知識」となっていること（例えば、「お父さんはいつも、酔っぱらつたらお母さんを叩く」：これを「ルーチン」という）を話すのと、特定の時間、場所に起きた特定の出来事（例えば「お父さんは、おとといの夜、酔っぱらって、お母さんの背中を 2 回叩いた」）を話すのは異なる。知識よりも、特定の出来事を報告する方が、その時の場所やシーンを思い出さなければならず、心理的な努力が必要である。そのため、面接に先駆けて、出来事を思い出して話す練習を行う。この練習を行うことで、子どもは何を求められているのか（特定の出来事）を理解し、また話す練習をすることができる。

面接官は、「出来事の報告の練習」で、面接で行う質問の形式を試し、子どもに練習してもらうとともに、子どもがどの程度答えられるのか、言語レベルはどうか等を査定することもできる。

- ① それでは、前にあつたことを思い出す練習をします。今週、【運動会／誕生日等のイベント】があつたでしょう。その日にあつたことを、全部話してください。
＊これだけで充分な答えが得られない場合は、今週のイベントの代わりに「昨日のこと」または「今日、ここに来るまでのこと」を尋ねてもよい。
- ② 時間の分割：（子どもが△△したと言つたら）その日朝起きてから△△までにあつたことを思い出して、全部話してください。
- ③ それから質問：それから何がありましたか。そして、あとは、ほかには。
- ④ 時間の分割：（子どもが□□と言つたら）□□から夜寝るまでにあつたことを、全部話してください。
- ⑤ 手がかり質問：（子どもが述べた活動）について、もっと話してください。
- ⑥ 手がかり質問：さっき話してくれた△△について、もっと話してください。
- ⑦ 思い出したことは全部話してください。楽しかったことも嫌だったことも、何でも話してください。

誘いかけに対し、うまく応えられなければ、例えば「朝起きましたか？／最初は何がありましたか」等の質問で尋ね、応答を得たあと、「その後は何をしましたか？」「それから」「それから」と誘いかけで尋ねる。

オ 子どもの協力が得られない場合

子どもが話したがらない場合は、出来事の報告の練習までで、その様子が顕著になることが多い。したがって、出来事の練習においてほとんど情報がない場合（例えば、「話したくない」「話せない」「わからない」「知らない」と言つたり、椅子を降りたりする等）は、ここで中断し、次回、あらためて面接を行う必要もあるかもしれない。この場合は、クロージングに向かう。

(2) 自由報告の段階

ア 目的

ラポールができ、出来事の報告の練習ができたならば、面接の中核となる、自由報告に移る。オープン質問で開始し、決して「叩かれたことがありますか?」や「Xがあなたのこと叩いたんですか?」など、出来事に関する情報を含めた質問を行ってはならない。一般に、以下の手続きで自由報告を求める。①で情報が出なければ、②、③へと進む。被疑者の名前を入れないように気をつける。

イ 本題への移行

① _____さんのことが、わかつてきました。それでは、今日は_____どうしてここに来たのか、話してください。

②何かありましたか。あつたとしたら、最初から最後まで全部話してください。

③私の仕事は子どもから話を聞くことです。_____さんが、ここにどうして来たか、話してもらうことがとても大切です。今日はどうしてここに来ましたか。

④_____さんが【いつ、どこで】、【医者さん、教師、児相の職員等】に話をしたと聞いています。何があったか話してください。

⑤(傷等があれば)【傷等】について、何があったか全部話してください。

⑥誰かのことで、困っていることはありますか。

⑦【申し立てられた出来事の場所、時間】に何かありましたか。

⑧嫌なことをされましたか。

*以下の質間に進む前にブレイクをとること。下記の質問で得た情報は、証拠としての価値は低くになります。

⑨【申し立てられている活動の一部】されたことはありますか。(触られたことはありますか等)

⑩【知り得ている事実の一部】と聞きました。それで、何かがあつたのか、知りたいのです。(人を特定することなく)【知り得ている事実の一部】されたことはありますか(学校の先生から、あなたが描いた絵を見せてもらいました。それで、何かがあつたのか、知りたいのです。誰かに【知り得ている事実の一部】されたことはありますか。)

ウ 回数の確認

ここで、子どもが事件に言及したならば、必要に応じて次の問い合わせをする。1回だけであれば、そのことを話してもらうことになる。複数回ある場合は、一番最近のこと、または一番よく覚えていること、あるいは一番最初のことなどを尋ねる。

①それは1回だけですか、1回よりも多いですか。

②(答えが「たくさんある」などの場合)では、一番最後のときのことを話してください。

③(思い出せなければ)では、一番よく覚えているときのことを話してください。

エ 自由報告

①誘いかけ:(子どもが述べたこと)について、最初から最後まで、全部話してください。

②それから質問:それから何がありましたか。そして、あとは、ほかには。

③あいづち

④エコーイング(子どもによる「触った」などについて、「触った、それから?」等)

あいづちは、あくまでも「聞いていますよ」の合図であり、「肯定」となるような大きなあいづちを打たないように心がける。また、頻繁なあいづちは、話しを急かす印象を与えるので、注意する。

(3) 質問の段階

ア 目的

研究によれば、自由報告において、もっと多くの情報が産出される。よって、まずは出来事の全体を聞き取る努力をし、質問に入るのは、その後としなければならない。例えば、「おじさんが私の服を脱がせて写真をとった」という自由報告で終わりだと判断し、質問をしていくうちに、後に「セックスもさせられた」という報告が出てくるかもしれない。できるだけ短い時間で、できるだけ多くの、重要な情報を得るためにも、まずはすべてのことがらを聞いて、その後、最も重要だと思われる出来事について質問を行うのがよい。

質問は、じょうご型(最初は広く、だんだんと細かく)に行う。すなわち、オープン質問から入り、次にWH質問を行う。できれば、クローズド質問に入る前にモニターと相談し(これを「ブレイク」という)、クローズド質問やその他の暗示的な質問は必要最小限にとどめなければならない。

イ オープン質問

オープン質問は、文字通りオープンな（開放された）、被面接者の言葉に制約をつけない誘いかけである。オープン質問はもっとも多く子どもの情報を引き出し、また（面接者からの情報が含まれないので）誘導となりにくいことが知られている。

WH質問（いつ、どこ等）をオープン質問と呼ぶ研究者もいるが、WH質問の場合、質問で求められる答え（いつには時間、どこには場所）しか得られないのに対し、オープン質問では、様々なことがらが、被面接者の言葉で語られる。また、オープン質問は自由報告を求めるが、WH質問は、一問一答（質問をして、答えを得るという会話形式）になりやすい。

オープン質問の具体的な文言は以下の通りである。

- ① 誘いかけ：（子どもが述べたこと）について、最初から最後まで、全部話してください。
- ② それから質問：それから何がありましたか。そして、あとは、ほかには。
- ③ 手がかり質問：さっき言っていた〇〇について、もっと話してください。
- ④ 時間の分割：さっき、〇〇してから、△△したと話してくれましたが、〇〇してから△△までにあったことをもっと話してください。
- ⑤ あいづち：うん、うん
- ⑥ エコーイング：子どもによる「触った」などについて、「触った、それから？」等

なお、エコーイングにおいては、子どもの言葉を言い換えないように注意が必要である（「触った」を「触られた」など）。よって、記憶力に自信がなければ、あまり用いない方がよい。また、「のね」などで確認することは割ける（「触った」「触ったのね」等）。

ウ WH質問

WH質問は、いわゆる六価の質問と同等であり、いつ、どこで、誰が、何を、どうした、どのように、などである。WH質問については以下の注意が必要である。

- ・ WH質問の理解には、発達的な順序がある。「何、どうした、誰」は4歳児でもある程度説明できる。「どこ」は5歳児であればある程度説明できる。しかし、「いつ」「なぜ」「どのように」は難しく、7、8歳、あるいはそれ以降でしか説明できない。よって、低年齢児を対象とする場合は、場所や時間、理由について、別の尋ね方（クローズ質問を参考のこと）をしなければならないかもしれない（時間、日時については「どんな天気でしたか」「（TVを見たという報告ながされたならば）TVの番組は何でしたか」「明るかったですか、暗かったですか、覚えていませんか」等；理由については、理由を尋ねる変わりに、順に何が起きたのかを尋ねる等）。
- ・ WH質問は、一問一答になりがちであるので、答えが得られたら、オープン質問でより多くの情報を得るようにしなければならない。以下に例を示す。

面接者「それは誰ですか？」

子ども「おじさん」

面接者「では、そのおじさんについて、もっと話してください」

- ・ WH質問であっても、子どもが語っていない事柄を前提とするような質問（暗示質問と呼ばれることもある）は、面接の最後にもっていかなければならない。例を示す。

（子どもがまだ他の人のことを話していない場合）「他に誰かいましたか」（他に誰かがいたかのような前提で質問している）

（子どもがまだ犯人の言葉について話していない場合）「その人は、何か言いましたか」（何か言ったかのような前提で質問している）。

（子どもが色について述べていない場合）「その車は何色でしたか」（色を覚えているという前提で質問している。子どもは推測で色を言ってしまうかもしれない。）

- ・ 「なぜ」という質問は、「なぜついていったのか」「なぜお母さんに言わなかったのか」等、被面接者が非難されているように感じることがあるので、用いない。「なぜ」と尋ねるよりは、「どのようにして」ついていったのか、「どのような理由で」言わなかったのかを尋ねる方が、被面接者にとっては答えやすい。

エ ブレイク

子どもが充分な情報を提供してくれない場合は、クローズド質問を行う必要がある。しかし、クローズド質問には面接者からの情報が含まれており（例えば、「そこに行ったのは、学校から帰ってきた後ですか」では「そこに行ったのは学校から帰ってきた後」という情報が含まれている）誘導となりやすい。したがって、クローズド質問は最小限にし、注意をもって行わなければならない。

そのため、原則として、クローズド質問に入る前に、モニターとの打ち合わせを行う（2、3分のブレ

イク）をとることが望ましい。ブレイクに入る、具体的文言は以下の通りである。

- ① たくさんお話をしてもらったけれど、私が全部聞けたかどうか、向こうの部屋にいる人に確認してきますね。すぐに戻ってきますが、_____さん、ここで待っていてもらえますか。

待てない場合は、ドアを開けておく、Cにドアの外にいてもらうなどの工夫をする。

ブレイクでは、モニターが足りない情報をメモ等で的確に伝える。その後、面接官は面接室に戻り、次のように伝える。

- ② 待っていてくれて、どうもありがとうございます。あと何点か尋ねなければならないことがあるので、質問します。

オ クローズド質問

クローズド情報は、子どもの記憶を汚染し、誘導する可能性があるため、以下のような注意が必要である。

- ・争点となるような情報は含めない。例えば、「触られましたか」などと尋ねてはならない。
- ・できるだけ3択で尋ねる。具体的には、「それは学校に行く前ですか、帰って来た後ですか、それとも覚えていませんか？」
- ・反応バイアスに気をつける。反応バイアスとは、子どもが選択肢の一方だけを選んでしまう傾向性のことである。例えば、「はい、いいえ質問」で「はい」しか言わない、「AかBか」質問で、最初の選択肢だけを選択する等がそうである。反応バイアスが生じている可能性がある場合は、選択肢の順序を考慮する必要がある。
- ・クローズド質問では、面接者が準備した選択肢という、最小限の答えしか得られない。また、反応バイアスが生じているかもしれない。したがって、クローズド質問で何らかの答えが得られたならば、それについてオープン質問を行うことが重要である。例を示す。

面接者「それは、学校に行く前ですか、帰って来た後ですか、それとも覚えていませんか？」

子ども「後」

面接者「では、学校から帰って来た後のことを、もっと話してください」

子どもが「学校から帰って来た後のことをあまり話せなければ、子どもは単に答えを選んだだけであり（反応バイアスかもしれない）、充分な根拠にもとづいて答えているのではないかもしれない。子どもが、学校から帰って来た後のことを充分に話してくれれば、信憑性の高い情報が得られたということになる。

カ 誘導質問等

誘導質問とは、争点に関する面接者の仮説に沿い（例えば「触られた」）、「はい」という答えが期待される質問である。誘導質問は最小限とし、行う必要がある場合は面接の最後に行う。以下は、誘導質問となり得る質問である。

- ・暗示質問：何らかの前提にもとづく質問。例えば「他に誰かいましたか」「犯人は何か言いましたか」。これらの質問は目撃者の存在や、脅しの存在を確認するために必要であるが、暗示ともなり得るので、面接の最後の段階で行う。

① そこには他に誰かいましたか。（目撃者はいないか）

② その人は何か言いましたか（脅しや謝罪の言葉はないか）

③ 同じことをされた人はいますか（他の被害者はいないか）

④ _____さんの服はどうなっていましたか（述べられていない場合）

⑤ その人の服はどうなっていましたか（述べられていない場合）

- ・開示に関する質問：「これまでに、このことを誰かに話しましたか」。これまでの開示の状況を把握しておくことは必要であるが、暗示ともなり得るので、面接の最後の段階で行う。

① このことを知っている人は他にいますか？

② それは誰ですか。

③ その人は、どうしてこのことを知ったのですか？

- ・争点に関する質問（誘導質問）：子どもが開示していないが、争点に関する事柄を聞く必要がある場合は、被疑者名や時間、場所などを入れることなく尋ねる。「触られたことはありますか」等。

① 触られたことはありますか？

上記のどの質問においても、回答が得られた場合は、オープン質問により自由報告をもとめる。
面接者：他に誰かいましたか／犯人は何か言いましたか／これまでに、このことを誰かに話しましたか／触られたことはありますか。

子ども：回答

面接者：それでは、そのことについてもっと詳しく話してください。

(6) クロージング（終了の手続き）

ア 目的

つらい体験を詳細に話すことは二次被害をもたらすこともある。また、子どもは「なぜ自分だけが聞かれるのか」等、疑問をもちながら話しているかもしれない。そこで、子どもをねぎらい、質問を受け、中立の話題に戻すためにクロージングを行う。

イ クロージングの手続き

- ①感謝：たくさん話してくれてどうもありがとうございます。
- ②確認：この他に、私が知っておいた方がよいことはありますか（子どもが希望を言うこともある）。
- ③質問：○○さんから私に質問はありますか。
- ④連絡先：もしもまた話したくなったらここに連絡をください（カード等を渡す）。
- ⑤終了後は、「今は○時○分です」とカメラに向かって述べる。

終了後、面接官は部屋の外には出ない。Cが子どもを誘い、出口に導く。その際、中立の話題で会話をし、子どもがネガティブな気持ちのまま帰宅することのないよう注意する。

(7) 補足

ア 確認について

子どもが話した事を確認する場合は、子どもが用いた言葉を使う。面接者が言い間違いをすると、それが誘導となる可能性があるがあるので注意しなければならない（「触った」を「触られた」とするなど）。子どもの言葉が録音／録画されているのであれば、確認は不要である。確認は、子どもが他者（面接者）の口から自分の話したことを聴くことになるので、誘導となる可能性もあるからである。

イ 性的なことがらに関する定まった質問

いくつかの質問は、定型である。練習しておくことにより、スムーズに尋ねることができる。誘導にならない質問（子どもが話した情報を用い、面接者からの情報が最低限になるような質問）を、あらかじめ考え、練習しておくことが望ましい。

- ①それは服／パンツ／下着の上からですか、下からですか、それとも覚えていませんか。
- ②（子どもがセックス、性器等の言葉を用いた場合）私が思っている意味と、○○さんが使っている意味が違うかもしれないで、確認させてください。○○さんがいう、セックスというのは、どのようなことですか。／○○さんがいう、性器というのは、何をするところですか。
- ③（子どもが触られたという場合）触られたということですが、何で触られましたか。（手という言葉があれば）手はどこにありましたか。手は止まっていましたか、動いていましたか、覚えていませんか。（動いていたという応答であれば）どのように動いていたか、話してください。

ウ 答えられない質問と対処法

なお、答えられない質問が子どもからなされる場合がある。例えば、以下のようなものである。

①犯人はどうなるの？

②他の子は何て言ってた？

③あなた（面接官）も虐待に遭ったことあるの？」

このような場合、面接官は自分は答える立場ないと告げ、疑問は伝えておく／受け止めておく、と伝える。例えば、以下のように述べる。

④私の仕事は子どもからお話を聞くだけで、私が決めることはできません。でも、○○さんがそういう質問をしていたことは、伝えておきますね。

⑤私のことを知りたいんですね。でも、今日の私の仕事は○○さんのお話を聞くことで、私のお話をすることではないんです。○○さんが、そういう疑問をもつたということは、覚えておきますね。

エ 否認・撤回

否認とは、「分からない」「知らない」等と答えるだけで、求められる情報を提供しないケースを言う。また、撤回とは、以前は開示していたにも関わらず、引っ込めてしまうことを言う。性虐待においては、加害者からの脅し、家族が壊れるなどの否定的な結果を恐れる、恥や罪悪感、信じてもらえないなどの諦め、無力感などからこのようなことが起きことがある。こういった態度は、家庭内に被疑者がいる場合が多い。また、幼児において多いというデータや(Hershkowitz, 2005), 幼児と思春期において多いというデータがある(Sorensen & Snow, 1991)。

こういった、否認や撤回に出会うと、面接者は子どもに圧力をかけたり、対立したり、否定的なことを言いがちであるが、これは逆効果である。ラポールに戻り、子どもにとって話しやすい事柄を話してもらったり、やむを得ない場合は日を改めるなども考えなければならない。

オ 感情

被害児のなかには、泣いたり感情的になつたりする子どもがいる。面接者も感情を喚起されるが、そのような同情・共感に対し、被害児は「どうして私の気持ちがわかるのか」、「これだけで（面接者が）感情的になるのであれば、これ以上は話せない」などの気持ちになることもある。子どもの感情が高ぶってきてても静かに面接を続ける。

また、眠ってしまう等の解離を起こしたりする子どももいる。この場合は、子どもの状態を見極めて面接を続けるか否かを判断する。解離した状態で面接を続けても有用な情報は得られにくい。

5 特別な配慮

(1) 概要

研究によれば、幼児であっても自由報告に応えることができ、また自由報告における応答には誤りが少ない。また、知的障害、発達障害、身体障害をもつ子どもであっても、出来事を思い出す練習などをすることで、多くの情報を提供することができる。したがって、子どもの特殊性のために、自由報告を得ることをあきらめることなく、まずは正攻法で向かうことが必要である。しかし、以下のような配慮も行うことも有用である。

(2) 特別な配慮

ア 面接の場所

障害は多様であり、また同じ傷害でも度合いにより、面接に及ぼす影響は異なる。したがって、どのような傷害がどの程度あるのか、コミュニケーションの特徴はどうか等を予め調査しておくことが重要である。例えば、重度の知的障害があっても、ゆっくりと間をとりながら面接を行うことで、自発的な情報を得ることができる場合がある。一般に、以下のようなことに留意する必要がある。

- ・ 幼児、障害者等のニーズに合わせた環境づくりが必要である。例えば、幼児には、控え室におもちゃや絵本を用意しておくとよい。身体障害者に対しては、車いすによるアクセスが可能な場所を準備し、トイレの完備等も必要である。知的障害者には、表示を明確にする等の配慮が必要である。発達障害者のなかには、感覚過敏があり、音が気になる人、蛍光灯のフリッカーが気になる人がいる。これらのニーズに配慮した環境を用意する。

イ 面接の時間

- ・ 幼児であればお昼寝、障害者や病気のある人であれば、薬や治療の影響を考えて、面接時間を選ぶ。例えば、面接前に眠くなる薬を服用することで、面接ができなくなってしまうこともある。
- ・ 障害のある人は、定型の人よりも、ものごとに時間がかかることが多い。多めの時間を見越しておく。
- ・ 年齢の低い幼児は、注意力が持続する時間が短い。この場合、塗り絵等を用いることで、いくらか時間を延ばすことは可能である。

ウ コミュニケーション

- ・ 知的障害があっても、年齢が高い人の場合は、幼児に話しかけるように話しかけてはならない。「〇〇ちゃん」と親しげに呼ぶなどのことのないように気をつける。
- ・ 発達障害がある人は、特定の事物へのこだわりが強かつたり、常同行動（手をひらひらさせる等）がある場合がある。これらのこだわりや、常同行動を認めることで、発達障害のある人は落ち着いて話せる事がある。
- ・ 発達障害者においては、視覚的な情報が頼りになることもある。例えば、グラウンドルールを紙に書き、一緒に読み上げるなどで、理解を促進できることがある。

- ・ 障害がある人や、外国人に対し、健常者は「大きな声」で話しかける傾向がある。しかし、大きな声を出す必要はない。発達障害のある人のなかには、感覚過敏があり、音が大きく聞こえたり、耳のなかで鳴り響く人もいるので、注意を要する。
- ・ 外国人には通訳を、聴覚障害者には手話通訳などを準備する。通訳には、面接者の横に座ってもらう。通訳にあたっては、質問等や応答を言い換えることなく、そのまま通訳してもらう。例えば、面接者が「私は」 といえば、通訳者も「私は」と言う言葉で訳す（この面接官は、等ではなく）。

（3）グラウンドルールの理解を促進するための課題

就学前の幼児や低学年の児童に対しては、グラウンドルールを理解しているかどうか確認するために、簡単な課題を行うことがある。しかし、課題を行うことで理解の度合いを確認できる一方で、子どもの注意力が持続する時間が減ってしまうので、注意が必要である。なお、これらの課題のうち、いくつかは、事前ないし、事後に調べることも可能である。

- ・ 本当：「本当のことを話してください」の理解を図るために、以下のような課題を行う。「私の靴が赤だと言ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。」
- ・ 知らない：「私の犬の名前を知っていますか」（子どもが「ポチ」など、推測で応えたならば）「○○さんは私のうちに来たことがないので、私の犬の名前は知らないでしょう。知らないときは知らないって言ってください」。
- ・ 分からないという：難しい言葉を用い、分からぬと言つてもらう「○○さんのセイベツはなんですか」等。
- ・ 誤りを正す：（1年生に対し）私が「○○さんは5歳ですね、と言つたら、○○さんは何と言いますか」
- ・ 色や上下左右中外の区別：マーカーを用いて「これは何色ですか」。箱を用いて「箱の上に手を置いてください」「箱の中に手をいれてください」等。

（4）補助物の使用

補助物は、面接者側からの情報となり、子どもの記憶を汚染したり、誘導したりする可能性がある。また、補助物があると、面接官は補助物に頼り、言葉によって情報を引き出す努力を控えてしまうことがある。そのため、補助物の使用は最小限とし、使用する場合は面接の最後の段階で用いる。幼児や、障害児に対し、大人はクローズド質問や補助物等で手助けをしたくなるものである。しかし、こういった子どもほど誘導されやすいことを忘れてはならない。

代表的な補助物としては、用紙（配置等を描いてもらう）、ジンジャーブレッドマン（大雑把な身体図）、ダイアグラム（性器等が示されている身体図）、アナトミカルドール（性器などを備えた人形）などがあるが、ダイアグラム、アナトミカルドールは原則として使用しない。

ア 用紙

場所や配置について言葉で説明してもらった後に、それを絵で表してもらうことはある程度有用である。犯罪が複数の場所で行われた場合などは、それごとに用紙を分けて説明してもらう等の使用が可能である。なお、ペンは2本用意し、子どもが用いるペン（例えば黒インク）と、面接者が用いるペン（青インク）を区別する。子どもが描き、言葉で注釈をした場合は、それを書いてもらうか、面接者が書き加える。

用紙の使用は最小限とし、書き終わったならば、すぐに片付ける。さらに絵を書き足すなどし、ファンタジーが混入する可能性があるからである。

イ ジンジャーブレッドマン

身体の部位について言葉で説明してもらった後に、それをジンジャーブレッドマンで示してもらう。部位の命名を求め、その用途を尋ねておく。（「ノノさんと言つたけれど、それは何をするところですか」等）

ウ ダイアグラム・アナトミカルドール

ダイアグラム、アナトミカルドールは性器などを備えた絵、人形である。抵抗を示す子どもは多く、また、ダイアグラム／ドールを見る事が、誘導となる可能性もある。特に子どもが人形に対して行ったこと（性器をひっぱる、性器に指を入れる）等を実際に行われたことであると解釈することは危険である。したがって、ダイアグラム、アナトミカルドールは用いない。

6. 実施に際して

司法面接ガイドラインは、適切な研修・訓練を受けずに使用することは難しい。しかし、①約束事、ラポール、エピソード記憶の訓練を行い、②定型的な質問によって問題となる出来事を尋ね、③「誘いかけ」を中心に面接を行えば、面接者に由来する誘導は大幅に減少し、より正確性の高い情報が得られる。最初はガイドラインを面接室に持ち込むかたちでもよいので、その通りに試してみていただきたい。また、そのようにして行った面接を見直し、スーパーバイザーや（被面接者より許可が得られた場合）ピアで確認することにより、面接の技術は大きく改善されるだろう。

第3 司法面接の開発の経緯と諸外国の状況

(1) 司法面接の開発

司法面接と呼ばれている面接法は、forensic interview の訳であり、investigative interview（捜査／調査面接）とも呼ばれる。このような面接法が開発されるにいたった経緯としては、大きく2つの源泉があるようと思われる。

第一は、子ども証言に端を発する冤罪事件である。1980年代にアメリカで起きたマクマーチン事件では、マクマーチン幼稚園に通う子どもが教師に性虐待を受けたと告発をした。裸の映画スターごっこをした、馬を殺して園庭に埋めた等、様々な供述があつたが、物的証拠はなく、最終的には子どもの証言の信用性が否定された。繰り返し行われた誘導的な面接（「あなたの記憶をテストするよ」と言いながら話を聞くなど）に原因があったのだと考えられている。同様の事件がイギリスでも起きた。子どもの被暗示性に関する研究成果を踏まえ、誘導のかからない面接法として、自由報告を主体とする面接法が開発されるようになった。

第二は、司法における子どもの不利益の是正である。イギリスは1990年代初頭まで、7歳未満の子どもの証言は認められなかつた。より年齢が高く、証言を許されても、負の体験について繰り返し聴取される、法廷という馴染みのない場所で尋問を受ける等、子どもへの配慮は十分でなかつた。英国は最も早い時期に司法面接を法システムに導入した国の一つだが、その大きな目的は司法の利益と子どもの利益とのバランスをとることであった（英国内務省・保健省、2007）。そこでは、子どもが裁判の過程で二次被害を受けることのないよう、様々な特別措置、例えば子どもへの尋問では法曹は法服を脱ぎかつらをかぶらない、立ってではなく座って尋問する、ビデオリンクを用いる、などの措置が取られるようになった。そのような改善の一つとして、子どもへの面接は原則として1度、司法面接を行い、録画は子どもの主尋問とすることができますという決定がなされた。

(2) 司法面接の種類と内容

現在では各国で様々な面接法が用いられている。英国のガイドラインで提唱されているフェイズド・アプローチ、カナダで用いられているステップワイズ面接、ドイツで用いられている構造面接、アメリカの心理学者フィッシュャー教授らが開発した認知面接法、アメリカの検事であったヴェイス氏らが開発したFinding Words、アメリカのNational Institute of Child Health and Human Development（国立子ども健康人間発達研究所）でラム博士らが開発したNICHDプロトコルなどが有名である。

種類は多いが、どのガイドラインにおいても①グラウンドルール（「本当のことを話してください」「分からなければ分からないと言ってください」等、面接での約束事を告げる）、②ラポール（暖かいが、親密すぎることのない関係性を築き、情報をもつてているのは子どもであり、子どもが主体的に話すのだということを理解してもらう）、③自由報告（質問をして回答を求めるのではなく、「話してください」「そして」「それから」といったオープン質問や促しにより、子どもに自分の言葉で話してもらう）、④質問は最小限にする、⑤クロージング（終結の手続き）を行うなどは重視されている。

NICHDプロトコルはアメリカのソルトレーキ子ども司法センター（子どもの権利擁護機関の一種）、イスラエル、北欧の国々で用いられており、特にイスラエルでは国の標準となっている。NICHDプロトコルはまた、実証研究が多いことでも知られている²。本ガイドラインも、NICHDガイドラインに沿つ

² (1) NICHDプロトコルはより情報を引き出す (Orbach, et al., 2000)

プロトコルを用いた面接（以下、プロトコル面接）55件と、用いていない非プロトコル面接50件を比較した。両群とも、子どもの年齢、虐待の種類、加害者のタイプは同等とした。プロトコル面接では、面接者はより多くのオープン質問を行っていること、オープン質問では他の質問よりも、より多くの詳細情報が得られることが示された。

(2) NICHDプロトコルは開示を促す (Sternbeg, et al., 2001)

50人の面接官が行った、プロトコル導入前の面接（非プロトコル面接）と導入後の面接（プロトコル面接）を比較した。非プロトコル面接に比べ、プロトコル面接ではオープン質問がより多く用いられていること、プロトコル面接はより組織化されており、家族に関する情報などが、より多く得られていること等が示された。また、オープン質問に対する開示の率は、プロトコル面接では89%であったのに対し、非プロトコル面接では36%であった（オープン質問に対する開示の方がより正確であるとされる）。なお、被面接者の半数は4-6歳であったが、オープン質問により得られた情報には年齢差はなかった。

(3) プロトコル面接における質問の効果 (Lamb, et al., 2003)

たものとなっている。

(3) 司法面接の課題と多職種連携

子どもが被害を申し立てても、それがすぐに事件化されるわけではない。疑いはあるものの立件するだけの証拠がそろわなければ、福祉的、あるいは医療的な対応だけが行われることもある。また、司法的な訴追が行われるにしても、福祉、医療的な支援が必要なケースは多い。子どもが、司法、福祉、医療、カウンセリングなどのケアを受けるために諸機関を移動し、そのたびに面接を受けることがないように、近年は多職種連携アプローチがとられるようになってきた。

一つの理想的なかたちは、一ヵ所に多職種の専門家が集まり、司法面接での事実確認をモニターで観察し、司法面接の結果をもとに子どもへのサポート体制を組むことである。例えば、アメリカ・オレゴン州のエマニエル子ども病院に付設されているケアズ・ノースウエストという施設では、被害を訴えた子どもに対し、身体検査、司法面接を行い、それを福祉や刑事が観察し対応する。韓国・ソウル市の警察病院に付設されているワンストップ・サポートセンターでは、被害者に身体検査と司法面接を行い、その後必要に応じて心理療法、弁護士によるサービス、警察による司法的な支援を行う。日本でも大阪の阪南病院に設置されたSACHICO(性暴力救援センター)などで、ワンストップの支援が受けられるようになっている。

ワンストップは小さな部屋が3、4つ、すなわち司法面接室、モニター室、質素だが必要な検査ができる診察室があれば可能である。司法面接、福祉、司法、医療の多職種連携による支援活動ができるようになっていけば、子どもへのケアは大きく前進するであろう。

文献

- アルドリッジ, M. ・ウッド, J. 仲真紀子(編訳)(2004). 子どもの面接法：司法における子どものケア・ガイド. 北大路書房.
- ボーグ, W. ・フラゴー, R. ・アービン, D.L. ・ブロドリック R. ・ケリー, D.M. 藤川洋子・小沢真嗣(訳) (2003). 子どもの面接ガイドブック—虐待を聞く技術. 日本評論社.
- Bruck, M., Ceci, S. J., & Hembrooke, H. (2002). The nature of children's true and false narratives. *Developmental Review*, 22, 520-554.
- 英国内務省・保健省(編) 仲真紀子・田中周子(訳) (2007). 子どもの司法面接：ビデオ録画面接ガイドライン. 誠信書房. (Home Office/Department of Health (1992). Memorandum of good practice on video recorded interviews with child witnesses for criminal Proceedings. The Stationery Office.)
- Ceci, S. J., Leichtman, M. D., & Gordon, B. N. (1995). The suggestibility of children's eyewitness reports: Methodological issues. In F. E. Weinert & W. Schneider (Eds.), *Memory performance and competencies: Issues in growth and development*. New Jersey: LEA. pp. 323-347.
- Hershkowitz, et al., (2007). Improving credibility assessment in child sexual abuse allegations: The role of the NICHD Investigative interview protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 99-110.
- Hershkowitz, I., Horowitz, D., & Lamb, M. E., Orbach (2005). Trends in children's disclosure of abuse in Israel: A national study. *Child Abuse & Neglect*, 29, 1203-1214.
- Hershkowitz, I., Orbach, Y., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., & Horowitz, D. (2006). Dynamics

性虐待を受けたとされる130人子ども(4-8歳)にプロトコル面接を行った。「活動」に関するオープン質問(「触られた」とについて話して)は、時間や出来事その他に関するオープン質問よりも効果的であった。得られる情報量は年齢が高いほど多いが、オープン質問に対する詳細情報の割合についてはほとんど年齢差がなく、4歳では43%、6-7歳では48%、8歳では57%であった。

(4) プロトコルは査定を容易にする(Hershkowitz, et al., 2007)

42人のイスラエルの熟練した面接官が、以下の24の面接について、虐待が実際にあったと思われる可能性を評定した。24の面接のうち12件はプロトコル面接であり、残り12件は非プロトコル面接であった。また、それぞれ12件のうち半数(6件)は、外部資料(医学的証拠、被疑者の自白、目撃者証言等)にもとづき、実際に虐待があった可能性の高い面接であり、残り6件は可能性の低い面接であった(つまり、プロトコル面接で「蓋然性が高い」面接が6件、「蓋然性が低い」面接が6件、非プロトコル面接で「蓋然性が高い」面接が6件、「蓋然性が低い」面接が6件である)。これらの面接について、面接官が面接の内容だけを見て、虐待があったと思われる可能性を評定した。その結果、プロトコル面接では、面接官による評定の60%が正確であり、特に外部資料により「蓋然性が高い」とされた面接では95%、「蓋然性が低い」とされた面接では24%が正確であった。一方、非プロトコル面接では、正確な判断は29%であり、外部資料により「蓋然性が高い」とされた面接での判断の正確性は38%、「蓋然性が低い」とされた面接では12%であった。

この他、NICHDプロトコルについては多くの研究がなされており、開示の率、面接官の性別の影響、CBCA(Criteria-Based-Content Analysis: 基準にもとづく内容分析)等について、様々な分析が行われている。これらの研究はプロトコル面接と非プロトコル面接に量的、質的差異があることを示している。

- of forensic interviews with suspected abuse victims who do not disclose abuse. *Child Abuse & Neglect*, 753-760.
- Home Office (2000). *Achieving the best evidence in criminal proceedings: Guidance for vulnerable and intimidated witnesses, including children*. Home Office Communication Directorate.
- 法と心理学会ガイドライン作成委員会(編) (2005) . 目撃供述・識別手続に関するガイドライン. 現代人文社.
- 菊野春雄 (1995). 目撃証言における被暗示効果に関する研究-統合仮説と共存仮説をめぐって- 心理学研究, 66, 116-120.
- Lamb, M. E., & Fauchier, A. (2001). The effects of question type on self-contradictions by children in the course of forensic interviews. *Applied Cognitive Psychology*, 15(5), 483-491.
- Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.
- Lamb, M. E., Orbach, Y., Sternberg, K. J., Hershkowitz, I., & Horowitz, D. (2000). Accuracy of investigators' verbatim notes of their forensic interviews with alleged child abuse victims. *Law and Human Behavior*, 24(6), 699-708.
- Lamb, M. E., Sternberg, K. J., Orbach, Y., Esplin, P. W., Stewart, H., & Mitchell, S. (2003). Age differences in young children's responses to open-ended invitations in the course of forensic interviews. *Journal of counseling and clinical psychology*, 71, 926-934.
- Lepore, S. J., & Sesco, B. (1994). Distorting children's reports and interpretations of events through suggestion. *Journal of Applied Psychology*, 79, 108-120.
- ミルン, R.・ブル, R. 著. 原聰 (編訳) (2003) . 取調べの心理学-事実聴取のための検査面接法. 北大路書房.
- 仲真紀子 (2001a). 会話の理解. 森(編)面白言語のラボラトリー. 北大路書房.Pp. 135-154.
- 仲真紀子 (2001b). 子どもの面接-法廷での「弁護士言葉」の分析-. 法と心理, 1, 80-92.
- 仲真紀子 (2009). 司法面接: 事実に焦点を当てた面接法の概要と背景. ケース研究. 家事事件研究会.
- 仲真紀子・上宮愛 (2005). 子どもの証言能力と証言を支える要因 心理学評論, 48, 343-361.
- Orbach, Y., Hershkowitz, I., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., Esplin, P. W., & Orbach, D. H. (2000). Assessing the value of structured protocols for forensic interviews of alleged child abuse victims. *Child Abuse and Neglect*, 24, 733-752.
- Perry, N. W., McAuliff, B. D., Tam, P., Claycomb, L., Dostal, C., & Flanagan, C. (1995). When lawyers question children: Is justice served? *Law and Human Behavior*, 19, 609-629.
- Poole, D. A., & Lamb, M. E. (1998). *Investigative interviews of children: A guide for helping professionals*. Washington, D.C.: American Psychological Association.
- Siegal, M. (1996). Conversation and Cognition. In R. Gelman, & T. K. Au (Eds.) *Perceptual and cognitive development*. San Diego: Academic Press. pp.243-282.
- Sorensen, T., & Snow, B. (1991). How children tell: The process of disclosure in child sexual abuse. *Child welfare*, 70(1) 3-15.
- Sternberg, K. J., Lamb, M. E., Orbach, Y., Esplin, P. W., & Sternbeg, S. M. (2001). Use of structured investigative protocol enhances young children's responses to free-recall prompts in the course of forensic interviews. *Journal of Applied Psychology*, 86, 997-1005.
- Waterman, A. H. Blades, M., & Spencer, C. (2000). Do children try to answer nonsensical questions? *British Journal of Developmental Psychology*, 18, 211-225.

付録1：質問の種類

自由報告に加えて、さらなる情報を得るための質問を以下に示す。

1. オープン質問

オープン質問は、「誘いかけ」と「促し」に分けられる。

(1) 誘いかけ

① **出来事の分割**：子どもが話してくれたことを、いくつかに区切り、さらに詳細な情報を得る。例えば、子どもが「友達と遊んだ」と言った場合、「それでは朝起きてから友達と遊んだときまでに起きたことを、全部話して」などと尋ね、より多くの情報を求める。

- ② **手がかり質問**：子どもが話してくれたことについて、さらなる情報を求める。「さっき友達と遊んだって言っていたけど、そのことについてもっと話して」等。
- ③ **それから質問**：子どもが話してくれたことの続きを尋ねる。「それから何があったの？」等。

(2) 促し

面接者からの情報提供を含まない応答をさす。以下の2種類がある。

- ① **エコーイング（おうむ返し）**：子どもの言った言葉を繰り返す。例えば子どもが「遊んだ」と述べ、面接者も「遊んだ」と繰り返す等。
- ② **あいづち（特定の情報を含まない返事）**：OK、ふむなど、意味を含まない言葉。

2. WH 質問

質問においては、すでに出てきていることのみを対象とするWH質問を用いるように注意する（出ていないことがらについてのWH質問は、暗示質問という）。WH質問に応答が得られた場合は、「誘いかけ」でフォローする。

例えば、「さっき〇〇って言っていたけれど、それは何／誰／どこ／いつ／どれ／どのような…？」（直接質問）で尋ね、応答が得られたならば、「では、そのことについてもっと話して」と、誘いかけで尋ねる。

なお、「なぜ」は告白口調になる場合があり、また理解、産出も難しいので用いない。「なぜ」ではなく、「どのようにそうなったのか」「そうなった理由」を尋ねる。

3. クローズド質問

「はい、いいえ」で答える質問や「AかBか」で答える質問である。クローズ質問は、ブレイクの後、吟味の上用いるのがよい。用いる場合は直接質問と同様、「誘いかけ」で補う。例えば、「さっき〇〇って言つたけど、それはAですか？／服の上ですか、下ですか／△△について覚えてますか？」と尋ね、回答が得られたならば、「では、そのことについてもっと話して」と、誘いかけで尋ねる。争点を含むクローズド質問は、行ってはならない。

4. 暗示質問

子どもがそれまでに話していないことについて、特定の答えを仮定、含意する質問を暗示質問という。これらの質問をやむなく使う場合は「誘いかけ」とともに用いる。

例えば、「セックスをしたんですね」（セックスしたことを暗示）；「他には誰かいましたか？」（誰かがいた可能性を暗示）；「他にどこを触られた？」（他にも触られた可能性を暗示）；「その人は、何て言ったの？」（その人が何か言ったことを暗示）等。もしも子どもからの回答が得られたら、「では、そのことについてもっとお話し」と「誘いかけ」で尋ねる。

表2：質問のまとめ

質問の名称	定義、例、どこで用いるか
誘いかけ	面接者から情報を提供することなく、子どもから情報を得る。「もっと話して」 ①出来事の分割（朝起きてから、〇〇までのことを、全部話して），②手がかり質問（さっき〇〇って言つたけど、そのことについてもっと話して），③それから質問（それから？あとは？）がある。ラポールの形成、エピソード記憶の訓練、本題への移行をはじめ、できるだけこの質問を用いる。
促し	面接者からの情報提供を含まない応答。①エコーイング（子どもの言葉の繰り返し）と②あいづちがある（ふむふむ）。「誘いかけ」と同様、ラポールの形成、エピソード記憶の訓練、本題への移行をはじめ、できるだけこの質問を用いる。
直接質問（焦点化質問）	子どもがすでに話したことについての詳細を尋ねるWH質問（いつ、どこで、誰が、何を、どうした、どのように）。「誘いかけ」とともに用いる。「なぜ」は避ける。（さっき〇〇って言つたけど、それはどこで？）
誘導質問（選択質問）	ブレイクの後で、吟味の上用いる。子どもが話していないことについてのクローズ質問。「誘いかけ」とともに用いる。（さっき〇〇って言つたけど、それはお家の中かな、外かな？）
暗示質問	ブレイクの後で、吟味の上用いる（できるだけ避ける）。子どもが話していないことについて、特定の答えを仮定、含意する質問。「誘いかけ」とともに用いる。

(さっき〇〇って言ってたけれど、それは、□□したってことかな？、他に誰か〇〇した人はいる？)

付録2 最小限度の手続き

以下は最小限の手続きを示す。

【導入】

1. 今日は__年__月__日で、時刻は__時__分です。私は_____さん【被面接者】に、_____【場所】で面接をします。

こんにちは、私の名前は_____です。私の仕事は子どもからお話を聞くことです。この会話は録画します。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためです。他の人が見ることもありますが、〇さんに迷惑がかかることはありません。

2. 面接を始める前にお約束があります。

- ① (本当) 今日は、本当のことだけを話すのがとても大切です。本当にあったことだけを話さなければなりません。
- ② (わからない) もしも私の質問が分からなかつたら、『分からない』と言ってください。
- ③ (知らない) もしも私の質問の答えを知らなかつたら、『知らない』と言ってください。
- ④ (間違い) もしも私が間違つたことを言つたら、間違つてるよと言つてください。
- ⑤ (その場にいない) 私はその場にいなかつたので、何があつたか分かりません。どんなことでも、あつたことを話してください。

3. ラポール：〇さんのことをもう少し知りたいので聞きます。〇さんは何をするのが好きですか。

4. 出来事を思い出す練習：それでは前のことを思い出してお話する練習をしましょう。今日あつたことを話してください。今日、朝起きてからここに来るまでにあつたことを全部話してください。

【自由報告】

5. それでは、こんどは〇さんがどうしてここにいるか／ここに来たか、話してください。

(出てこなかつたら次のような文言を行う)

- ①〇さんが[いつ、どこで]、[お医者さん、先生、児相の先生、その他の専門家]に話をしたと聞いています。その出来事について話してください。
- ②〇さんの_____【体の場所】に[跡、傷、あざ]があるけれど[あると聞いた]けれど、そのことについて、全部話してください。

【質問】

6. それは1回だけですか、それとも1回よりも多かったですか? ⇒ yesならば、それでは一番最後について／一番最初について／一番よく覚えているときについて話してください。

7. オープン質問

- ①何があつたか全部話してください。
- ②〇してから△までのことを、全部話してください。
- ③さっき〇〇って言っていたけれど、そのことについてもっと話してください。
- ④それから？そして？あとは？
- ⑥エコーリング（子どもの言葉を繰り返すのみ）
- ⑦ふん、ふん

8. WH 質問

9. ブレイク

10. クローズド質問

11. 暗示質問・誘導質問・開示に関する質問

- ①その人は何か言いましたか／他に誰かいましたか。
 ②このことを知っている人は他に誰かいますか／その人はどうしてこのことを知っていますか。
 ③～されたことはありますか。

【クロージング】

12. たくさんのこと話をしてくれました。助けてくれて、どうもありがとうございます。
 ① (知っておいた方がよいこと) 他に、私が知っておいた方がよいことは、ありますか。
 ② (話しておきたいこと) 他に、○さんが私に話しておきたいことは、ありますか。
 ③ (質問) ○さんからは、何か質問はありますか。
 ④ (連絡先) また何か話したくなったら、この電話番号に電話をかけてください。」

13. 今は[時、分]です。これで面接を終わります。

付録3 子どもの人物同定の際の留意事項

以下は、特に子どもに人物同定を求める際の留意事項である（杉村智子の作成による）

(1) 人物の特徴についての言語化が後の写真を用いた顔再認へ与える影響

人物の特徴の言語化が顔の再認成績を低下させる現象（言語隠蔽効果）についての子どもを対象とした研究は世界的にも例が少なく、現在のところ、本研究の先行研究となった Memon & Rose (2002)*以外には例をみない。この研究では言語化を行わせないほうが正再認率が高かったが、統計的には差がみられなかった。本研究においては、言語化群の方が再認成績が低い傾向にあり、言語化を行うことが写真を用いた顔の再認に妨害的に働くこと、すなわち、言語隠蔽効果が幼児においてみられることが示唆された。

成人の研究では言語隠蔽効果がみられる条件についての検討がなされており、例えば、ラインアップの中のターゲット人物とディストラクタの類似度が高い場合には言語隠蔽効果がみられることが明らかにされている。本研究のディストラクタは、ターゲットと髪型や印象が類似しており類似したディストラクタからターゲットを区別するためには、言語化はできないようなイメージの情報の差異を弁別することが必要であった可能性がある。つまり、事前にターゲットの顔を言語化しようとして、言語情報に変換が可能なおおまかな情報が喚起され、言語化できない些細な情報の弁別が阻害されたと考えられる。

以上のことから、少なくとも、事前の人物特徴の言語化が後の顔再認に有効に働くことはないといえ、写真識別を行わせる場合には、イメージ的な記憶への負の影響が一番少なくなるように、言語供述を行わせる時期を決定することが望ましいと考えられる。

* Memon, A., & Rose, R. (2002). Identification abilities of children: Does a verbal description hurt face recognition? *Psychology, Crime and Law*, 8, 229-242

(2) 人物の容貌についての言語供述の特徴

従来の研究からも、子どもの言語供述は、成人と比較すると、再生量が非常に少なくかつ人物の特長や容貌等に言及する内容が非常に少ないことが指摘されていた。本研究においても、ほとんどの幼児が自由再生において出来事の内容については短い文で述べることができたが、人物の情報を含めた再生を行った者はほとんどおらず、幼児から自発的に人物の情報が含まれているような供述を得ることは難しいことが確認された。

また、どんな人物だったか、どんな顔だったかというような、人物に限定した質問に対しては、形態的特徴を述べた者はほとんどおらず、人物同定の手掛かりにはならない「かわいい」などの主観的な印象を述べる傾向が強かった。しかし、欧米で行われた研究 (Pozzulo, Dempsey, & Crescini, 2009*)では、髪の色、髪の長さ、背の高さ、肌の色等、形態的特長に関する言及が多くみられた。このことの背景の1つには、欧米では、髪や肌、目の色等、人物の形態的な特徴が多種多様であり、日常的にその違いを意識する機会が多いが、日本のようにほとんどの人の髪や肌の色が同じ環境においては、形態的特長の差異に言及するような習慣が形成されないという可能性が考えられる。また、どんな人物や、どんな顔であったか、という質問が、形態的特徴ではなく全体的な印象を述べる質問であると子どもに解釈された可能性もある。

以上のことから、文化的背景の違いや使用言語の特性を十分に考慮したうえで、人物供述を行わせる際の発問方法の検討を行う必要があるといえる。とくに、成人の質問が子どもにどのように

に解釈されるかについては事前に複数の可能性を想定しておくことが望ましいと考えられる。

* Pozzulo, J. D., Dempsey, J., & Crescini, C. (2009). Preschoolers' person description and identification accuracy: A comparison of the simultaneous and elimination lineup procedures. *Journal of Applied Developmental Psychology*, 30, 667-676.

(3) 変装等で人物の外観が目撃時と再認時で変化している時の顔再認への影響

従来の顔認識の発達的研究からも、子どもは成人と比較すると、眼鏡や髪型などの重要ではない情報によって顔の同一性等を判断する傾向があることが指摘されていた。本研究のように、実際の出来事を見て人物の写真同定を行う場合においても、目撃時のターゲットの髪型や眼鏡の有無などの容貌が再認時の写真と異なる場合には、写真による人物同定の信憑性はほとんどないことが示された。しかし、この場合の幼児の判断は誤棄却（ラインアップの中にターゲットはない、もしくはいるかいないかわからないと判断する）が大半をしめており、誤再認（誤ってターゲットではない人物を選ぶ）をすることは少なかった。つまり、再認時の写真が目撃時の外観と異なっている場合には、ラインアップの写真はすべて別人であると判断しがちであり、誤認をする可能性は低い。

以上のことから、子どもによる顔再認の信憑性を判断するためには、目撃時の人物の外観と、再認時の写真の外観が髪型や眼鏡の有無などの点で異なっているかどうかが問題点になるといえる。しかし、(2)でも述べたように子どもの人物供述から顔の特徴についての情報を得ることは難しく、眼鏡をかけていたかいなかつたかなどのクローズド質問を行うことは子どもを誘導することにつながるので望ましくない。いずれにせよ、目撃時の人物の外観に関する情報は慎重に扱う必要があり、子どもの顔再認や人物供述に及ぼす影響を常に考慮しておくことが望ましい。

(4) 出来事の中に複数の人物が登場する場合の人物認識

近年の研究から、幼児は、複数の人物が登場するような出来事を目撃した際は、出来事の中で主要な役割をもたない周辺人物の認識やすべての登場人物の把握が十分でないことが示唆されている。本研究では、出来事で主要な役割がない周辺人物の存在についての質問「紙芝居をした人の他に誰かいたかいなかつたか」に対して、約30%の幼児がいなかつたもしくはわからないと答えた。これらの誤反応は、質問者は、紙芝居を実演した人物は主要人物のみで周辺人物は紙芝居をした人物ではない、という意図で質問を行ったが、周辺人物も紙芝居をした人物だと解釈した子どもがいた、つまり質問についての解釈のずれが主な原因であると推察された。このように、クローズド質問を行うと、登場人物がたった2名であっても、人物の人数についてあやふやなもしくは誤った情報を引き出しかねないといえる。

以上のことから、複数の人物が登場した可能性のある出来事について子どもに尋ねる場合、質問の方法とその解釈について十分に注意が払われる必要がある。また、その場にいた人物の存在を確かめる質問方法についても、例えば、人数を直接尋ねる等の他の方法を用いた方がよいのかかもしれない。このような事項について、言語発達や、会話能力の発達の違いも含めたさらなる検討が行われるべきである。

(5) 繰り返して顔再認を行わせることの影響

従来の研究から、繰り返して同じ質問をされた場合、とくに、その質問が事実とは異なった誘導情報を含む場合には、子どもの証言は歪むことが知られている。本研究では、繰り返して顔再認を行わせることの影響を検討した結果、1日後と1ヶ月後で異なる人物の写真を選択する者や、1日後にはわからないと判断したが1ヶ月後には誰かの写真を選択する者が多くみられた。このように、たとえ誘導情報を与えなくても、複数回の判断を求めるだけで、子どもは判断を変化させたり、「わからない」という正しい自己のモニタができなくなり、何らかの（自己の記憶を反映しない）判断をしてしまう可能性が高くなると考えられる。

以上のことから、同一人物に対する顔再認を複数回行わせることは避けなくてはいけないといえるだろう。とくに、最初の「わからない」という反応は尊重されるべきで、一度「わからない」という反応をしたからといって、再び同じ顔再認を行わせるべきではない。

(6) 顔再認に及ぼすラインナップの方法の影響

子どもによる人物識別の正確性を高める写真提示の方法について、消失提示法が誤再認を減らすという研究結果が示された (Pozzulo & Balfour, 2006*)。本研究では、日本の幼児を対象として消失提示法の有効性を検討した結果、正再認率を高めたり誤再認を減らす効果は見られなかつた。しかし、消失提示法の有効性については欧米の研究例も少なく、また、日本での研究例は本研究のみである。また、本研究では実際の出来事を目撃させたのではなく、ビデオ映像を用いた検討であった。今後、どのような条件であれば、消失提示法が有効に機能するのかについての、詳細な検討が必要である。

また、本研究では、従来の多くの研究でも示されているのと同様、成人と比較すると幼児は、ラインアップにターゲットがない場合に「いない」と正しく判断できない傾向が確認された。このように、正再認や誤再認だけではなく、正棄却を行う能力についても、さまざまな条件下で検討をしていく必要がある。

*Pozzulo, J. D., & Balfour, J. (2006). Children's and adult's eyewitness identification accuracy when a culprit changes his appearance: Comparing simultaneous and elimination line-up procedures. *Legal and Criminological Psychology*, 11, 25-34.

(7) 顔識別の際の情報処理の特徴

人物の顔の性別判断と同一性判断を行う際の成人と幼児の視線情報を比較した研究は、世界的も例をみない。本研究では、性別判断と同一性判断いずれにおいても、幼児は成人と比較すると、顔の内部（目、鼻、口など）に準拠した判断ではなく、髪型に準拠した判断を行っていた。しかし、顔のどの部分に注目しているかについての視線情報を分析した結果、幼児も成人も髪型には注目せず顔の内部を注視しており、顔の内部への注視時間や回数は幼児の方が多かった。また、顔の内部のどこに多く注目するか、すなわち、注視パターンについても、幼児と成人の間に差はみられなかつた。

以上のことから、幼児と成人における性別判断や同一正判断にみられる判断の差は、注目している部分の情報の差異ではなく、注目していない周辺視野からの情報をどのように処理しているかについての差異に起因することが示された。すなわち、幼児は、正確な顔の性別判断や同一正判断を行うためには不適切である、周辺視野からの髪型の情報を無視もしくは抑制できないために判断を誤るといえるだろう。

今後の顔識別の発達差に関する研究の課題としては、適切な情報に注目するプロセスだけではなく、不適切な情報を無視または抑制するプロセスの発達差にも焦点をあて、十分な検討がなされる必要がある。

3-4. 今後の成果の活用・展開に向けた状況

波及効果を、(1) 道内の児童相談所、(2) 道外の児童相談所、(3) 道内外の他の機関、(4) 法システムへの提言、のそれぞれについて述べる。

(1) 道内の児童相談所

- ℓ 経過：現在、道内の司法面接研修修了者は 107 人である。実事例への適用は 20 年度より行われるようになり、23 年度は、年間の虐待相談対応件数 1115 件のうち、静的虐待相談対応件数は 30 件であり、うち 15 件について司法面接が実施されている (Newsletter 8, 吉野, 2012)。22 年 4 月には、北海道中央児童相談所内に、録画機能をもち、外部からモニターが可能な司法面接室が設置された。北海道議会でも「司法面接」という言葉が認知されるようになった (22 年 6 月 1 日道議会報告：「児童相談所におきましては、司法面接の技法を取り入れるなど、面接における児童の負担を軽減する方策を講じております。」「・・・北海道大学とも連携をいたしまして、司法面接の導入を図り、被害児童の負担の軽減に努めることとしているところでございます」)。
- ℓ 見通し：プロジェクト終了後は、2 クール行われている研修のうちの 1 クール分の研修者旅費を北海道が負担するかたちで行う。これに加え、事例検討などを含むフォローアップ

研修を年2日間、北海道の予算で行う予定である。また、経験を積んだ職員がバックスタッフとなり、新任の職員の司法面接の指導にあたることも増えている。スキルのある職員の異動という問題もあるが、基本的には、道内における司法面接の使用は維持され、今後も広く用いられていくであろう。

(2) 道外の児童相談所

- ℓ 経過：山本恒雄氏、丸山恭子氏等の協力も得て、2011年度内に、全国ほぼすべての都府県の児童相談所職員に対して研修を行った。1度のみならず、2度目、3度目の研修依頼をいただいている児童相談所もあり、司法面接に関する知識とスキルは広く共有されるようになってきた。また、職員間での伝達研修も行われるようになった。
- ℓ 見通し：今後も研修を提供し、また児童相談所でのスキル伝達を支援していくことで、司法面接の使用範囲は拡大すると予想される。

(3) 他の機関

- ℓ 経緯：23年3月、警察庁警察庁生活安全局少年課より「被害児童への客観的聴取」が作成され、本プロジェクトの成果も活かされている。また、23年9月、日本学術会議・心理・教育学委員会・法と心理学分科会から「科学的根拠にもとづく事情聴取・取調べの高度化」(提言)を提言として出した。これは内閣府、法務省、警察庁などに送付された。この提案にも、本プロジェクトの成果が反映されている。さらに、24年3月警察庁の捜査手法、取調べの高度化を図るために研究会から「捜査手法、取調べの高度化を図るために研究会 最終報告」が提出された。この研究会、報告書にも本プロジェクトの成果は含まれている。
こういった流れを受け、北海道警察、青森県警察、福島県警察、名古屋検察庁より司法面接の研修の依頼があり、また、北大で行われる司法面接研修にも、東北、関東、近畿、関西、中国、九州地方より警察官や札幌検察庁などから1-2人ずつ参加するようになった。加えて、警察、検察庁での被害児童の取調べにおいて、司法面接が行われるケースも増えている。
- ℓ 見通し：取調べの高度化・可視化が求められるなか、24年3月、警察庁は「操作手法、取調べの高度化プログラム」(警察庁、2012)において、心理学的な手法等を取り入れることや、「ロールプレイング方式の研修・訓練を積極的に取り入れるなど、取調べ技術を向上させるための実践的な研修・訓練の充実」が重要であるとした。科学警察研究所も面接研究を開始しており、今後、警察内部においても面接技法の高度化が図られていくと考えられる。心理学的な観点からの支援を今後も続けていきたい。

(4) 法システムへの提言

- ℓ 経緯諸外国での司法面接の目的は、記憶の変遷を防ぎ、精神的二次被害を防ぐために子どもへの聴取回数を最低限にすることである。そのため、聴取には警察や検事が立ち会い、国によっては、裁判官が認めたならば、面接を主尋問の代わりに用いるところもある(反対尋問は受ける義務がある)。現在のところ、日本での司法面接は児童相談所での使用が主である。そこで面接はいわば伝聞証拠であるため、その成果が法廷でそのまま受け入れられることはない。しかし、今後はこういった面接を法手続きにおいて活用していくことも検討すべきであろう。日本弁護士会は23年8月19日に「子どもの司法面接の導入を求める意見書」を提出し、司法面接を捜査段階での早い時点で取り入れることを要請した。こういう働きかけも重要である。
- ℓ 見通し：法改正は困難であるとしても、児童相談所、警察での聴取回数を最小限にし、できるだけ早い段階で検察で面接を行うなどの工夫が可能かもしれない。一部の検察庁では、児相、警察での聴取回数を最小限にし、検察官が司法面接を行うということを行っている。このような事例が増加していくことが望まれる。

3-5. プロジェクトを終了して

以下、(1) プロジェクトに関する全体的な感想、(2) 研究開発費の使い方、(3) 若手や社会での扱い手の育成、(4) 研究者と実務家の連携、および(5) 自己評価について述べる。

(1) プロジェクトに関する全体的な感想

代表者は認知心理学、発達心理学を専攻し、会話、母子コミュニケーションや記憶の研究を行ってきた。1992年に目撃証言の検討の依頼を受けたことがきっかけとなり、法と心理学に関心をもつようになった。そして1997年に子どもの証言の鑑定を行ったことから、子どもへの面接法の研究を開始した。2006年に英国で警察での面接を取材し、2007年にはロンドン警察で研修を受け、児童相談所の有志を対象に司法面接の研修を行うようになった。折しもRISTEXの公募があることを知られ、ぜひプロジェクトとして参加したいと考え応募した。この4年間プロジェクトを遂行させていただきたいへん感謝している。このプロジェクトのおかげで研究者と実務家のネットワークができ、司法面接はより広く認知され、使用されるようになったと思う。

JSTのマネージメントはすばらしく、4年間の活動のなかで特に効果的であったのは、①各プロジェクトに研究をまかせておくのではなく、社会実装という基本姿勢を常に示してくださったこと、②JSTと北海道、JSTと北海道大学が契約を結び、北海道児童相談所の職員に業務というかたちで研修に出ていただけたこと、③①と関連するが合宿、シンポジウム等を通じて常にJSTとプロジェクト、およびプロジェクト間の関係性を強めてくださったことである。たいへんありがたいサポートであった。

(2) 研究経費の使い方

初年度は機材等をそろえ、その後は人件費と旅費に経費を使用することで、プロジェクトを適切に遂行できたと考える。必要な経費は適切に与えられ、特にキャラバン経費は、活動を拡大する上で有効であった。ただし、学術研究員の仕事内容が増え、その勤務時間を確保するためには、人件費を打ち切り支給しなければならなかった（当時、北大ではそうすることが可能であった）。しかし、今考えるとJSTに相談することで、この問題は回避できたかもしれないなかった。

(3) 若手や社会での扱い手の育成

司法面接に関する若手や扱い手としては、現在①司法面接や関連領域の研究者、②研修トレーナー、③司法面接の上級者などがいる。これらの若手・扱い手は、「教わる」のではなく、それぞれの土壤で、自らが学びながら育ってきた。社会実装においてはこのような自生的なシステムが重要であるように思われる。

- ① については、科警研の研究員や大学の教員など、複数の人材を10名程度挙げができる。
- ② については、研修者自身が伝達研修を行ったり、司法面接室からの資料提供を受け、面接法の研修を行っている。これについても現在10人程度の人材がいる。
- ③ については、それぞれの児童相談所で経験を積んだ職員が、バックスタッフになって新人を育成・支援するなど、指導的な立場を担うようになってきている。これについても全国で10人程度を数えることができる。

(4) 研究者と実務家の連携

本プロジェクトでは、成果を研修により実務家に提供し、実務家からのフィードバックを得ることで、さらなる研究開発を行ってきた。そこでは研究者と実務家がそれぞれの専門性を活かして協同することが必須である。特に研修は、準備、実施、事後のいずれの段階においても密な連携が必要であった。

- ① 準備段階：研究者サイドは面接法の開発、プログラムの整備を行い、内容を実務家に伝える。実務家は研修者を選抜し、行政文書や案内を作成し、周知する。
- ② 実施段階：特に22年度からは、実務家が研修のコメントーターとして入り研修を促進する役割を果たした。

- ③ 事後段階：フィードバックを受けたり、JST のシンポジウムや合宿への参加を共に行い、現在何が問題になっているのか、今後何が必要か等について議論した。

このようにして、長期にわたる関係性が築けたために、そして実務家のサイドでの大きな努力により、司法面接はその場だけの試みに終わらず、現場に根付いてきたように思われる。現場で使われれば次はフォローアップが必要だという認識になり、司法面接支援室への依頼も増え、関係性はさらに強まる。当初は、人員の異動により関係性が切れてしまうのではないかという危惧があったが、現在では異動された専門家が、その場での関りを広げてくださり、さらなる展開が望めると感じている。

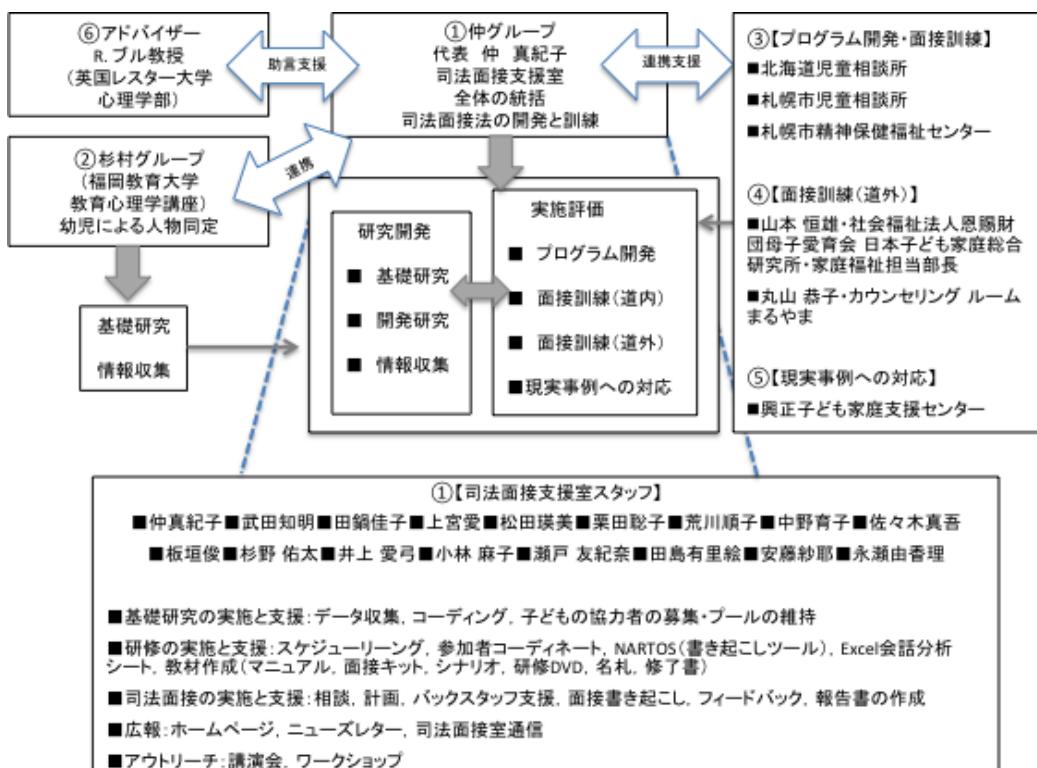
(5) 自己評価

最初に設定した目標はほぼ達成でき、特に研修については設定した数値を大きく上回ることができたと考える。折しも、虐待相談件数はますます増加し、足利事件、志布志事件等の不幸な事件もあり、事情聴取や取調べの科学化が要請されるようになった。このことにより、司法面接が貢献できる範囲は広がり、実施者としては最大限のエフォートをつぎこんできた。アカデミックな研究に対し社会的な要請や期待があるというのはたいへん幸運なことである。今後も科学的な証拠にもとづく支援ができるように努力したい。

4. 研究開発実施体制

4-1. 体制

研究体制は、①仲グループ、②杉村グループ、③道内の連携機関として、北海道児童相談所、札幌市児童相談所、札幌市精神保健センター、④司法面接研修に関わる実務家として、日本子ども家庭総合研究所の山本恒雄氏、カウンセリングルームまるやまの丸山恭子氏、⑤現実の面接を行う場所として興正子ども家庭支援センター、および⑥アドバイザーとして、英国レスター大学のブル教授、であった。以下、図示するとともにその活動内容について述べる。



- ① 仲グループは、全体の統括、司法面接法の開発と訓練を行った。これらの活動は、司法面接支援室において行った。司法面接室はプロジェクト代表、フルタイムの学術研究員、短

気支援職員により運営され、具体的には、以下の業務を行った。北大文学研究科より、プロジェクト室をお借りできたことはたいへんありがたいことであった。

- 基礎研究の実施と支援：基礎研究の実施。これには刺激作成、参加者募集、子どもプールの維持・運営、データ収集、コーディング、発表等が含まれる。
 - 研修の実施と支援：司法面接研修の実施。これにはスケジューリング、参加者コーディネート、NARTOS（書き起こしツール）、Excel会話分析シート、教材作成（マニュアル、面接キット、シナリオ、研修DVD、名札、修了書）等も含まれる。
 - 司法面接の実施と支援：これには面接に関する相談、計画を立てる際の支援、バックスタッフとしての支援、面接の書き起こし、フィードバックなどが含まれる。
 - 広報：ホームページ、ニュースレター、司法面接室通信の発行等。
 - アウトリーチ：講演会、その他の研修、ワークショップ等の企画運営等。
- ② 杉村グループは、基礎研究のうち、幼児による顔の再認に関する研究を行った。この成果は最終的なパッケージに含まれる。
- ③ 3つの連携機関、北海道児童相談所、札幌市児童相談所、札幌市精神保健センターは、職員を業務として司法面接研修に参加させ、また、現場で司法面接を実施した。
- ④ 日本子ども家庭総合研究所の山本恒男氏、カウンセリングルームまるやまの丸山恭子氏は、道外での司法面接研修のとりまとめやロールプレイの振り返りにおけるコメント、フィードバックを行った。
- ⑤ 興正学園では、臨床心理士である職員が北大での司法面接研修を受け、司法面接を行える体制を整えている。
- ⑥ ブル教授は、2009年と2011年に日本を訪れ、講義を行い、また常に適切なアドバイスをくださった。国外の実務家の紹介、英国での研修、資料収集の支援、国際シンポジウムの企画やコメンテーターなど、様々な側面でお世話になった。

4-2. 研究開発実施者

①仲グループ（北海道大学）

氏名	所属	役職	研究開発項目	参加時期
仲真紀子	北海道大学大学院文学研究科	教授	司法面接法の開発と訓練に 関わる研究の実施、統括	平成20年10月～ 平成24年9月
武田知明	北海道大学大学院文学研究科	学術研究員	支援室立ち上げ、HP作成、 維持管理、DVD作成、ニュースレター	平成20年12月～ 平成24年9月
田鍋佳子	北海道大学大学院文学研究科	学術研究員	訓練準備、訓練当日、データ 収集、分析等の支援／訓練な らびに開発研究の支援（訓練 における調査、面接資料の分 析、参加者へのフィードバッ ク）	平成21年1月～ 平成24年3月
上宮愛	北海道大学大学院文学研究科	学術研究員	訓練ならびに基礎研究の支 援（子どもの報告に関する基 礎実験におけるデータ収集、 分析）	平成21年4月～ 平成24年9月
松田瑛美	北海道大学大学院文学研究科	学術研究員	訓練ならびに開発研究の支 援（訓練における調査、面接 資料の分析、参加者へのフィ ードバック）	平成21年4月～ 平成22年3月

			ードバック)	
栗田聰子	北海道大学大学院文学研究科	学術研究員	訓練ならびに開発研究の支援（訓練における面接資料の分析、参加者へのフィードバック）	平成21年4月～平成23年3月
荒川順子	北海道大学大学院文学研究科	短期時間勤務職員	訓練準備、訓練当日、データ収集、分析等の支援	平成23年12月～平成24年9月
中野育子	北海道大学大学院文学研究科	短期支援員	訓練および実際の司法面接に医師の立場として助言・指導等	平成22年6月～平成24年9月
佐々木 真吾	北海道大学大学院文学研究科	短期支援員	研修前後に実施された面接データの解析	平成23年4月～平成23年9月
板垣 俊	北海道大学大学院文学研究科	短期支援員	研修前後に実施された面接データの解析	平成23年4月～平成23年9月
杉野 佑太	北海道大学大学院文学研究科	短期支援員	研修作業補助／研修前後に実施された面接データの解析	平成22年10月～平成24年9月
井上 愛弓	北海道大学大学院文学研究科	短期支援員	研修作業補助／研修前後に実施された面接データの解析	平成22年2月～平成24年9月
小林 麻子	北海道大学大学院文学研究科	短期支援員	研修前後に実施された面接データの解析	平成24年4月～平成24年9月
瀬戸 友紀奈	北海道大学大学院文学研究科	短期支援員	研修前後に実施された面接データの解析	平成24年4月～平成24年9月
田島 有里絵	北海道大学大学院文学研究科	短期支援員	研修前後に実施された面接データの解析	平成24年4月～平成24年9月
安藤 紗耶	北海道大学大学院文学研究科	短期支援員	研修作業補助／研修前後に実施された面接データの解析	平成24年6月～平成24年9月
永瀬 由香理	北海道大学大学院文学研究科	短期支援員	研修前後に実施された面接データの解析	平成24年7月～平成24年9月

②杉村グループ（福岡教育大学）

氏名	所属	役職	研究開発項目	参加時期
杉村智子	福岡教育大学	教授	幼児、児童の人物同定に関する研究の実施、統括	平成20年10月～平成24年9月

4-3. 研究開発の協力者

氏名・所属・役職（または組織名）	協力内容
北海道児童相談所	司法面接研修の実施協力・参加／実験・調査協力／研究会・学習会の実施協力
札幌市児童相談所	司法面接研修の実施協力・参加／実験・調査協力／研究会・学習会の実施協力
札幌市精神福祉センター	実験・調査協力／研究会・学習会の実施協力

山本 恒雄・社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所・家庭福祉担当部長	司法面接研修の実施協力
丸山 恭子・カウンセリング ルームまるやま	司法面接研修の実施協力
田鍋佳子・日本学術振興会 特別研究員（北海道大学大学院文学研究科）	司法面接研修の実施協力／実験・調査協力
福岡教育大学 附属幼稚園	園児を対象とした実験実施の協力

5. 成果の発信やアウトリーチ活動など

5-1. ワークショップ等

年月日	名称	場所	参加人数	概要
研修				
2009年 1月 17 日 + 18 日	弁護士等を対象にした研修	北海道大学 東京オフィス	10人	弁護士等を対象にした司法面接法の研修
2009年 1月 19 日 + 20 日	児童相談所の専門家を対象にした第一回面接研修	北海道大学	16人	司法面接研修：24時間研修の内の前半の12時間分
2009年 2月 16 日 + 17 日	児童相談所の専門家を対象にした第二回面接研修	北海道大学	16人	司法面接研修：24時間研修の内の後半の12時間分
2009年 10月 5 日-6日	児童相談所の専門家を対象にした研修第1クール 1回目	北海道大学	20人	司法面接研修：24時間研修の内の前半の12時間分
2009年 11月 9 日-10日	児童相談所の専門家を対象にした研修第1クール 2回目	北海道大学	20人	司法面接研修：24時間研修の内の後半の12時間分
2009年 12月 14 日-15日	児童相談所の専門家を対象にした研修第2クール 1回目	北海道大学	18人	司法面接研修：24時間研修の内の前半の12時間分
2010年 1月 19 日-21日	児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修	奈良県文化会館／奈良県セラビーセンター	40人	関西圏の児童相談所の専門家を対象にした司法面接法の研修（日本子ども家庭総合研究所と共に開催）
2010年 2月 2日 -3日	児童相談所の専門家を対象にした研修第2クール 2回目	北海道大学	18人	司法面接研修：24時間研修の内の後半の12時間分
2010年 5月 17 日 (月)-19 日(水)	「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」in 東京5月	日本子ども家庭総合研究所	44人	「茨城県、千葉県、新潟市、横須賀市」職員対象の司法面接研修

2010年 5月 24 日 (月)-26 日(水)	「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」in 静岡	静岡県中央児童相談所	40人	「静岡県、静岡市、浜松市」対象の司法面接研修
2010年 7月 27 日(火)	暴力被害にあった子どもの話をどう聞くか	松江市国際交流会館イベントホール	65人	「島根県の児童相談所、島根CAP、はまだCAP」対象の司法面接研修
2010年 8月 17 日 (火)-19 日(木)	「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」in 東京 8月	日本子ども家庭総合研究所	44人	「栃木県、埼玉県、さいたま市、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、長野県」対象の司法面接研修
2010年 10月 4 日(月)-5 日(火)	児童相談所の専門家を対象にした研修/2010年度第1クール1回目	北海道大学	16人	司法面接研修: 24時間研修の内の前半の12時間分
2010年 10月 15 日(金)	「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」フォローアップ研修 in 奈良	奈良県文化会館	34人	「岡山県、奈良県、堺市」職員対象の『「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」in 奈良』のフォローアップ研修
2010年 10月 18 日(月)	「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」フォローアップ研修 in 東京	日本子ども家庭総合研究所	32人	「茨城県、千葉県、新潟市、横須賀市」職員対象の『「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」in 東京 5月』のフォローアップ研修
2010年 10月 19 日(火)	「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」フォローアップ研修 in 東京 2	日本子ども家庭総合研究所	36人	「栃木県、埼玉県、さいたま市、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、長野県」対象の『「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」in 東京 8月』のフォローアップ研修
2010年 10月 20 日(水)	「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」フォローアップ研修 in 静岡	静岡県中央児童相談所	28人	「静岡県、静岡市、浜松市」対象の『「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」in 静岡』のフォローアップ研修
2010年 11月 8 日(月)-9 日(火)	児童相談所の専門家を対象にした研修/2010年度第1クール2回目	北海道大学	16人	司法面接研修: 24時間研修の内の後半の12時間分
2010年 11月 15 日	児童虐待と司法面接研修	札幌市南区保健センター	20人	司法面接研修
2010年 12月 13 日 (月)-14	児童相談所の専門家を対象にした研修/2010年度第2クール1回目	北海道大学	16人	司法面接研修: 24時間研修の内の前半の12時間分

日(火)				
2011年 1月 18 日 (火)-20 日(木)	「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」in 東北	岩手県福祉総合相談センター	42人	「青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、仙台市、福島県」対象の司法面接研修
2011年 1月 31 日(月)-2 月 1日 (火)	児童相談所の専門家を対象にした研修/2010年度第2クール2回目	北海道大学	16人	司法面接研修:24時間研修の内の後半の12時間分
2011年 2月 26 日 (土)-27 日(日)	道内の家裁・司法面接研修	北海道大学 人文社会科学総合教育棟	34人	道内の家裁の職員を対象にした司法面接研修
2011年 6月 13 日 (月)-14 日(火)	司法面接研修	島根県松江市松江合同庁舎	42人	「島根県」児童相談所職員対象の司法面接研修-初級
2011年 6月 23 日 (木)	北海道児童自律支援施設職員等を対象とした司法面接研修	岩見沢ホテル・サンプラザ(札幌南桑園大場信一所長企画担当)	30人	司法面接研修
2011年 8月 23 日 (火)-25 日(木)	「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」in 九州・沖縄	大分県こども女性相談支援センター総合研究所	44人	九州・沖縄ブロックの児童相談所職員対象の司法面接研修
2011年 8月 30 日(火)-9 月 1日 (木)	「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」in 中国・四国	岡山県きらめきプラザ	43人	中国・四国ブロックの児童相談所職員対象の司法面接研修
2011年 9月 27 日 (火)-28 日(水)	被害児童からの客観的聴取について:司法面接技法の取組	青森県青森市	80人	青森県警職員対象の司法面接研修
2011年 10月 3 日(月)-4 日(火)	児童相談所の専門家を対象にした研修/2011年度第1クール1回目	北海道大学	22人	司法面接研修:24時間研修の内の前半の12時間分
2011年 10月 11 日 (月)-12 日(火)	司法面接研修	長野県松本児童相談所	24人	平成23年度児童虐待対応職員専門性強化研修-専門編:被害確認面接研修-

2011 年 11 月 7 日(月)-8 日(火)	児童相談所の専門家を対象にした研修/2011 年度第 1 クール 2 回目	北海道大学	22 人	司法面接研修 : 24 時間研修の内の後半の 12 時間分
2011 年 11 月 29 日 (月)-30 日(火)	司法面接研修	島根県松江市松江合同庁舎	40 人	島根県児童相談所職員対象の司法面接研修-中級
2011 年 12 月 12 日 (月)-13 日(火)	児童相談所の専門家を対象にした研修/2011 年度第 2 クール 1 回目	北海道大学	26 人	司法面接研修 : 24 時間研修の内の前半の 12 時間分
2011 年 12 月 20 日 (火)-21 日(水)	「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」in 新潟	新潟県中央福祉相談センター	30 人	新潟県近郊の児童相談所職員対象の司法面接研修
2012 年 1 月 30 日 (火)-31 日(水)	「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」in 青森	青森県福祉庁舎	30 人	青森県近郊の児童相談所職員対象の司法面接研修面接研修
2012 年 1 月 30 日 (月)-31 日(火)	児童相談所の専門家を対象にした研修/2011 年度第 2 クール 2 回目	北海道大学	26 人	司法面接研修 : 24 時間研修の内の後半の 12 時間分
2012 年 2 月 15 日 (水)-16 日(木)	道内フォローアップ研修	北海道立道民活動センター [かでる 2.7]	38 人	過去に司法面接研修を受けた北海道児童相談所職員対象の司法面接フォローアップ研修
2012 年 2 月 9 日	司法面接研修	釧路市	14 人	司法面接研修
2012 年 3 月 26 日 (月)-27 日(火)	「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」in 千葉	千葉県市川児童相談所	30 人	千葉県近郊の児童相談所職員対象の司法面接研修面接研修
2012 年 4 月 25 日	司法面接研修	北海道警察学校	24 人	北海道警察職員対象の司法面接研修
2012 年 5 月 28 日 (月)-29 日(火)	司法面接 (NICHD ガイドライン) 研修 in 栃木	栃木県中央児童相談所	26 人	栃木県近郊の児童相談所職員対象の司法面接研修面接研修
2012 年 6 月 4 日	司法面接 (NICHD ガイドライン) 研修 in 広島-1	広島県西部こども家庭	28 人	広島県近郊の児童相談所職員対象の司法面接研修面接研修

(月)-5日 (火)	回目	センター		
2012年 6月6日 (水)+7 日(木)	青森県警研修	青森県観光 物産館 「ア スパム」	20人	青森県警察職員対象の司法面 接研修
6/19+20	福島県警研修	福島県警察 学校	46人	福島県警察職員対象の司法面 接研修
2012年 6月25 日 (月)-26 日(火)	多職種の専門家を対象と した司法面接研修	北海道大学	26人	警察官、検察官、家庭裁判所 調査官、弁護士、医師、児童 相談所職員、研究者などの専 門家を対象とした司法面接研 修
7/3+4	司法面接 (NICHD ガイ ドライン) 研修 in 名古 屋地検	名古屋地方 検察庁	52人	名古屋地方検察庁の職員対象 の司法面接研修面接研修
2012年 7月17 日 (火)-18 日(水)	司法面接 (NICHD ガイ ドライン) 研修 in 兵庫-1	兵庫県中央 労働センター	32人	兵庫県近郊の児童相談所職員 対象の司法面接研修面接研修
2012年 7月25 日	司法面接研修	北海道警察 学校	24人	北海道警察職員対象の司法面 接研修
2012年 8月20 日 (月)-21 日(火)	児童相談所における被害 確認面接実務トレーニン グ研修 in 東京 2012	東京都児童 相談センター	44人	「東京都、神奈川県、静岡市、 静岡県、栃木県、横浜市、相 模原市、浜松市、千葉県、川 崎市、さいたま市」対象の司 法面接研修
ワークショップ				
2009年 2月23 日	フォレンジックインタビ ューとは?- 米国でのフ ォレンジックインタビュー の開発、発展と基本に ついて -	北海道大学	20人	丸山 恭子 先生 (カウンセリ ングルームまるやま) による 講演会
2009年 7月23 日	英国警察における面接訓 練の展開	北海道大学	56人	レイ・ブル教授 講演会
2009年 8月21 日	録画された子どもへの面 接: 面接官に対する反対 尋問	北海道大学	20人	面接官が法廷で証言するとい うことを想定した模擬裁判
2010年 2月18 日	エビデンスにもとづく子 どもへの司法面接	北海道大学	40人	イリット・ハーシュコヴィツ 先生 ハイファ大学 (イス ラエル) 講演会 (共催)
2010年 7月5日	アニー・ラング教授 (イ ンディアナ大学) 講演会	北海道大学 人文社会科	60人	メディア心理学の発展と暴力 的メディア研究

		学総合教育棟 W409		
2010 年 9月 5 日	北海道大学司法面接プロジェクト講演会	北海道大学 人文社会科学総合教育棟 W409	50 人	司法面接と性虐待被害例の検討
2010 年 9月 28- 30 日	Stewart 氏と Travis 氏 (米国ユタ州ソルトレーク子ども司法センター) による NICHD Protocol Training	北海道大学 人文社会科学総合教育棟 W409	12 人	米国での NICHD プロトコル司法面接の拠点であるソルトルークより講師 2 名を招き、研修を実施した。国内は 10 人であり（うち科警研より 2 人）、韓国からも 3 人（大学教員、警察官、臨床心理司）の参加があった。
2010 年 12 月 22 日	「米国における青少年更生治療施設の現状」講演会	北海道大学 人文社会科学総合教育棟 W409	50 人	主にアメリカの青少年更生治療施設でのご経験や施設の現状について
2010 年 7月 5 日	アニー・ラング教授（インディアナ大学）講演会	北海道大学 人文社会科学総合教育棟 W409	60 人	メディア心理学の発展と暴力的メディア研究
2011 年 5 月 27 日	法と心理学者による実務家研修【研修 1】	学習院大学 文学部 10 階会議室	20 人	目撃供述はなぜ誤るのか：その原因と目撃供述の評価法
2011 年 8 月 17 日	面接者に対する反対尋問：子どもの録画面接をめぐって	北海道大学 人文社会科学総合教育棟 W201	30 人	面接官には証人として、具体的にどのようなことが求められるのかについて、議論
2011 年 9 月 18 日	法と心理学者による実務家研修【研修 1】	日本大学文理学部	30 人	被疑者へのビデオ録画面接の効果：面接技術の向上のためにも
2011 年 2 月 13 日	今井むつみ氏講演	北海道大学 W 棟 308 室	40 人	母語と外国語における語意と語彙の再編成過程についての講演
2012 年 2 月 26 日	模擬裁判（新学術領域による事業を後援）	札幌資料館 (旧裁判所)	60 人	子どもへの司法面接をテーマとする模擬裁判。司法面接の意義を実務家（弁護士）、市民、研究者に向けて発信
会議				
2010 年 4 月 13 日	2010 年度道内研修打合せ	北海道中央児童相談所	8 人	2010 年度の道内研修のスケジュール等に関する打合せ
2010 年 9 月 29 日	フォローアップ研修打合せ	北海道大学	10 人	日本子ども総合研究所のスタッフとフォローアップ研修打合せ
2011 年	2011 年度キャラバン打	北海道大学	8 人	日本子ども総合研究所のスタ

3月 29 日	合せ			ツフと 2011 年度キャラバンのスケジュールと運営方法の打合せ
2011 年 4月 19 日	2011 年度道内研修打合せ	北海道中央児童相談所	6人	2011 年度の道内研修のスケジュール等に関する打合せ
2012 年 4月 19 日	2012 年度道内研修打合せ	北海道中央児童相談所	9人	今後の道内研修等に関する打合せ
2012 年 5月 10 日	2012 年度道内研修打合せ	札幌市児童相談所	5人	今後の道内研修等に関する打合せ
2012 年 5月 18 日	2012 年度道内研修打合せ	北海道庁	5人	今後の道内研修およびこれまでの研修のフォローアップ等に関する打合せ

5-2. 社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など

① 書籍、DVDなど論文以外に発行したもの

◆書籍

●2008年度

仲真紀子 (2008). 記憶し想起する心の発達. 内田伸子 (編), よくわかる乳幼児心理学, ミネルヴァ書房.

仲真紀子 (2008). 記憶. 西川泰夫・阿部純一・仲真紀子 (編), 認知科学の展開. 日本放送出版学会.

仲真紀子 (2008). 認知発達. 西川泰夫・阿部純一・仲真紀子 (編), 認知科学の展開. 日本放送出版学会.

仲真紀子 (2008). 言語コミュニケーション. 西川泰夫・阿部純一・仲真紀子 (編), 認知科学の展開. 日本放送出版学会.

仲真紀子 (2008). 子どもの語りと感情表現. 佐藤浩一・越智啓太・下島裕美 (編), 自伝的記憶の心理学. 北大路書房.

仲真紀子 (編) (2008). 自己心理学: 認知心理学へのアプローチ, Vol. 6. 東京: 金子書房.

仲真紀子 (2008). 序文 自己心理学(全6巻)の刊行にあたって 自己をめぐる認知心理学研究の今——まえがきに代えて. 仲真紀子 (編), 自己心理学: 認知心理学へのアプローチ, Vol. 6. 東京: 金子書房.

仲真紀子 (2008). ストレスフルな出来事の記憶——アイデンティティへの影響(ディヴィッド・ルービン, ドータ・バーントセン著 仲真紀子訳). 仲真紀子 (編), 自己心理学: 認知心理学へのアプローチ, Vol. 6, pp. 105-129. 東京: 金子書房.

仲真紀子 (2008). 私の記憶, 私の信念——記憶の抑圧と回復, そして偽りの記憶. 仲真紀子 (編), 自己心理学: 認知心理学へのアプローチ, Vol. 6, pp. 216-235. 東京: 金子書房.

仲真紀子 (2008). 談話の産出・理解におけるメタ認知. 三宮真智子 (編), メタ認知: 学習力を支える高次認知機能. 京都: 北大路書房.

●2009年度

仲真紀子 (分担執筆) (2009). 裁判員の法的知識と心理学的知識—裁判員制度への動機付けと知識の問題, 裁判員制度と法心理学, ぎょうせい, P120-130.

仲真紀子 (分担執筆) (2009). 裁判への被害者参加, 裁判員制度と法心理学, ぎょうせい, P140-148.

仲真紀子 (分担執筆) (2009). 誤起訴・誤判原因に関する意識調査の分析から見えてくるもの. 無罪事例集., 誤判原因に迫る, 現代人文社.

- 岡田悦典・仲真紀子・藤田政博・山崎優子（分担執筆）（2009）。人々は裁判員制度をどのように考えているか—意識調査から見た裁判員制度の課題。裁判員制度と法心理学。ぎょうせい 21, 60-70, 裁判員制度と法心理学, ぎょうせい。
- 石崎千景・田山忠行（分担執筆）（2009）。HSP プログラミング、心理学を学ぶハード&ソフト、ナカニシヤ出版, P15-28.

●2010年度

- 石崎千景（分担執筆）（2010）。人間関係と認知、人間関係の心理、誠信書房
- 仲真紀子（分担執筆）（2010）。発達の諸相。学文社。三宮真智子（編著）教育心理学, pp. 6-21
- 仲真紀子（分担執筆）（2010）。どうすれば子どもの話しを聞くことができるか—目撃証言の信用性、子どもの暮らしの安全・安心第2巻、金子書房。
- 仲真紀子（2010）。発達の諸相。（三宮真智子、編）。教育心理学。学文社。6-21. (4月)。
- 仲真紀子（2010）。発達障害をもつ人の記憶と面接。（浜井浩一・村井敏邦、編）。発達障害と司法非行少年の処遇を中心に（龍谷大学矯正・保護研究センター叢書 第11巻）。現代人文社。144-158. (4月)。
- 仲真紀子（2010）。子どもは目撃した人物を識別できるか。（袖井孝子・内田伸子、編）。子どもの暮らしの安全・安心第1巻。金子書房。65-70. (5月)。
- 仲真紀子（2010）。どうすれば子どもの話を聞くことができるか—目撃証言の信用性。（袖井孝子・内田伸子、編）。子どもの暮らしの安全・安心第2巻。金子書房。(5月)。
- 仲真紀子（2010）。司法面接、供述心理学。（松原達哉、編）。カウンセリング実践ハンドブック。丸善。522-523, 526-527. (11月)。
- 仲真紀子（監訳）（2010）。犯罪心理学—ビギナーズガイド：世界の捜査、裁判、矯正の現場から。有斐閣（Bull R., Cooke C., Hatcher R., Woodhams J., Bilby C., & Grant T. (2006). Criminal Psychology: A Beginner's Guide (Beginner's Guides). Oneworld Pubns Ltd.）(7月)。
- 仲真紀子（編著）（2010）。認知心理学。ミネルヴァ書房, 11月。

●2011年度

- 槇洋一（印刷中）。自伝的記憶（分担執筆）自己の心理学、あいり出版。
- 仲真紀子（2011）。法と倫理の心理学：心理学の知識を裁判に活かす—目撃証言、記憶の回復、子どもの証言-。培風館。
- 仲真紀子（2011）。子どもの目撃証言。越智啓太ほか（編著）法と心理学ハンドブック。朝倉書店。
- 仲真紀子（2011）。認知心理学授業 認知心理学教育の視点とスキル。ナカニシヤ出版. Pp. 52-53.
- 仲真紀子（2011）。供述心理学（pp522-523），司法面接（pp526-527），松原達哉（編）カウンセリング実践ハンドブック。丸善。
- 仲真紀子（2011）。法律。子安増生・齋木潤・友永雅己・大山泰宏（編）京都大学子どもの目撃証言。ナカニシヤ出版. Pp. 276-278.
- 仲真紀子（2011）。司法面接と可視化。指宿（編著）取調べの可視化へ！ 日本評論社。
- 仲真紀子（2011）。目撃証言。発達科学入門。東大出版会. Pp. 78-100.
- 仲真紀子（2011）。「法と認知科学」石口彰（監）認知心理学演習テキスト 応用・実践編。オーム社。
- 白石紘章・仲真紀子（2011）。認知面接。越智啓太ほか（編著）法と心理学ハンドブック。朝倉書店。
- 竹村明子（印刷中）。Wentzel らの視点（分担執筆）ヒューマン・モチベーション（理論編），ナカニシヤ出版。

●2012年度

- 仲真紀子（2012）。子どもの証言と面接法、日本心理学会（編）根ヶ山・仲真紀子（責任編集）発達科学ハンドブック4. 発達の基盤：身体、認知、情動。新曜社 pp.. 284-296.
- 仲真紀子・根ヶ山光一（2012）。あとがき：発達を支える環境・身体・心の視点から。日本心理学会（編）根ヶ山・仲真紀子（責任編集）発達科学ハンドブック4. 発達の基盤：身体、認知、情動。新曜社. Pp. 297-298.
- 根ヶ山光一・仲真紀子（2012）。発達を支える身体・認知・情動。日本心理学会（編）根ヶ

- 山・仲真紀子（責任編集）発達科学ハンドブック4. 発達の基盤：身体、認知、情動。新曜社 pp. 1-4.
- 仲真紀子. (印刷中). 目撃証言と認知. 伊東昌子（編著）. コミュニケーションの心理学. ナカニシヤ出版.

◆雑誌

●2008年度

- 仲真紀子 (2008). 面接法における自由報告の意義：子どもの目撃者、被害者、被害者への面接と英国の実務. 同志社心理, 55.
- 仲真紀子 (2008). レツツ聞き上手お母さん①聞いてあげる、答えてあげる. 静岡発！子育て&学校情報雑誌 月刊 ファミリス, 5-6月号.
- 仲真紀子 (2008). レツツ聞き上手お母さん②たくさん話せるオープン質問. 静岡発！子育て&学校情報雑誌 月刊 ファミリス, 7月号.
- 仲真紀子 (2008). レツツ聞き上手お母さん③「わかりやすい報告」できていますか？, 静岡発！子育て&学校情報雑誌 月刊 ファミリス, 8月号.
- 仲真紀子 (2008). レツツ聞き上手お母さん④質問でプレッシャーかけてませんか？, 静岡発！子育て&学校情報雑誌 月刊 ファミリス, 9月号.
- 仲真紀子 (2008). レツツ聞き上手お母さん⑤自由報告を大切にする司法面接. 静岡発！子育て&学校情報雑誌 月刊 ファミリス, 10月号.
- 仲真紀子 (2008). レツツ聞き上手お母さん⑥ 子どもを元気にする応答. 静岡発！子育て&学校情報雑誌 月刊 ファミリス, 11月号.

●2009年度

●2010年度

●2011年度

- 仲真紀子 (2011). 法と心理学のおもしろさ：犯罪心理学-ビギナーズガイドの出版に向けて. 書斎の窓, 2011, No. 601, (1-2月号)62-65. (有斐閣).
- 仲真紀子 (2011). 詐ではない嘘, 本当ではない本当. 世界思想, 38, 春. 29-32.
- 仲真紀子 (2011). 書評「犯罪心理学 - ビギナーズガイド：世界の捜査、裁判、矯正の現場から」青少年問題, 642号(58卷), 62. (青少年研究会. 自著を語る).
- 仲真紀子 (2011). 法と心理学と面接法. 家庭科教育, 23, 8-11.
- 仲真紀子 (2011). 自著を語る. 「犯罪心理学 - ビギナーズガイド：世界の捜査、裁判、矯正の現場から」. 心理学ワールド.

●2012年度

- 仲真紀子(2012). 子どもの証言をどう得るか-司法面接法の研究. 北海道大学(編) 知のフロンティア. pp. 8-9.
- 仲真紀子(2012). 法と人間科学. 科研費NEWS, 2012, Vol. 1, p. 6.

② ウェブサイト構築

サイト名：司法面接法の開発と訓練
<http://child.let.hokudai.ac.jp/>
立ち上げ年月：2009年4月

③ 学会以外のシンポジウム等への招へいによる講演実施 等

●2008年度

- 仲真紀子 (2008). 子どもの証言：どのように話を聞けばよいか. 第5回赤ちゃんフォーラム～記憶-憶え、思いだす心と脳のはたらき～, 玉川大学脳科学研究所言語情報研究センター. (玉川大学, 2008年10月24日).
- 仲真紀子 (2008). 法と心理学からの示唆：人とつくりあげる過去. シンポジウム「自伝的

- 記憶～自己と過去をつなぐもの～」，文部科学省学術フロンティア推進事業「脳とこころの発達における神経科学的・心理学的アプローチ」心理グループ主催，日本心理学会自己心理学研究会・日本発達心理学会自己心理学研究分科会共済。（名城大学，2008年11月29日）。
- 仲真紀子（2008）。記憶と感情の認知心理学－イメージがつくる過去－。イメージングテクノロジーの階梯：認知科学との交流，キャノン（東京都キャノン株式会社本社，2008年12月11日）。
- 仲真紀子（2008）。司法場面における子どもたち－認知科学の最前線から－。2009年4月開校 新統合領域 ユーザー感性学専攻 感性コミュニケーションコース プレ講義，実践子ども学 vol. 23（アクロス福岡，2008年1月9日）。
- 仲真紀子（2008）。児童虐待対応における現状と課題I：子どもの記憶－事実確認をめぐって－。子どもの虹情報研修センター（神奈川県子どもの虹研修センター，2009年3月12日）。
- 仲真紀子（2008）。研修講師として：東京家庭裁判所（2008年10月23日）。
- 仲真紀子（2008）。研修講師として：函館家庭裁判所（2008年10月28日）。
- 仲真紀子（2008）。研修講師として：横浜家庭裁判所（2008年11月3日）。
- 仲真紀子（2008）。研修講師として：札幌家庭裁判所（2008年11月10日）。
- 仲真紀子（2008）。研修講師として：釧路家庭裁判所（2008年12月4日）。
- 仲真紀子（2008）。研修講師として：龍谷大学矯正・保護研究センター（2008年3月28日）。

●2009年度

◆研究開発成果を発信するためのシンポジウム等の開催

- Naka, M. (2009). A developmental study with children in normal environment and those under stress. SARMAC, 2009年7月。
- 仲真紀子（2009）。法と心理学会第10回大会ワークショップ，録画された子どもへの面接：証拠としての価値と法廷における問題（指定討論），法と心理学会第10回大会，東京，國學院大学，2009年10月。
- 仲真紀子（2009）。シンポジウム・分科会，虐待を受けた子どもの法的支援としての司法面接そのI, II（話題提供），日本子ども虐待防止学会，埼玉，2009年11月。
- 仲真紀子（2010）。発達心理学会シンポジウム，法的推論と法教育について（指定討論），発達心理学会第21回大会，2010年3月。
- 瀧川真也・仲真紀子（2009）。日本心理学会第73回大会ワークショップWS048 ノスタルジア研究の現在：基礎的側面と応用的アプローチ。（話題提供），日本心理学会第73回大会，京都，2009年8月。

◆学会以外のシンポジウム等への招へいによる講演実施

- 仲真紀子（2009）。「被害児童に対する面接技法：自由報告の意義」北海道警察（2009年4月23日）（札幌）。
- 仲真紀子（2009）。「犯罪から子どもを守る司法面接の開発と訓練：司法面接研修・活動報告」北海道児童相談所所長会議（2009年6月11日）（札幌）。
- 仲真紀子（2009）。「子どもから出来事を聞き出すアプローチ」旭川・富良野地区養護教諭研究協議会（2009年9月10日）（旭川）。
- 仲真紀子（2009）。「世界標準の司法面接：NICHDプロトコル」札幌弁護士会（2009年9月17日）（札幌）。
- 仲真紀子（2009）。「司法面接の目的と概要：発達心理学から見た司法面接の必要性」警察庁保護対策課（2009年10月21日）（東京）。
- 仲真紀子（2009）。「司法面接の世界的動向：事実確認と多職種連携」児童虐待防止シンポジウム（2009年11月5日）（恵庭）。
- 仲真紀子（2009）。「司法場面における子どもたち：認知科学の最前線から」九州大学新統合領域 ユーザー感性学専攻 感性コミュニケーションコース プレ講義（2009年1月9日）（福岡）。
- 仲真紀子（2009）。「子どもへの司法面接：NICHD面接」東京家庭裁判所（2009年12月8-9日）（東京）。

仲真紀子 (2009). 「子どもの意向調査のあり方：面接における工夫と実践」札幌家庭裁判所 (2009年11月11日) (札幌) .

仲真紀子 (2009). 「子どもの意向調査のあり方：面接における工夫と実践」函館家庭裁判所 (2009年11月17日) (函館) .

仲真紀子 (2009). 「被害者から話を聞く：事実確認とケア」北海道女性相談援助センター (2910年1月13日) (札幌) .

仲真紀子 (2009). 「司法面接の世界的動向-事実確認と多職種連携-」警察大学校 (2009年12月17日) 東京都.

仲真紀子 (2009). 「司法面接と発達障害」北海道大学文学研究科倫理学講座シンポジウム 発達障害者支援における専門職の役割と倫理 (2010年2月4日) (札幌) .

仲真紀子 (2009). 「子どもへの調査面接：司法面接と多職種連携」札幌検察庁 (2010年3月8日) (札幌) .

仲真紀子 (2009). 児童虐待における現状と課題II「子どもの記憶：事実確認をめぐって」子どもの虹情報研修センター (2009年3月12日) .

仲真紀子 (2009). 「心理学鑑定の実践例②実験心理学的アプローチ」シンポジウム 刑事司法と心理鑑定—フランスの現状と日本への示唆, 2010年3月25日 (京都) .

上宮愛・仲真紀子 (2009). 「独立行政法人科学技術振興機（JST）子どもを犯罪から守る司法面接法の開発と訓練」平成21年度第2回「十代の性の健康」支援ネットワーク（ゆいネット）札幌会議 (2009年9月26日) (札幌) .

上宮愛・仲真紀子 (2010). 「子どもから事実を聞く司法面接」「十代の性の健康」支援ネットワーク（ゆいネット）報告会 (2010年3月7日) (東京) .

●2010年度

北海道家庭生活総合カウンセリングセンター」市民公開講座『真実を受けとめる～子どもの安全を守るために～』2010年6月10日 (札幌市, カデルホール)

日本弁護士会第一回「子どもの司法面接を考える」講演会『子どもの司法面接を考える』2010年6月11日, 東京 (日本弁護士会館)

日本弁護士会「子どもの司法面接を考える」パネルディスカッション, 2010年7月3日, 東京 (日本弁護士会館)

北海道子どもの虐待防止協会2010年総会シンポジウム『子どもへの司法面接-司法面接の要と諸外国の状況-』2010年7月10日, 北海道大学

川崎市子ども家庭センター研修『子どもからの正確な聞き取り一司法面接の取組み一』2010年10月12日川崎市区役所

性教育研究会研修会「児童福祉施設における性教育と司法面接」『事実の確認と子どものケア～司法面接と多職種連携～』2010年11月14日 (国立オリンピック記念青少年総合センター)

北海道オホツク総合振興局保健環境部児童相談室講演会『子どもから事実を聞くための面接ー虐待から子どもを守るためにー』2010年11月15日, 北海道 (北見ベルクラシック)

JST第4回「犯罪からの子どもの安全」シンポジウム「虐待かも・・・小さなサインを，大きな支援へ」『子どもに事実を話してもらうために』2011年度2月13日, 東京 (コクヨホール)

日本女医会「十代の性の健康」支援ネットワークゆいネット公開シンポジウム『子どもから事実を聞く』2011年2月20日, 東京 (ルークホール)

●2011年度

●2012年度

仲真紀子 (2012). 子どもへの司法面接-ビデオ録画面接の取組. 金沢弁護士会. (2012年3月)

仲真紀子 (2012). 「市町村の相談窓口が虐待を相談されたときどう対応すればいいか～知っておきたい聞き取りの基本と虐待事態への対応、司法面接法」. NPO 法人 PandA-J2012<全国障害者虐待防止セミナ>虐待防止センターを作り活かすか. 2012. 6.3. 大阪「大阪府立中央図書館 ライティホール」

仲真紀子 (2012). 「市町村の相談窓口が虐待を相談されたときどう対応すればいいか ~知っておきたい聞き取りの基本と虐待事態への対応、司法面接法」. NPO 法人 PandA-J2012<全国障害者虐待防止セミナ> 虐待防止センターをどう作り活かすか. 2012. 5.13. 「会議室ベルサール神保町」

◎その他

◆ 「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練ニュースレター」発行

Vol. 1 2008年3月

Vol. 2 2009年9月

Vol. 3 2010年3月

Vol. 4 2010年10月

Vol. 5 2011年3月

Vol. 6 2011年10月

Vol. 7 2012年3月

Vol. 8 2012年9月

◆ ネット配信による「司法面接支援室通信」の送付

Vol. 1 (2009. 10月 発行)

Vol. 2 (2009. 12月 発行)

Vol. 3 (2010. 2月 発行)

Vol. 4 (2010. 4月 発行)

Vol. 5 (2010. 7月 発行)

Vol. 6 (2010. 8月 発行)

Vol. 7 (2010. 10月 発行)

Vol. 8 (2010. 12月 発行)

Vol. 9 (2011. 2月 発行)

Vol. 10 (2011. 5月 発行)

Vol. 11 (2011. 7月 発行)

Vol. 12 (2011. 10月 発行)

Vol. 13 (2011. 12月 発行)

Vol. 14 (2012. 3月 発行)

Vol. 15 (2012. 6月 発行)

Vol. 16 (2012. 9月 発行)

5・3. 論文発表 (国内誌 39 件, 国際誌 7 件)

●2008年度 ★論文発表 (国内誌 5 件, 国際誌 1 件)

加地雄一・仲真紀子 (2008). 手話の記憶における実演効果. 認知心理学研究, 6, (1).

加地雄一・仲真紀子・花田安弘 (2008). 被験者実演課題における年齢効果と系列位置曲線. 日本教育工学会論文誌, 32, (増刊号).

仲真紀子・杉浦ひとみ・廣井亮一・白取祐司・西田美樹・西尾洋介 (2008). 少年事件における少年へのインタビュー (法と心理学会第7回大会 ワークショップ). 法と心理, 7, (1).

仲真紀子 (2009). 日本における子どもの証言: 事例と研究 (日本語および韓国語). 2009 Proceedings of the paper presented at 2009 Special Symposium of Assessment of alleged child victim: Finding the truth and protecting the child, 39-62.

岡田悦典・仲真紀子・藤田政博・山崎優子 (2008). 裁判員の法知識と法曹に関する意識--第二次調査から. 南山法学, 32, (1).

山崎優子・仲真紀子 (2008). 「未必の故意」に関する教示が司法修習生と大学生の 裁判理解および法的判断に及ぼす影響 (特集 素人の事実認定と玄人の事実認定--法と心理学会第7回大会 シンポジウム). 法と心理, 7, (1).

●2009年度 ★論文発（国内誌 6 件, 国際誌 1 件）

- Lang, A., Kurita, S., Rubenking, B., & Potter, R.F. (2011). mini-MAM: Validating a short version of the Motivation Activation Measure. , Communications Methods and Measure.
- 仲真紀子 (2009). 裁判員制度と心理学-被害者に関する情報の影響について-, 刑法雑誌, 48巻, 3号, P85-100.
- 仲真紀子 (2009). 司法面接:事実に焦点を当てた面接法の概要と背景, ケース研究, 299巻, P3-34.
- 仲真紀子 (2009). ソース・モニタリング低下の恐怖をどう乗り越えるか - 金城論文へのコメント., 心理学評論, 52巻, 3号, P307-310.
- 仲真紀子 (2009) . 常識とは何か?- 法と心理学の視点から -.理論心理学研究, 11(1), 4-6.
- 上宮愛・仲真紀子 (2009). 幼児による嘘と真実の概念的理解と嘘をつく行為, 発達心理学研究, 20巻, 4号, P393-405.
- 上宮愛・仲真紀子(2009). 子どもの出来事の報告におけるドール（人形）の使用（中間報告）, 発達研究, 23巻, P215-220.

●2010年度 ★論文発表（国内誌 10 件, 国際誌 1 件）

- Barber, S. J., Franklin, N., Naka, M., & Yoshimura, H. (2010). Higher Social Intelligence Can Impair Source Memory. Journal of Experimental Psychology: Memory, Learning and Cognition. 36, 2, 545-551.
- 仲真紀子 (2010). 子どもの証言と心理学鑑定. 科学. 80, 6, 654-656.
- 仲真紀子 (2010). 性的虐待事例における非加害親への支援. そだちと臨床. 8, 127-128.
- 仲真紀子 (2010). 裁判員の知識と力：市民が裁判を行うことについて. 法と心理. 9, 1, 24-28.
- 仲真紀子 (2010). 司法面接とは何か. 心の健康(北海道精神保健協会). 125, 41-43.
- 仲真紀子 (2010). 子どもによるポジティブ, ネガティブな気持ちの表現 : 安全, 非安全な状況にかかる感情語の使用. 発達心理学研究. 21, 4, 364-373.
- 岡隆・仲真紀子・平井洋子 (2010). 学級で研究しようとする人のための心理学研究法入門—研究デザインの視点とデータ収集上の注意-. 教育心理学年報. 49, 41-44.
- 杉村智子 (2010). 幼児の目撃記憶の発達：顔の再認成績に及ぼす言語供述の影響 発達心理学研究, 21, 342-352.
- Sugimura, T. (2010). Eyewitness memory of a real-life event: Recognition accuracy of young children for a disguised face and a bystander. Journal of Human Environmental Studies, 8, 181-187.
- 上宮愛・仲真紀子 (2010). 幼児による人形・道具を用いた出来事の報告. 発達研究, 24, 25-36.
- 若林宏輔・荒川歩・石崎千景・上宮愛 (2010). 法と心理学の協働—10 年後の未来を見据えて. 法と心理. 9, 1, 63-65.

●2011年度 ★論文発表（国内誌 11 件, 国際誌 3 件）

- Fletcher-Flinn, C. M., Thompson, G. B., Yamada, M., & Naka, M. (2011). The acquisition of phoneme awareness in children learning the hiragana syllabary. Read and Writing, 24, 623-633.
- 名畠 康之・仲 真紀子・高田 理孝 (2011) . 正導・誤導情報と出来事の情動性が事後情報効果に及ぼす影響.法と心理, 10(1),123-130.
- 仲真紀子 (2011). 目撃証言. 日本児童研究会 (編). 児童心理学の進歩 2011 年版 (第 50 卷). 78-100.
- 仲真紀子.(2011). NICHD ガイドラインにもとづく司法面接研修の効果. 子どもの虐待とネグレクト, 13(3), 316-325.
- 仲真紀子 (2011). 事実確認と子どものケア：感情を交えずに話を聞く事. 世界の児童と母性,71, 2011-10, 41-45.
- Naka, M., Okada, Y., Fujita, M., & Yamasaki, Y.(2011). Citizen's psychological knowledge, legal knowledge, and attitudes toward participation in the new Japanese legal system, Saiban-in seido. Psychology, Crime & Law, 17, 621-641.
- 仲真紀子 (2011) . 嘘ではない嘘, 本当ではない本当.世界思想, 38,29-32.
- 多田伝生・佐藤薰・藤本真由美・小山和利・二口之則・畠中さおり・仲真紀子 (2011). 児童相談所における司法面接（事実確認面接）の在り方と課題等について. 北海道児童相談所研究紀

- 要, 30, 1-45.
- 竹村明子・小林稔 (2010). 小学生の親における子への関わりとそれを規定する要因. 教育心理学研究, 58(4), 426-437.
- 瀧川真一・仲真紀子 (2011). 懐かしさ感情が自伝的記憶の想起に及ぼす影響—反応時間を指標として—. 認知心理学研究, 9(1), 65-73.
- 上宮愛・山本健一・岡田悦典・山崎優子・仲真紀子 (2011). 録画された子どもへの面接：証拠としての価値と法廷における問題. 法と心理学, 10(1), 101-106.
- Sugimura, T. (2011). Difficulty among young children in remembering bystanders: 5- and 6-year-old omission errors in eyewitness memory for a real-life event. Psychology, Crime & Law, 17, 293-303.
- Sugimura, T. (2011). Young children's responses to repeated facial identifications: A comparison of one-day and one-month delayed tests. Bulletin of Fukuoka University of Education, 60, 53-62.
- Sugimura, T. (2011). Eye-tracking investigation of facial processing in discriminating gender: Developmental differences between young children and adults. Journal of Japanese Academy of Facial Studies, 11, 29-40.

●2012年度 ★論文発表（国内誌 7 件, 国際誌 1 件）

- Maki, Y., Janssen, S., Uemiya, A., & Naka, M. (in press). The phenomenology and temporal distributions of autobiographical memories elicited with emotional and neutral cue words. Memory.
- 仲真紀子 (印刷中). 面接のあり方が目撃した出来事に関する児童の報告と記憶に及ぼす効果. 心理学研究, 83, 303-313.
- 仲真紀子 (印刷中). 法と心理学会大会企画シンポジウム: エビデンスにもとづく取調べの科学化. 法と心理, 12 (1).
- 仲真紀子 (印刷中). 科学的証拠にもとづく取調べの高度化: 司法面接の展開と PEACE モデル. 法と心理, 12 (1).
- Sugimura, T. (2012). Accuracy of gender discriminations of disguised faces with cross-gender hairstyle and the understanding of gender constancy in young children. Bulletin of Fukuoka University of Education, 61, 49-55.
- 竹村明子・仲真紀子 (2012). 二次的コントロール概念の多様性と今後の課題. 教育心理学研究, 60, 2, 211-226.
- 竹村明子・仲真紀子 (印刷中). 身体や健康の衰退に調和するための高齢者の対処: 二次的コントロール理論を基に. 発達心理学研究.
- 脇中洋・山田早紀・大倉得史・上宮愛・村本邦子. (印刷中). 被害者供述に対する 3 つのアプローチ: 真の被害者支援を目指して. 法と心理, 12 (1).

5-4. 口頭発表（国際学会発表及び主要な国内学会発表）

“○ 発表者（所属）、タイトル、学会名、場所、月日等を記載して下さい。”

- ①招待講演 (国内会議 14 件, 国際会議 2 件)

●2008年度 ★招待講演（国内会議 2 件, 国際会議 1 件）

- 仲真紀子 (北海道大学) (2008). 理論心理学会公開シンポジウム: 常識とは何か?—法と心理学の視点から—. 日本理論心理学会第 54 回大会. (東京サピアタワー, 2008 年 11 月 22 日).
- 仲真紀子 (北海道大学) (2008). 学会特別企画シンポジウム: Law and Psychology and a new current of civil participation in criminal justice: Saiban-in Seido. We should not be too much worried about lay participation in criminal court (裁判員の知識と力). 法と心理学会第 9 回大会. (南山大学, 2008 年 10 月 17 日).
- Naka M. (Hokkaido University) (2009). Japanese studies on the validity of child's testimony. Invited talk at 2009 Special Symposium of Assessment of alleged child victim: Finding the truth and protecting the child, The forensic psychology association: the board of licensure for forensic psychologist. (Seoul National University, Korea, 21, January, 2009).

●2009年度 ★招待講演（国内会議 2 件, 国際会議 0 件）

仲真紀子 (2010). 日本発達心理学会第 21 回大会自主シンポジウム S6-2 法的推論と法教育—素人と専門家の推論の違いから考える—(指定討論), 日本発達心理学会第 21 回大会, 神戸, 神戸国際会議場, 2010 年 3 月.

仲真紀子 (2009). 日本心理学会第 73 回大会シンポジウム S014 司法と心理・臨床の協働をめぐって—「司法臨床」の実現に向けて 司法面接の点から 一司法面接研修と多職種連携—(話題提供), 日本心理学会第 73 回大会, 京都, 立命館大学, 2009 年 8 月.

●2010年度 ★招待講演 (国内会議 2 件, 国際会議 0 件)

仲真紀子 (2010). パネリスト「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」2010 年度 11 月 28 日分科会 2 「司法面接(被害確認面接)の新たな展開に向けて」. 日本子ども虐待防止学会. (熊本県立劇場, 11 月 27-28 日).

仲真紀子 (2010). チュートリアル講師「研究デザインの視点とデータ収集上の注意」日本教育心理学会研究委員会企画チュートリアルセミナー: 学級で研究しようとする人のための心理学研究法入門. 日本教育心理学会第 52 回総会.(早稲田大学, 8 月 27-29 日).

●2011年度 ★招待講演 (国内会議 6 件, 国際会議 1 件)

Naka, M. (2011). Child eyewitness testimonies in Japan: Research and cases. 17th Biennial Conference of the Australasian Human Development Association, Dunedin, New Zealand, 4-6. July, 2011. (招待講演)

仲真紀子 (2011). NICHD プロトコルにもとづく司法面接研修. 教育プログラム. 日本子ども虐待防止学会第 17 階学術集会いばらき大会. つくば国際会議場. 2011. 12. 2-3. (招待シンポジウム)

仲真紀子 (2011). 子どもから事実を聞き出す司法面接. 日本学術会議・心の先端研究と心理学専門教育分科会主催. 公開シンポジウム「心の先端研究への扉」熊本大学. (2011 年 7 月 30 日). (招待シンポジウム)

仲真紀子 (2011). 模擬接見の分析と構造化された接見の提案. 北海道弁連大会記念シンポジウム「裁判員裁判における情状弁護を考える」(2011 年 7 月 22 日) (招待シンポジウム有無)

仲真紀子 (2011). 模擬接見の分析と構造化された接見の提案: 自由報告の練習. (2011 年 7 月 22 日) (招待シンポジウム). 大阪弁護士会. (2011 年 8 月 10 日). (招待講演)

仲真紀子 (2011). なつかしくならない記憶と司法面接. 日本心理学会公開シンポジウム(1) なつかしさの心理学—思い出と感情—. 京都会場 (キャンパスプラザ京都 5 階・第 1 講義室) (2011 年 10 月 22 日) (招待シンポジウム)

●2012年度 ★招待講演 (国内会議 5 件, 国際会議 1 件)

仲真紀子 (2012). なつかしくならない記憶と司法面接. 日本心理学会公開シンポジウム(2) なつかしさの心理学—思い出と感情—. 名古屋会場 (名古屋大学) (2012 年 3 月 11 日) (招待シンポジウム)

仲真紀子 (2012). 子どもの証言をどう聞くか. 玉川大学脳科学研究所. 10 月 8 日(土)開催: 脳科学リテラシー部門第 10 回研究会「記憶と証言」(招待講演)

仲真紀子 (2012). 認知心理学・発達心理学を活かした司法面接—その開発と訓練-. 2012 年 6 月 2 日 認知心理学会 10 周年記念特別シンポジウム“サービス”に対するアカデミズムの役割. (岡山大学, 2012, 6.2-3) . (招待講演)

Naka, M. (2012). Development and assessment of a training program for investigative interviewing , International Psychological Congress 2012 (ICP2012), Cape Town, the Republic of South Africa. July 22-27. 2012. (招待講演)

仲真紀子 (2012). 司法面接の実践と問題. 日本心理学会公開シンポジウム(1)社会のための心理学シリーズ: 犯罪と被害防止に貢献する心理学. 京都教育化センター. (2012 年 6 月 9 日) (招待シンポジウム)

仲真紀子 (2012). 認知心理学. 日本心理学会 高校生のための心理学講座: 心理学と社会—心の不思議を解き明かす—. (北海道大学) (2012 年 8 月 14 日) (招待講演)

- ②口頭講演 (国内会議 17 件, 国際会議 17 件)
●2008 年度 ★口頭講演 (国内会議 4 件, 国際会議 1 件)
◆査読あり

Naka, M. (Hokkaido University)(2008). Effects of Victim Impact Statement on Lay People's Judicial Decision. Paper presented at the annual meeting of the Psychonomic Society, Chicago, U.S., 13-16, Nov., 2008.

- ◆査読なし

仲真紀子(北海道大学)(2008). 分科会Ⅱ:「裁判員制度実施に向けた課題と展望」国際会議室:裁判員制度:法と心理学からの寄与. 日本刑法学会第86回大会.(神戸国際会議場, 2008年5月17日).

仲真紀子(北海道大学) (2008). シンポジウム: 心理学のキャリアパスを考える 刑事司法や矯正の現場は心理学にどのような人材を求めるのか - 法と心理学の仕事 - 認知心理学会第6回大会. (千葉大学, 2008年5月30-31日).

仲真紀子(北海道大学)(2008). ワークショップ: 法律相談・カウンセリング・司法面接における面接法トレーニング: 事実に焦点を当てた子どもへの司法面接. 法と心理学会第9回大会. (千葉大学, 2008年10月17-18日)

上宮愛(神戸女学院大学)・仲真紀子(北海道大学)・松田瑛美(北海道大学)・小山和利(北海道中央児童相談所)(2008). 被虐待児による嘘と真実の理解—虐待経験のある子どもたちの証言能力の査定について—. 法と心理学会第9回大会. (千葉大学, 2008年10月17-18日)

- 2009 年度 ★口頭講演 (国内会議 7 件, 国際会議 8 件)

- ◆査読あり

Matsuda, E., & Naka,M.(2009). Interviewing method to facilitate children's report on eyewitnessed event -Drawing a picture-, The 8th Biennial Meeting of the Society for Applied Research in Memory& Cognition, Kyoto, Japan, 2009年8月.

Naka, M., Ishizaki, C., Yamasaki, Y., Franklyn, N., & Barber, S. (2009). Reflecting upon a victim's feelings. , The 50th annual meeting of Psychonomic Society, Sheraton Boston, Boston, U.S.A. , 2009年11月.

Kurita, S., Gao, Y., Lang, A., Lee, S., & Wang, Z. (2009). Dimension of Attention. Media Structure, Content and Cognitive overload. , The 8th Biennial Meeting of the Society for Applied Research in Memory& Cognition, Kyoto, Japan, 2009年7月.

Naka, M. (2009). A developmental study with children in normal environment and those under stress. , The 8th Biennial Meeting of the Society for Applied Research in Memory& Cognition, Kyoto, Japan, 2009年7月.

Uemiya, A., Matsuda,E., Naka, M., & Koyama, K. (2009). A comparative study of abused and non-abused children's levels of understanding of truths and lies., The 8th Biennial Meeting of the Society for Applied Research in Memory& Cognition, Kyoto, Japan, 2009年7月.

Miwa, T., Naka, M. (2009). Making the Cognitive Interview Automatic?: The development of an Interactive Interview System, The 8th Biennial Meeting of the Society for Applied Research in Memory& Cognition, Kyoto, Japan, 2009年7月.

Shiraishi, H., Naka, M. (2009). Making the Cognitive Interview Automatic?: The development of an Interactive Interview System, The 8th Biennial Meeting of the Society for Applied Research in Memory& Cognition, Kyoto, Japan, 2009年7月.

Takigawa, S., Naka, M. (2009). Functions and characteristics of nostalgic memory, The 8th Biennial meeting of the Society for Applied Research in Memory and Cognition, Kyoto, Japan, 2009年7月.

- ◆査読なし

名畠康之・仲真紀子・高田理孝 (2009). 事後情報と映像の情動性が事後情報効果に及ぼす影響, 法と心理学会第10回大会, 東京, 國學院大学, 2009年10月.

仲真紀子 (2009). 「子どもを犯罪から守る司法面接法の開発と訓練」の取組み, 法と心理学会第

- 10回大会, 東京, 國學院大学, 2009年10月.
- 仲真紀子 (2009). 分科会II-4「虐待を受けた子どもの法的支援としての司法面接そのI」, 日本子どもも虐待防止学会第15回大会, 埼玉, 大宮ソニックスシティ, 2009年11月.
- 仲真紀子 (2009). シンポジウム「虐待を受けた子どもの支援としての司法面接II」, 日本子どもも虐待防止学会第15回大会, 埼玉, 大宮ソニックスシティ, 2009年11月.
- 栗田聰子・Lang, A. (2009). 暴力的ビデオゲーム-プレイ中の生理心理測定データとメディアが示唆するもの, 法と心理学会第10回大会, 東京, 國學院大学, 2009年10月.
- 菅井英子・仲真紀子 (2009). 小学生の環境保護行動と環境倫理観, 環境教育学会, 東京, 東京農工大学, 2009年7月.
- 山本涉太・仲真紀子 (2009). 情動的ストレスが記憶に与える影響——性格特性と司法面接からの考察——, 法と心理学会第10回大会, 東京, 國學院大学, 2009年10月.

●2010年度 ★口頭講演(国内会議1件, 国際会議1件)

◆査読あり

Uemiy A., & Naka M. (2010). Using normal dolls in children's event reporting: Reporting other people's actions. Paper presented at the 3rd International Investigative Interviewing Research Group Annual Conference, Stavern, Norway, June, 22-24.

◆査読なし

井上愛弓・仲真紀子. (2010). 面接手法が繰り返し想起された物語に及ぼす影響. 法と心理学会第11回大会. (立命館大学, 10月16,17日)

●2011年度 ★口頭講演(国内会議4件, 国際会議7件)

◆査読あり

Naka, M. (2011). Children's description of feelings of others and of their own in negative and positive situations. Symposium: Children's Performance and Experiences in Legal Contexts (Fiona Jack). 17th Biennial Conference of the Australasian Human Development Association, Dunedin, New Zealand, 4-6 July, 2011. (報告は6月6日)

Sugimura, T. (2011). Young children's eyewitness memory: Recognition and identification accuracy for bystanders and disguised faces. Symposium 13: Children's performance and experiences in legal contexts I 17th Biennial Australian Human Development Association Conference.

◆査読なし

仲真紀子 (2011). 司法面接の展開とPEACEモデル. (企画: 仲真紀子・唐沢穣) エビデンスにもとづく取調べの科学化. 法と心理学会, 大会企画シンポジウム. 2011年10月2日. 名古屋大学.

Naka, M. (2011). Promoting the use of forensic interviews in Japan: Working together with Child Guidance Center (司法面接による子どもの被害把握) 司法面接の取組:児童相談所との協働. 公開シンポジウム 科学的根拠に基づく子どもの被害防止 研究から実践へ. 国際犯罪学会 第16回世界大会 (2011年8月5-9日) International Society for Criminology 神戸国際会議場. (報告は8月8日)

Naka, M. (2011). Training social workers on child investigative interviewing in Japan: What changes? In Naka, M., & Jo, Eunkyoung. Roundtable: Development of child Investigative Interviewing in Japan and Korea. International Society for Criminology 2011.8.5-9. (報告はAug 9th) 神戸国際会議場.

仲真紀子 (2011). シンポジウム: 司法における犯罪者・被害者等に対する面接の現状と課題(渡邊和美企画)指定討論. 国際犯罪学会 第16回世界大会 (2011年8月6日).

Inoue, A., & Naka, M. (2011). The effect of repeating investigative interviewing. 国際犯罪学会 第16回世界大会 (2011年8月6日).

Inoue, A., & Naka, M. (2011). The comparison between written record and videotaped record of an eyewitness testimony. 国際犯罪学会 第16回世界大会 (2011年8月6日)

井上愛弓・仲真紀子 (2011) . 面接者の態度が子どもの報告の評価に与える影響.法と心理学会第 12 回大会, 2011 年 10 月, 名古屋大学.

名畠康之・仲真紀子 (2011) . 裁判員による目撃証言の信頼性判断 - 目撃証人の属性との関連で -. 日本心理学会第 75 回大会, 2011 年 9 月, 日本大学.

上宮愛 (2011) ワークショップ 被害者供述に対する 3 つのアプローチ 一真の被害者支援をめざして-. 法と心理学会第 12 回大会, 2011 年 10 月, 名古屋大学

●2012 年度 ★口頭講演 (国内会議 2 件, 国際会議 0 件)

◆査読なし

上宮愛 (2012). 日本心理学会第 76 回大会 WS : 「隠す」 心理を科学する (2) 話題提供『幼児による嘘, 真実の概念理解と嘘をつく行為』. 日本発達心理学会第 76 回大会. (専修大学, 9 月 11 日-13 日) .

仲真紀子 (2012). 久保南海子(企画)研究者のワーク・ライフ・バランス-子育てのいろいろなかたち-. (指定討論). 日本発達心理学会第 76 回大会. (専修大学, 9 月 11 日-13 日) .

③ポスター発表 (国内会議 51 件, 国際会議 19 件)

●2008 年度 ★ポスター発表 (国内会議 7 件, 国際会議 1 件)

◆査読あり

Takigawa,S. (Hokkaido University) & Naka,M. (Hokkaido University) (2008). Does "Nostalgia" influence the recall of autobiographical memory? Poster presented at The XXIX International Congress of Psychology, Berlin, Germany, 20-25, July, 2008.

◆査読なし

仲真紀子(北海道大学)・上宮愛(神戸女学院大学)・小山和利(北海道中央児童相談所) (2008). 一般および虐待を受けたとされる幼児, 児童による感情語の使用-他者の感情の説明-. 日本心理学会第 72 回大会. (北海道大学, 2008 年 9 月 19-21 日).

上宮 愛(北海道大学)・仲真紀子(北海道大学) (2008). 嘘・真実についての概念理解の発達 2-幼児・児童・中学生・大学生による嘘の定義-. 日本心理学会第 72 回大会. (北海道大学, 2008 年 9 月 19-21 日).

白石紘章(北海道大学)・仲真紀子(北海道大学) (2008). 認知面接技法を用いたコンピュータ面接の試み -コンピュータと人による面接の情報量の比較-. 日本心理学会第 72 回大会. (北海道大学, 2008 年 9 月 19-21 日).

瀧川真也(北海道大学)・仲真紀子(北海道大学) (2008). 懐かしさ尺度作成の試み-大学生を対象として-. 日本心理学会第 72 回大会. (北海道大学, 2008 年 9 月 19-21 日).

三輪智子(北海道大学)・仲真紀子(北海道大学) (2008). 子どもによる感情的な出来事の語り—どのようなトピックについて語るのか—. 日本心理学会第 72 回大会. (北海道大学, 2008 年 9 月 19-21 日).

福井郁恵(北海道大学)・仲真紀子(北海道大学) (2008). 司法面接法の訓練と効果 : 専門性, および被面接者の性格特性に関する分析. 北海道心理学会大会. (北星学園大学, 2008 年 11 月 23 日).

波多野新吾(北海道大学)・仲真紀子(北海道大学) (2008). 小学・中学・高校・大学時代に期待されるリスク認知の特徴. 北海道心理学会大会. (北星学園大学, 2008 年 11 月 23 日).

●2009 年度 ★ポスター発表 (国内会議 13 件, 国際会議 4 件)

◆査読あり

Ishizaki, C., & Naka, M. (2009). How do prospective lay judges assess the reliability of eyewitness identification?, The 11th European Congress of Psychology, Oslo, Norway, 2009 年 7 月.

Yamasaki,Y., Ishizaki, C., & Naka,M. (2009). The influence that news report and a judge's instruction exert on lay judges' information processing and decision making., The 11th European Congress of Psychology, Oslo, Norway, 2009 年 7 月.

◆査読なし

井上愛弓・仲真紀子 (2010). 司法面接の繰り返しの効果, 日本発達心理学会第 21 回大会, 神戸,

- 神戸国際会議場，2010年3月。
- 石崎千景・山崎優子・仲真紀子 (2009). 子どもの証言の信頼性はどのように評価されるか？, 法と心理学会第10回大会, 東京, 國學院大学, 2009年10月.
- 松田瑛美・仲真紀子 (2009). 幼児の目撃事実報告場面における描画導入の効果, 法と心理学会第10回大会, 東京, 國學院大学, 2009年10月.
- 三輪智子・仲真紀子 (2010). 児童による感情的な出来事の語り——何をどのように語るのか——, 日本発達心理学会第21回大会, 神戸, 神戸国際会議場, 2010年3月.
- 三輪智子・仲真紀子 (2009). 児童による感情的な出来事の語り — ポジティブな出来事とネガティブな出来事 —, 日本心理学会第73回大会, 京都, 立命館大学, 2009年8月.
- Nabata, Y., & Naka, M. (2010). The effect of positive and negative leading post-event information on eyewitness memory between participants., the 8th Tsukuba International Conference on Memory, Tsukuba, Japan, 2010年3月.
- 仲真紀子 (2009). 人生のイベントに対する年齢的期待：ライフスクリプトと法的年齢, 日本心理学会第73回大会, 京都, 立命館大学, 2009年8月.
- 菅井英子・仲真紀子 (2009). 子ども, 若者の環境保護に関する意識と行動, 北海道心理学会第56回大会, 北海道, 名寄市立大学, 2009年10月.
- 山崎優子・石崎千景・仲真紀子 (2009). 事件報道への接触と説示の提示が裁判員の法的判断に及ぼす影響, 法と心理学会第10回大会, 東京, 國學院大学, 2009年10月.
- 上宮愛・仲真紀子 (2010). 幼児による人形を用いた出来事の報告, 日本発達心理学会第21回大会, 神戸, 神戸国際会議場, 2010年3月.
- 上宮愛・仲真紀子・松田瑛美・小山和利 (2009). 虐待経験のある子どもによる嘘と真実の理解—保護児と一般児の比較—, 日本心理学会第73回大会, 京都, 立命館大学, 2009年8月.
- Yamamoto, S., Naka, M. (2010). The Effect of Forensic Interview., the 8th Tsukuba International Conference on Memory, Tsukuba, Japan, 2010年3月.
- 瀧川真也・仲真紀子 (2009). 懐かしい記憶の機能の検討—日本語版RFSを用いて—, 日本心理学会第73回大会, 京都, 立命館大学, 2009年8月.
- 杉村智子(福岡教育大学) (2009). 幼児期の目撃記憶の発達：顔の再認成績に及ぼす変装の影響 日本心理学会第73回大会発表論文集 p.1060. 2009年8月26日 立命館大学.
- 杉村智子(福岡教育大学) (2009). 幼児期の目撃記憶の発達：顔の再認成績に及ぼす言語供述の影響 日本教育心理学会第51回総会発表論文集 p.22. 2009年9月20日 静岡大学.

●2010年度 ★ポスター発表（国内会議 11件, 国際会議 7件）

◆査読あり

- Inoue, A. & Naka, M. (2010). Effect of repeated forensic interviews. Poster presented at the 27th International Congress of Applied Psychology. Melbourne, Australia, July, 11-16.
- Janssen, S. M. J., Naka, M., & Friedman, W. J. (2010). Why does life appear to speed up as people get older? Poster presented at the Fifty-First Annual Meeting of the Psychonomic Society, St. Louis, USA, November, 18-21.
- Nabata, Y. & Naka, M. (2010). The effect of positive and negative leading post-event information on eyewitness memory within participants. Poster presented at the 27th International Congress of Applied Psychology. Melbourne, Australia, July, 11-16.
- Naka, M. (2010). Life script and legal age. Poster presented at the conference on theoretical perspectives on autobiographical memory, Aarhus, Denmark, June, 13-16.
- Naka, M., Futakuchi, Y., & Koyama, K. (2010). A training program on investigative interviewing with children: Three-day training and its effect on the interview. Poster presented at the 3rd International Investigative Interviewing Research Group Annual Conference, Stavern, Norway, June, 22-24.
- Oyama, T. & Naka, M. (2010). Narratives of Japanese elementary school children about positive and negative events. Poster presented at the conference on theoretical perspectives on autobiographical memory, Aarhus, Denmark, June, 13-16.
- Uemiya A. & Naka M. (2010). The development of the understanding of truth and lies from preschoolers to undergraduate students. Poster presented at the conference on theoretical perspectives on autobiographical memory, Aarhus, Denmark, June, 13-16.

◆査読なし

- 仲真紀子・石崎千景・山崎優子. (2010). 被害者・加害者の気持ちを推測する. 日本心理学会第 74 回大会. (大阪大学, 9月 20-22 日).
- 井上愛弓・仲真紀子 (2010). 質問の形式が想起内容の正確性に及ぼす影響—司法面接の手法を使用して—. 日本心理学会第 74 回大会. (大阪大学, 9月 20-22 日).
- 上宮愛・仲真紀子. (2010). 子どもの証言能力についての素朴理論. 日本心理学会第 74 回大会. (大阪大学, 9月 20-22 日) .
- 杉野佑太・仲真紀子 (2010). 声の記憶に対して、言語の諸要素が及ぼす影響の検討. 北海道心理学会第 57 回大会. (札幌国際大学, 10月 10 日) .
- 名畠康之・仲真紀子 (2010). 正導事後情報と誤導事後情報が目撃者の記憶に及ぼす影響 参加者内比較 - 認知心理学会. (大阪大学, 9月 20-22 日) .
- 名畠康之・仲真紀子 (2010). 正導事後情報と誤導事後情報が目撃者の記憶に及ぼす影響 出来事の中心・周辺性に着目して - 日本心理学会第 74 回大会. (大阪大学, 9月 20-22 日) .
- 名畠康之・仲真紀子 (2010). 正導・誤導事後情報が目撃記憶に及ぼす影響 - 目撃者の確信度に着目して - 北海道心理学会第 57 回大会. (札幌国際大学, 10月 10 日) .
- 名畠康之・仲真紀子 (2010). 正導・誤導事後情報が目撃記憶に及ぼす影響 - 出来事の情動性に着目して - 法と心理学会第 11 回大会. (立命館大学, 10月 16,17 日) .
- 杉村智子 (2010). 幼児の目撃記憶に及ぼす遅延時間の影響 : 1日後と 1ヶ月後の比較 日本心理学会第 74 回大会発表論文集 p.1117. 2010年 9月 大阪大学.
- 杉村智子 (2010). 髪型を変化させた顔の同一性判断の正確性と眼球運動 : 幼児と成人の比較 法と心理学会第 11 回大会予稿集 p.25. 2010年 10月 立命館大学 朱雀キャンパス.
- 杉村智子 (2010). 顔の性別判断の正確性と眼球運動 : 幼児と成人の比較 第 15 回日本顔学会大会 フォーラム顔学 2010 p.125. 2010年 10月 東京医科歯科大学.

●2011 年度 ★ポスター発表 (国内会議 11 件, 国際会議 6 件)

◆査読あり

- Inoue, A., & Naka, M. (2011) . The effect of repeated interviews. The 9th Biennial Meeting of the Society for Applied Research in Memory and Cognition, 2011年 10月, NewYork, USA.
- Nabata, Y., & Naka, M. (2011) . Lay judges' perception of eyewitness testimony: The influence of eyewitness age, race, handicap, looks and social status. 国際犯罪学会 第 16 回世界大会, 2011 年 8 月.
- Naka, M., Okada, Y., & Fujita, M. (2012) . Prospective lawyers' first intake (interview) with a suspect: Topics, question types, and dis-communications. International conference on Psychology and Law. Puerto Rico, Sanjuan, 2012. March 14-17. (報告は 3 月 16 日) .
- Oyama, T., & Naka, M. (2011) . Narratives of Japanese junior high school children about positive and negative events. International Conference on Memory 5, 2011 年 8 月, York University, York, U.K.
- Uemiya, A., Yamasaki, Y., & Naka, M. (2011) . Mock juror's evaluation about children's ability to testify and the effect of the Truth-Lie Discussion. the 9th Biennial Meeting of the Society for Applied Research in Memory and Cognition, 2011 年 6 月, NewYork, USA.
- Uemiya, A., Takigawa, S., Maki, Y., & Naka, M. (2011) . What do people remember about telling lies and being told lies?. 5th International Conference on Memory, University of York, 2011 年 8 月, York, England.

◆査読なし

- 井上愛弓・仲真紀子 (2011) . 調書記録とビデオ録画記録の比較. 日本心理学会第 75 回大会, 2011 年 9 月, 日本大学.
- 名畠康之 (2011) . 裁判員は目撃証言の信用性をどう判断するのか -聴覚障がいのある目撃証人の場合-. 日本心理学会第 75 回大会, 2011 年 9 月, 日本大学.

- 名畠康之・仲真紀子 (2011) . 裁判員は目撃証言の信用性をどのように判断するのか - 目撃証人の障がいとの関連で-. 法と心理学会第 12 回大会, 2011 年 10 月, 名古屋大学.
- 名畠康之・仲真紀子 (2011) . 裁判員は目撃証言の信頼性をどう判断するのか - 目撃証人の年齢との関連で-. 北海道理学会・東北心理学会第 11 回合同大会, 2011 年 8 月, 北翔大学.
- 杉村智子 (2011). 顔の性別判断における幼児と成人の情報処理: 眼球運動測定装置を用いた検討 日本心理学会第 75 回大会発表論文集 p.1077.
- 杉村智子 (2012). 顔の同一性判断における幼児と成人の情報処理: 眼球運動測定装置を用いた検討 日本発達心理学会第 23 回大会発表論文集 p.535.
- 杉野佑太・仲真紀子 (2011) . 声質の記憶 — 発話される語の有意味性が及ぼす影響の検討—. 日本心理学会第 75 回大会, 2011 年 9 月, 日本大学.
- 瀧川真也・仲真紀子 (2011) . 懐かしさ感情を伴う自伝的記憶の特性. 日本心理学会第 75 回大会, 2011 年 9 月, 日本大学.
- 田鍋佳子・上宮愛・仲真紀子 (2011) . 子どもの証言能力についての素朴理論(2) : ~小学生の保護者を対象とした調査~. 日本心理学会第 75 回大会, 2011 年 9 月, 日本大学.
- 上宮愛・瀧川真也・仲真紀子 (2011) . 「嘘」に関する自伝的記憶の特性. 日本心理学会第 75 回大会, 2011 年 9 月, 日本大学.
- 山本涉太・仲真紀子 (2011) . 情報収集アプローチからみたポリグラフ検査. 日本心理学会第 75 回大会, 2011 年 9 月, 日本大学.

●2012 年度 ★ポスター発表 (国内会議 10 件, 国際会議 2 件)

◆査読あり

- Naka, M., Okada, Y., & Fujita, M. (2012). Prospective lawyers' first intake (interview) with a suspect: Topics, question types, and dis-communications. American Psychology and Law Society. San Juan Puerto Rico, March, 14-17. (査読あり)
- Sugimura, T. (2012). Young children have difficulty inhibiting external facial features: Revisiting the developmental difference of matching unfamiliar faces. 30th International Congress of Psychology, Cape Town, South Africa, July 22-27.

◆査読なし

- 井上愛弓・仲真紀子 (2012). 同一面接者と異なる面接者による面接の繰り返しの比較. 日本心理学会第 76 回大会, 専修大学.
- 名畠康之・仲真紀子 (2012). 目撃証人の属性が裁判員による証言の信用性判断に及ぼす影響 - 裁判員の情報処理過程及び情報処理スタイルとの関連で-. 日本心理学会第 76 回大会, 専修大学.
- 仲真紀子 (2012). 質問タイプと映像の撮り方が子どもの証言の評価に及ぼす影響. 日本心理学会第 76 回大会論文集, 2012 年 9 月 専修大学生田キャンパス.
- 佐々木真吾・仲真紀子 (2012). “だいたい”と“正確に”という質問に対する児童の報告. 日本心理学会第 76 回大会, 専修大学.
- 澤田尚宏・仲真紀子 (2012). ネガティブ気分からの回復と感情を統制する能力との関連. 日本心理学会第 76 回大会, 専修大学.
- 杉野佑太・仲真紀子 (2012). 話者の個人性情報の記憶に対して, 語の有意味性が及ぼす影響. 日本心理学会第 76 回大会, 専修大学.
- 杉村智子 (2012). 人物識別の正確さに及ぼすラインアップ方法の影響: 幼児と成人における同時提示法と消失提示法の比較. 日本心理学会第 76 回大会発表論文集, 2012 年 9 月 専修大学生田キャンパス.
- 竹村明子・仲真紀子 (2012). 二次的コントロールの複数の側面を測定する試み. 日本心理学会第 76 回大会, 専修大学.
- 上宮愛・仲真紀子・山崎優子 (2012). 子どもの証言能力の評価に宣誓の有無が及ぼす影響について. 日本発達心理学会第 76 回大会. (専修大学, 9 月 11 日-13 日).

5-5. 新聞報道・投稿, 受賞等

① 新聞報道・投稿

●2008年度

●2009年度

2009/07/04, 北海道新聞夕刊地方, 7 ページ, 写図, 2229 文字, 「<編集委員報告>荒木太郎 * 犯罪被害の真実 子供からどう聞く * 心理学者の仲さんが研究 * 誘導的質問を防ぐ 「司法面接」 * 普及目指し北大に支援室」

2009/07/22, 北海道新聞朝刊全道, 34 ページ, , 613 文字, 「<知つ得北海道>英國の事情聴取知ろう: 犯罪の被疑者, 目撃者をめぐる英國の事情聴取の方法をテーマにした講演会が, 23 日午後 3 時から 5 時まで北大の人文社会科学総合教育研究棟 (札幌市北区北 10 西 7) で開かれる」

2009/11/02, 北海道新聞朝刊全道, 12 ページ, 写, 1178 文字, 「犯罪被害の子どもに真実語らせる * 「司法面接」手法に期待 * 北大が研究, 児童相談所も研修 * 発言促す質問で負担軽減」

●2010年度

2010 年 4 月 25 日 読売新聞 朝刊 京葉版 27 ページ 『[焦点]性犯罪被害者, 聽取を制限 「司法面接」待望論』

2010 年 6 月 24 日 北海道新聞朝刊 (3 面) 『<ひと 2010>仲 真紀子さん 司法面接の普及に取り組む北大大学院教授』

2010 年 11 月 18 日 経済の伝書鳩 (北見の地方経済新聞) 12 面 『子どもから事実聞くには本人の言葉だけを聞くこと 北大の仲真紀子教授が講演』

2010 年 12 月 24 日 読売新聞「性暴力を問う (下)『子どもの司法面接普及を』仲真紀子さん」

●2011年度

2011 年 7 月 29 日 北海道新聞朝刊地方 (旭川・上川) 27 ページ 556 文字 「裁判員裁判 どう弁護 * 道弁連シンポに 200 人 * 旭川」

2011 年 11 月 28 日 苦小牧民報 8 面 まちかど・学園 「中立の立場で話聞いて 要保護児童対策地域協研修会 子供への接し方学ぶ 苦小牧」

2012 年 3 月 16 日 毎日新聞大阪朝刊 28 頁 総合面 (全 854 字) 「司法面接制度 : 性犯罪被害, 子どもの告訴権の保護を 日弁連が導入提案」**受賞**

●2012年度

2012 年 7 月 4 日 NHK 北海道 道内ニュース, 約 5 分

2012 年 7 月 19 日 NHK 全国放送「おはよう日本」, 約 5 分

② 受賞

③ その他

2011 年 3 月 5 日 JST サイエンスポータル 「被疑者取調べ技術の科学化 : PEACE モデルに見る情報収集アプローチ」(仲真紀子) (<http://scienceportal.jp/>)

2011 年 10 月 1 日 日本学術会議「科学的根拠にもとづく事情聴取・取調べの高度化」(法と心理学分科会)

5-6. 特許出願

①国内出願（0件）

②海外出願（0件）